

沖ノ島研究

第八号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

令和四年九月

沖ノ島研究 第八号 目次

宗像大宮司時代と伝える「海灘境目之事」について……………大高 広和……………1

肥後宗像家文書を中心にみる天正十四年以降の宗像家の去就

―謎の人物「宗像才鶴」の研究動向を含めて―……………花岡 興史……………39

沖ノ島出土馬具の復元的研究……………桃崎 祐輔……………67

《調査報告》

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇二一年度調査概要……………97

世界遺産保存管理の国際的な動向

―第四回世界遺産サイト・マネージャークフォーラムの概要―……………岡寺 未幾……………(1) 122

宗像大宮司時代と伝える「海灘境目之事」について

大高 広和

はじめに

古代の沖ノ島祭祀を考える上で、ヤマト王権とともにその祭祀に関与したと考えられる古代豪族宗像氏と海との関わりは、非常に重要な問題の一つである。四世紀後半からヤマト王権が沖ノ島で祭祀を行い、それと軌を一にして宗像氏との関係を深めたと考えられることの背景には、ヤマトから朝鮮半島へと向かう上で、宗像氏が「支配」する海域における船の航行の問題があったと考えるほかない。しかしながら、その海域の「支配」について具体的に裏づけることは、史料の制約上難しい。

古代宗像氏と海との関係は、勝浦潟の旧入り海に面し玄界灘を望む「海の古墳」である津屋崎古墳群（新原・奴山古墳群を含む）の存在や、それらを含む宗像地域の遺跡から出土した様々な考古学的資料から窺われる。しかし、文字史料においては次に掲げる『万葉集』巻十六があるほかは、宗像郡に「海部郷」が存在したことを伝える『和名類聚抄』郡郷部、胸形君徳善の娘の尼子娘（あまこのいらつめ）が天武天皇（大海人皇子）との間に高市皇子を儲け（『日本書紀』天武天皇元年）、その子である長屋王に

対して宗像郡の大領（宗像氏の首長）から送られた「鯛醬」に付されていた長屋王家出土木簡^①が、直接的なものとして挙げられる程度ではなからうか。

『万葉集』巻十六所収の「筑前国志賀白水郎歌」十首によれば、宗像郡の宗形部津麻呂と志賀島の海人である「淳屋郡志賀村」の白水郎荒雄とは「われ郡を異にすと雖も、船を同じくすること日久し。」という関係であった。古代宗像郡の範囲（陸域）については、筆者は西南側は相島を含む現在の糟屋郡新宮町域までと推定して^②、これは寛喜三年（一一三二）の官宣旨（後掲）における、古来沿岸への寄物（漂着物）を宗像社の末社修造料とできた範囲―蘆屋津（遠賀郡芦屋町）から新宮浜まで―も一つの根拠である。それらの沖合は、現在は宗像市の鐘ノ岬・地島・大島を境に東の響灘と西の玄界灘、と一応呼び分けられてはいるものの、宗像から見れば宗像を中心とした一つの海域である。この海域に対して宗像氏（中世は宗像大宮司家）が勢力、影響力をもっていた範囲とその時期について、その外側の他勢力との関係とともに検討を深めていく必要がある。

右の『万葉集』からは、奈良時代には糟屋郡に属する志賀島の海人とは、

協調関係にありながらも一定の線引きがあったことが読み取れる。また筆者は別稿において、『日本書紀』神功摂政前紀・仲哀天皇九年九月の記事で磯鹿海人名草に対比されて現れる吾瓮海人鳥摩呂を、宗像氏と近い関係にある相島の海人ではないかと推測した^③。しかしながら、宗像氏による海の「支配」、勢力範囲の実態について、古代史料から明らかにしているのはなかなか難しいと言わざるを得ない。

そのような中、近世の沖ノ島や宗像大社に関する史料の探索・調査を行っていたところ、これまであまり注目されてこなかった中世末期の年紀をもつ文書が、右のような課題に対する重要な情報を伝えている可能性に気づいた。門外漢ながら以下に紹介・検討し、史料的な位置づけを論じたい。

一 二つの「海灘境目之事」

今回紹介・検討する文書は、「宗像殿時代」もしくは「宗像御代」、すなわち宗像大宮司家が健在であった時代に定められたとされる、周辺地域の海灘の境界や漁場・漁業権の帰属について記したもので、沖ノ島についての記述もある。文書の写しが別の二つの浦に伝来しており、それぞれ全く知られていなかった訳ではないが、写しが作られたのは近世と考えられることもあって、踏み込んだ研究はなされてこなかった。

一つは、宗像市に隣接する遠賀郡岡垣町波津の浦庄屋に伝来した刀根家文書に含まれるもので、近世筑前の海史研究の第一人者であった故・高田茂廣氏が、執筆を担当した宗像地域の自治体史などで内容を紹介してい

る(後述)。もう一つは、福岡市総合図書館がマイクロフィルム収集資料として所蔵する奈多浦漁協文書に含まれるもので、同文書の収集にも高田氏が関与している。奈多浦は海の中道の砂州の付け根付近に位置し、北は玄界灘、南は博多湾(香椎潟)の二つの海に挟まれた浦である。近世には裏粕屋郡、現在は福岡市東区に属し、北東の旧三苦村の範囲を挟んで新宮町に隣接する。これら二つの文書の写しは、古代の宗像郡域を挟むように伝来していると言える。

ただし、両文書の構成と内容は、写しを作成・伝来する過程で改変を蒙っており、想定される原文書との関係は少々複雑である。

波津の刀根家文書^④は、No.一四三文書^⑤(赤みを帯びた横長の紙で三紙分)が「宗像御代浦々江出ル御書付」の題をもち、原文書には最後の宗像大宮司家当主とされる宗像氏貞(一五四五〜一五八六年)の袖判があったと記され、そして「一海灘の境目之事」以下、浦々の海岸の境界や漁場の帰属(漁業権)について記されている。途中までは奈多浦漁協文書の文書とほぼ同内容だが、途中から本文に続く形で、後述する永禄三年(一五六〇)十一月十日文書の写しに内容が切り替わる(以後、両文書中の海灘の境界や漁場について記した部分を「海灘境目之事」と呼ぶ)。

なお、刀根家文書には「書附諸指出控帳」とされるNo.四五A文書帳があり、これにも冒頭に「永禄三年庚申十一月十日御達宗像御代氏貞公御袖判附有之」とあるほかは、No.一四三文書とほぼ同文の写しが収録されている。同帳にはこれに続けて近世初頭から幕末に至る様々な文書が収載されており^⑥、冒頭部分もNo.一四三文書を参照して書かれたものと推測されるが、

詳細に比較してみると微妙に異なる部分もあり、断定は控えたい（以下、特に断らない限りNo.一四三文書のことを「刀根家文書」と呼ぶ）。

次に奈多浦漁協文書であるが、その一号文書（仮）宗像殿時代証拠文（写）〔津屋崎、勝浦の浦堺、上浦の浦堺の件〕の1〜3紙目が永禄三年十一月十日文書の写し（冒頭に「宗像殿時代証拠文写」と記す）で、続く四・五紙目が「宗像殿時代灘極証文写」として、「海灘境目之事」を記している（以下、特に断らない限り一号文書を「奈多浦漁協文書」と呼ぶ）。そうした構成のため、「刀根家文書」のように「海灘境目之事」の途中で永禄三年文書に切り替わることはなく、より原文書に近い内容を伝えているとみられる。

なお、永禄三年十一月十日の文書（宗像氏重臣連署奉書）については、①松崎文書館所蔵「今林文書」^⑦、②福岡県立図書館寄託「竹田文書」、③「占部文書」内「新撰宗像記考証」^⑧、④福岡市立博物館所蔵「青柳種信関係資料」^⑨に写しがあることが知られているが^⑩、①〜④に「海灘境目之事」に関する記述・文書は伴わないようである^⑪。

永禄三年文書は宗像郡の今古賀・勝浦浜と津屋崎浦との間の漁場相論に関するもので、桑田和明氏によれば、袖に氏貞の花押を据えた氏貞発給文書はこの文書に限られ、また連署人の花押がなかったとすればそれもこの文書のみで、やや特異な存在だが、偽文書と断定することはできないとされる。寛保二年（一七四二）以前に成立した^⑬は同文書が勝浦浜にあると記し、また天保六年（一八三五）に没した青柳種信の撰になる『筑前国統風土記拾遺』（以下、『拾遺』とする）の「勝浦浜」の項には「昔より

此浦と津屋崎浦との網場は、渡山の北面白石といふ地を以て境とせり。（中略）宗像家の時弘治二年十二月に此争ひ有て津屋崎を非分として、沙汰を今古賀・勝浦浜に付られしが、いく程なく永禄三年十二月にもまた争へり。此時の氏貞よりの裁許状、老臣七人の連署今に此浦に在。」^⑬とある。その種信が集めた^⑭には、永禄三年文書の写しの断簡二点に加え、津屋崎浦と「今具賀勝浦浜」との漁場相論について記す弘治二年（一五五六）十二月朔日の文書の写し二通が含まれている^⑮。永禄三年文書（のおそらく原文書）は弘治二年文書とともに、一九世紀までは勝浦浜で所有されていたと考えられる（現在は所在不明）。

先述のように「刀根家文書」は、「海灘境目之事」の今古賀・勝浦浜の漁業権に関する部分から永禄三年文書に内容が切り替わる。その構成は単純な錯簡によるものではなく、何らかの意図をもって制作されたものとみるべきであろう。ただし、結果的に全てが永禄三年段階で（氏貞によって）出された一つの文書のように見える形になっており、注意が必要である。

「海灘境目之事」についての先行研究としては、管見の限り先述の高田茂廣氏による概説・解説がある程度である。「刀根家文書」中の「海灘境目之事」については、『津屋崎町史』において、「津屋崎浦・勝浦浜間の漁場の境界について、勝浦浜側が争いの度に証拠としていたものに永禄三年（一五六〇）に宗像氏貞が発給したとされる文書（刀根家文書）がある。ただし、現存する文書は写しであり真偽のほどは定かではない。」としながら、「海灘境目之事」部分も含めて翻刻・紹介している^⑯。しかし、叙述の中心は寛永年間の津屋崎・勝浦浜間の漁場争いにあり、その他の境界・

漁場名等については深められていない。また、まだ「奈多浦漁協文書」の存在については触れられてはならず、翻刻も修正の余地がある。

また、同氏は『宗像市史』においても近世の浦について執筆しており¹⁶、「刀根家文書」に基づいて作図された「近世初頭の浦境図（海灘境目の事）刀根文書」を掲載しているが（後掲図一）、本文中では特に文書および図の内容について触れていないほか、いくつか誤りがある¹⁷。一方で、「宗像郡をはじめとする玄界灘一帯の漁場は地先権は勿論のこと入合い権も含めて中世の末期にはほぼ確定していたらしく、その漁場の権利は各浦の漁業権として現代に至るまでほとんど変わることなく持続されてきた。」と重要な記述を残している¹⁸。

一方、「奈多浦漁協文書」についても、その目録に高田氏による解説文が付されており¹⁹、「とくに「宗像殿時代証拠文」（No.一）は、永禄三（一五六〇）年に芦屋から志賀島までの漁区の境が書かれた文書の写しであり、宗像郡内にも同文の写しが現存する。原本が存在しないこともあって、偽文書であるという意見が多いが、近世においてはこの文書を正当なものとして浦境が定められていたのである。」と記されている。本文書に歴史的価値を見出す姿勢は継承すべきと考えるが、本稿で言う「海灘境目之事」の部分まで永禄三年段階のものとして捉えている点には問題がある。また、その写しとは「刀根家文書」のことであろうから、宗像郡内ではない。以上のように、「海灘境目之事」について最も深い知見を有していたのは高田氏であったが、「刀根家文書」と「奈多浦漁協文書」との比較や、その内容についての詳細な検討がなされていた訳ではないように思われ

る。また、おそらく「刀根家文書」の形態・内容による先入観から、「海灘境目之事」の年代観について問題がある。両文書を詳細に比較し、全面的に検討し直す必要がある。

なお、「奈多浦漁協文書」については、『新修福岡市史』資料編中世一（二〇一〇年）において、永禄三年文書が「一一一宗像氏家臣連署奉書写」として、「海灘境目之事」が「一一二筑前国海灘境目注文写」としてそれぞれ翻刻された²⁰。両者が「継紙に一筆で書写されている」と指摘した点は重要だが、次節で示すように翻刻にはなお若干の問題がある。

二 両文書の紹介と校訂・語釈

前節に記した通り、両文書は構成が異なっていてそのまま上下に並べても比較が難しいため、便宜上、永禄三年文書部分と「海灘境目之事」とに切り分けて、校訂註と簡単な語釈を付して紹介し、次節以降において詳細な検討を加えたい（内容を上下で比較しやすいよう表示させたため、行間については文書の原状とは異なる部分がある。改行位置については基本的に文書の通り。…は紙継ぎ目）。

永禄三年文書部分については先述の①④との主な異同²¹を示し、「刀根家文書」についてはNo.一四三文書とNo.四五A文書との違いも校訂註に示した（改行位置の違いについては割愛）。原則として旧字は新字に、変体仮名は現用字体に改めた。両文書の対応部分で文字が異なる箇所については傍線を付し、片方に欠落している部分については波線を付した。

奈多浦漁協文書（永祿三年文書部分）

刀根家文書（No.一四三文書）（永祿三年文書部分）

宗像殿時代証拠文写
 御判 御下御証文^{*1}
 今久賀勝浦浜と津屋崎申詰白石^{*3}
 網庭之事。^{*4} 先御代以来事、^{*5}
 …御沙汰之事泊り候処、津屋崎…^{*6}
 依令違犯^{*7} 去弘治式^{*8}
 八月晦
 両方申分対面之中、被成御尋、
 両浦申処有、其理之通落着^{*8}
 之處、猶以津屋崎浦人恣令^{*8}
 漁獵之条、両浦 公役難相勤^{*9}
 之由歎訴、遂披露之處、重而^{*10}
 以檢者相論從被相極之。両浦^{*11}
 申処明白之上御沙汰を両浦^{*12}
 被附畢。 守此旨永代無他^{*12}
 妨、白石網場如先規令進止、
 公役等可相勤之由所被仰下^{*13}
 也。
 （下段へ続く）

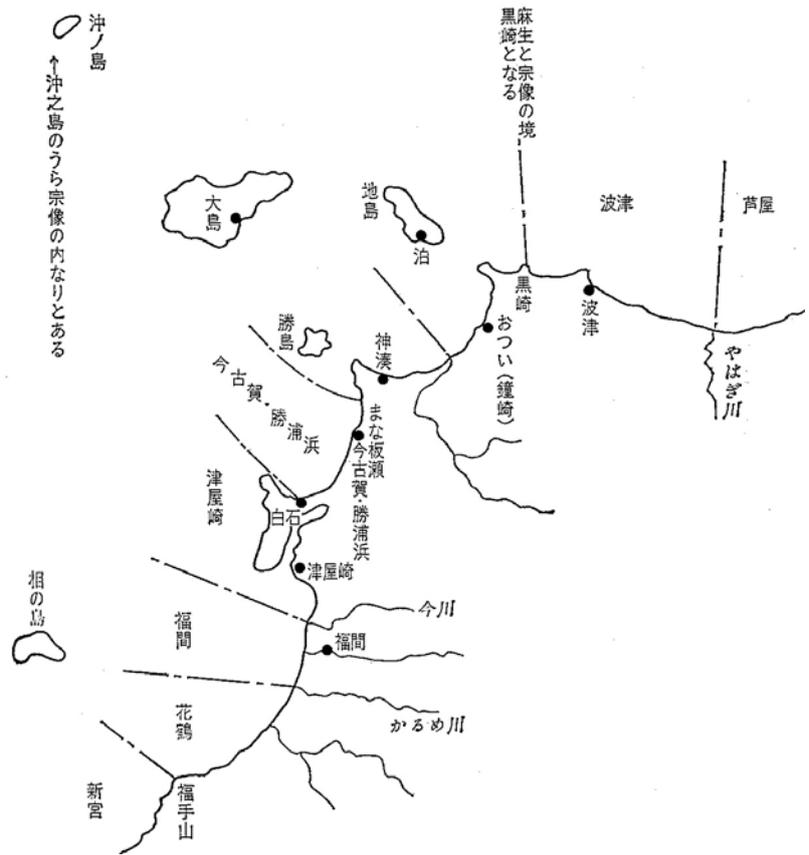
永祿三年 庚申 十一月十日
 于時政所吉田秀時
 和泉守 奉
 御既別当石田秀兼^{*14}
 加賀守 奉
 吉田良胤^{*15}
 沙 弥 奉
 吉田兼秀
 備後守 承
 吉田重致
 伯耆守 承
 占部賢安
 越後守 承
 深田氏俊
 美作守 承
 今久賀 勝浦浜 沙汰所
 此証文継目^{*15}
 氏俊公御直判有。

（海灘境目之事より続く）
 今古賀^{*1}
 勝浦浜と津屋崎申詰^{*1}
 白石網庭之事。^{*2}
 先御代以来御沙汰事旧^{*3}
 之處、津屋崎浦仁依令違犯^{*3}
 者弘八月^{*4}
 治二晦 両方申分対面之^{*4}
 中、被成 御尋両浦申所^{*5}
 有、其理之通落着之處、
 猶以津屋崎浦仁盜令^{*6}
 漁獵之条、両浦公役難^{*7}
 相勤之由被相究之。両浦^{*8}
 申所明白之上、御 沙汰両^{*9}
 浦に被付畢、守此旨永代^{*10}
 無他妨白石網場如先規^{*11}
 令着、公役等可相勤之可被^{*12}
 仰下也。
 （下段へ続く）

于時政所吉田秀時
 和泉守 奉
 永祿三年 庚申 十一月十日
 御既別当石田秀兼^{*11}
 加賀守 奉
 吉田良胤^{*12}
 沙 弥
 同 尚秀
 備後守
 同 重致
 伯耆守
 占部賢安
 越後守
 深田氏俊
 美作守
 今古賀 かつら浜 沙汰^{*12}

○加賀守の裏二氏俊の書判有り。

<p>奈多浦漁協文書（「海灘境目之事」部分）</p>	<p>宗像殿時代灘極証文写</p> <p>海なだの境目之事。麻生と宗像との 堺くろさきと芦屋と波津乃境やはき。 波津とお津ひの境くろさき。おつひと ミなどの境江口。神湊と今久賀勝浦浜 と津屋崎の境白石。津屋崎と福間の境 いま川。福間と花鶴の境かるめ河。花 鶴と新宮の境福手山。新宮と奈多の 境わらや。奈多と志賀の境志おや。 一宗像と粕屋の境花見苺和布川。 一おきのおんかう・お路の島・相の島のはなつら とかぎり宗像の内なり。 一網庭之事、中瀬・志お辻・とうなか乃 あみは八おつひ・神湊・今久賀勝浦浜 くじ取こき可申候。 一まかりかみハ神湊の内。</p> <p>（下段へ続く）</p>	<p>一たしのかみハ今久賀勝浦浜の内。 一ひら瀬ハ今久賀かつら浜の内也。 一こんそ祢ハ地島白浜の内也。 一のろ瀬ハ福間の内也。 右之通、御書附有り。前書年代記 壬寅善記元ヨリ慶長元迄と委 代々之御代書付有之也。</p>	<p>刀根家文書（No.一四三文書）「海灘境目之事」部分</p> <p>（文書の冒頭） 宗像御代浦々江出ル御書付 ○此所ニ氏貞公御袖判有り 一海灘の境目之事 麻生と宗像との境黒崎。 若屋と波津の境ハやはき。 波津とおつひとの境くろさき おついとミなどの境江口。 神湊と今古賀勝浦浜の 境由布まな板瀬。今古賀 勝浦浜と津屋崎の境白石。 津屋崎と福間の境いま川。 福間と花鶴の境かるめ 川。花鶴と新宮の境福…… 手山。新宮と奈多の境わら や。奈多と志賀の境志をや。 一宗像と粕屋の境花見 苺和布川。</p> <p>（下段へ続く）</p>
	<p>一おきのおんかう・おろの島・ 相島のはなつらを限り 宗像の内なり。勝島ハ今 古賀勝浦浜の内也。 一網場之事、中瀬・志を辻・ とうなかの網場ハおつひ・ 神湊・今古賀勝浦浜 くし取候てこき申候。今古賀 勝浦浜と津屋崎申詰 白石網庭之事。 （以下改行して、永禄三年文書部分へ続く）</p>		



図一 高田茂廣氏作成「近世初頭の浦境図」(『宗像市史』通史編第二巻より)

校訂註・語釈
 「奈多浦漁協文書」 永禄三年文書部分

- * 1 御判／＼御証文…①の袖部分には「茲ニ御判」、その下端に「御下御証文」とあり、②の袖部分には宗像氏貞の花押影のみがある。③にこの文言はなく、④は該当部分が欠損している。

* 2 今久賀勝浦浜…勝浦浜は現在の福津市勝浦。今久賀は今古賀なども記し、

勝浦浜に隣接する沿岸集落。

- * 3 白石…現在の福津市渡。渡半島の北側にある白石浜のこと。
- * 4 庭…『新修福岡市史』および③、そして『宗像市史』史料編第二巻中世IIは「底」と読むが、「網庭」は「網場」と同様に網漁業の漁場を意味するから(『国史大辞典』「網場」の項(網野善彦氏執筆))、「庭」でよい。
- * 5 事…他文書にはなし。衍字か。
- * 6 之…他文書にはなし。衍字か。
- * 7 泊り候…①～③の「旧之」の誤写であろう。
- * 8 人…①～③ともに「仁」と作る。
- * 9 従…①・②も「従」で、③は「掟」とする。『新修福岡市史』は「従(聡力)」としている(「聡」は「しか」と読む国字)。
- * 10 極…「刀根家文書」も含め各文書とも「究」に作る。
- * 11 御…①は「御」だが、②・③は「者」と作る。「刀根家文書」は「ハ」とも読める崩しの「御」で(特にNo四五A文書で顕著)、「者」が正しいか。
- * 12 場…①～③は「庭(底)」と作る。* 4参照。
- * 13 也…①・②・④は「也」を通常の字配りで書き、「也矣」と作る。
- * 14 奉…②・④は「加賀守」以降すべて「同」と作る(②は「美作守」の部分は欠)。
 ①と本文書のみ、「備後守」以降を「承」としている。
- * 15 此証文／＼直判有…①には「此御証文継目ニ／＼氏俊公御直判有り」とある。

「刀根家文書」 永禄三年文書部分 (「奈多浦漁協文書」と同じものは割愛)

* 1 詰…『津屋崎町史』は「談」とする。

* 2 事。…No四五A文書ではここが改頁の位置にもなっている。

* 3 屋…「や」(No四五A文書)

* 4 脱文あり(奈多浦漁協文書の波線部の十五文字)。

* 5 者…「奈多浦漁協文書」の*11参照。

* 6 に…No一四三文書は変体仮名の「に」、No四五A文書は「ニ」に近い。

* 7 畢…「事」(No四五A文書)

* 8 仰…『津屋崎町史』は「治」と読む。同書が底本としたとみられるNo四五A文書では、確かに偏が「シ」となっている。

* 9 庚申…割書にせず(No四五A文書。ただしやや小ぶりの文字)。

* 10 ○…ナシ(No四五A文書。また「書判有り」までの部分を一行で記している)。

* 11 守…○で囲み、「裏判」と注す(No四五A文書)。

* 12 かつら…「勝浦」(No四五A文書)。

「奈多浦漁協文書」「海灘境目之事」部分

* 1 くらさき…黒崎鼻。現在の遠賀郡岡垣町波津と宗像市鐘崎の間。

* 2 と…「也」の誤写であろう。

* 3 やはさ…矢矧川。現遠賀郡岡垣町を流れる。

* 4 お津ひ…小開(おつび)の浦。『筑前国統風土記』によれば、鐘崎浦は近世初頭にこの地から移転したとされる。現在の宗像市上八付近。

* 5 ミなど…神湊。現在の宗像市神湊。

* 6 神湊と…文意から、「刀根家文書」にみえる「今古賀勝浦浜の境まな板瀬」にあたる情報が脱落しているとみられる。

* 7 花鶴…花鶴浜。現在の古賀市の沿岸部、大根川(花鶴川)河口周辺。

* 8 かるめ河…荻和布川(荻目川、荻免川)。福津市の西郷川の南、古賀市との堺付近を流れる川。

* 9 福手山…『新修福岡市史』は「福千山」とする。「福年山」の可能性もあるが、いずれにしても未詳。

* 10 わらや…『新修福岡市史』は「わうや」とする。いずれにしても未詳。

* 11 志おや…海の中道(福岡市東区)の西戸崎の北岸にシオヤ鼻・シオヤ瀬、あるいは塩屋崎の地名がある。

* 12 花見…現在の福津市と古賀市にまたがる沿岸部の地域の地名。

* 13 おきのおんかう…沖の御号。沖ノ島のこと。沖ノ島を「御号島」と称した。『新修福岡市史』は「おんかう」とするが、誤り。

* 14 お路の島…小呂島。現在は福岡市西区に属するが、中世には宗像大社の社領であった。

* 15 相の島のはなつら…相島の東端に位置する鼻面半島。海中の天然橋である「鼻栗瀬」とともに県の名勝に指定されている。

* 16 網庭…「奈多浦漁協文書」永祿三年文書部分の*4参照。

* 17 中瀬…勝島の北の海域、タツノカミ瀬(たしのかみ)と一ノ瀬との間に位置する瀬。

* 18 志お辻・とうなか…いずれも未詳。大島・地島に囲まれた海域の漁場名であろう。「とうなか」は「海の真ん中」を意味する「となか」の可能性もあるが、「座中」という海域の名称に該当する可能性もある。

* 19 まかりかミ…大島の南東の瀬「マガリカネ瀬」のことか。

- * 20 たしのかミ：勝島の北の海域にある瀬。現在はタツノカミとされる。
- * 21 ひら瀬：平瀬。福津市の渡半島沿岸にある鼓島と大島との間の瀬。
- * 22 こんそ祢：未詳。
- * 23 のろ瀬：福津市の福間沖（西郷川の河口沖合い）の瀬。
- * 24 善記：中世史料に見られる大化以前の偽年号の一つで、元年は継体天皇十六年（壬寅）にあたとされる。『新修福岡市史』は「元亀カ」と傍注するが、誤り。

「刀根家文書」「海灘境目之事」部分

- * 1 宗像御々御書付：No.四五A文書では、「永禄三年庚申十一月十日御達宗像御代氏貞公御袖判附有之」と記す。
- * 2 ○此所々判有り：No.四五A文書では、「此処ニ御袖判有（但御書判也）」と記す。
- * 3 若：「芦」（No.四五A文書）
- * 4 と：ナシ（No.四五A文書）
- * 5 くらさき：「黒崎」（No.四五A文書）
- * 6 ミなど：「湊」（No.四五A文書）
- * 7 と今：「今」の右に「と」と傍書（No.四五A文書。どちらの字もほぼ同じ字形）。
- * 8 由石：ナシ（No.四五A文書）
- * 9 まな板瀬：未詳。宗像市神湊の北、草崎半島の北西端か。
- * 10 今古：No.四五A文書は「古」の右上に「今」を傍書し、No.一四三文書は「今」の下には左側に墨痕があるだけで文字は記されていないが、半文字分く

らいのスペースがある。

- * 11 白石：『津屋崎町史』は「白浜」とするが、誤り。
- * 12 いま川：行末の左の行間に記す（No.四五A文書）。
- * 13 福間と：行頭の右の行間に記す（No.四五A文書）。
- * 14 の：ナシ（No.四五A文書）。
- * 15 わらや：No.四五A文書では「わよや」（変体仮名では「王与屋」とも読める）。
- * 16 槽：「粕」（No.四五A文書）
- * 17 おき：「沖」（No.四五A文書）
- * 18 勝島：宗像市神湊の草崎半島の北、約五〇〇メートル沖に位置する無人島。
- * 19 候て：「りて」（No.四五A文書）。『津屋崎町史』は「り候て」とする。
- * 20 き：「ぎ」（「紀」に濁点）（No.四五A文書）
- * 21 今古賀々庭之事：この部分は永禄三年文書の冒頭、事書きの部分だが、「刀根家文書」の構成を分かりやすく伝えるために重複して掲載した。

三 両文書の相互の関係と史料性格について

両文書の相互の関係に注意しつつ、その史料性格（主に伝写と成立年代の問題）について考えたい。

（一）永禄三年文書部分

この部分は先述の①～④を参照することが可能であり、「刀根家文書」にある十五字の文章の脱落は、②竹田文書においてはちょうど一行分（七行目）

に当たることが注目される。②が原文書の形態を忠実に伝えているという確証はないが²²⁾、原文書か写しかはともかく、そのような字配りの文書を写し損ねた結果、脱落が生じた蓋然性が高い。ただこの脱落があっても辛うじて文意は通じるため、写した文書に既に脱落があった可能性もある。

また、「奈多浦漁協文書」の「泊り候処」^(田之処)、「刀根家文書」の「着」^(進止)、「可」^(由所)などは誤写と断じてよく、特に「刀根家文書」の「者弘八月／治二晦」^(去弘治二八月晦)は、写した元の文書で「去弘一晦八月」^(去弘一晦八月)と改行によって分かれていたものを縦にながてて書写してしまったか、既に「八月一晦」^(去弘一晦)と改行を挟んで誤って書写されていたものを同一行内の割書に直して書写したことで生まれた誤りと推定される。後者の蓋然性がやや高いと思うが、そうだとすれば、原文書から複数回の書写がなされたことになる²³⁾。波津浦において勝浦浜と津屋崎浦による白石浜の漁場相論に内容を特化させた文書を編集する積極的な意図も思いつかないので、「海灘境目之事」と永禄三年文書とを合体させた「刀根家文書」の構成は、波津浦以外で成立し、それを刀根家が入手・書写したものである蓋然性が高いと考える。

なお、和泉守(吉田秀時)の署名の位置について、②竹田文書および④青柳種信関係資料では、日付の下に「和泉守奉」、その右上に細字で「于時政所吉田秀時」と記される。紙の縦の長さの制約から、それを「奈多浦漁協文書」は日付の左に、「刀根家文書」は右に移しているが、後者は、細字の位置に引きずられてやや異例の形式となってしまったのだろう。

続いて宗像氏貞による判(花押)についてだが、「奈多浦漁協文書」は冒頭の題の次行に「御判 御下御証文」と記している。①今林文書では袖部

分に「茲二御判」とあり、②には宗像氏貞の花押を模した花押影がある²⁴⁾。それぞれ表現は異なるが、原文書には宗像氏貞の花押が添えられていたとみてよいだろう。一方、「刀根家文書」では冒頭の題の次行、すなわち本稿で言う「海灘境目之事」の直前に「〇此所二氏貞公御袖判有り」と記している。「海灘境目之事」については次項に譲るが、これは合体された永禄三年文書にあった花押のことと解釈すべきである。

また「奈多浦漁協文書」の末尾では深田氏俊の書判について「此証文繼目二氏俊公御直判有。」と記すが、ほぼ同じ文言が①に存在している(②では後欠で確認不能)。これは原文書の紙継ぎ目のこととみられ、三紙からなる「奈多浦漁協文書」の紙継ぎ目ではない。おそらく既に原文書の継ぎ目の位置が分からなくなっている文書を写しているのだろうから、先述の「刀根家文書」と同様に、複数回の書写を経ていると言えるのではないか。一方で、「刀根家文書」では継ぎ目については触れず、氏俊の書判が「加賀守」(石田秀兼)の裏側にあることを(No.一四三・四五A文書ともに)注記している。④の断簡(四〇六号)では、表面から見て「加賀守」のやや左の裏側に氏俊の書判を確認できるから、「奈多浦漁協文書」と「刀根家文書」は、この氏俊の書判に関してそれぞれ別の形で原文書の形態を伝えているものとみられる。

つまり、永禄三年文書の原文書においては「加賀守」の位置かその直後に紙継ぎ目があり(おそらく文書は二紙継ぎ)、その裏に深田氏俊の判があったことを窺い知ることができる。これは従来の①～④のみからでは知りえなかったことである。さらには、永禄三年文書にかかる情報に限って

も、「奈多浦漁協文書」と「刀根家文書」とは異なる伝写の過程を経ており、かつともに複数回の書写を経ていることが示唆される。

(二)「海灘境目之事」部分

この部分は、現段階では永祿三年文書のようにほかに写しの存在は知られていないが、両文書を詳細に比較検討することで、誤写などにより意味が取りづらかった部分などを正し、先行研究より正確に文意を把握できるように思ったと思われる。

まず両文書の関係については、一部の脱文（神湊と今久賀勝浦浜との境のまな板瀬の部分）を除いて、先述のように「奈多浦漁協文書」が原文書の原型を伝えていと推測できる。「刀根家文書」は途中で永祿三年文書の書写に切り替わったために以後を記していないのであり、「奈多浦漁協文書」のみに見える部分の内容が特に奈多に関するものではないことから、奈多浦で改変された可能性を考える必要はないだろう⁽²⁵⁾。

反対に、永祿三年文書と「海灘境目之事」を合体させ「刀根家文書」の現在の構成を作り出した主体については、時期・場所ともに特定する手がかりを今のところ見出せていない。特に波津浦やその浦庄屋であった刀根家とする積極的な理由もなく、既に他の浦で所有されていた文書を写した可能性がある。その構成は今古賀・勝浦浜の漁場への関心から生まれたものと考えられ、「勝島ハ今古賀勝浦浜の内也。」という記述が「刀根家文書」にのみ見えることも、同じ背景で理解したい。ただ、先掲の『拾遺』から一九世紀に勝浦浜は永祿三年文書と弘治二年文書を保有していたことが

分かるが、「海灘境目之事」については何も触れられていない⁽²⁶⁾。

「刀根家文書」が「宗像御代浦々江出ル御書付」とするようになり、永祿三年文書と「海灘境目之事」の内容は、玄界灘東部周辺の浦々で広く共有されていたことが想定される。先述のように「奈多浦漁協文書」は同筆で書かれた両文書が継ぎ合わされており、また「刀根家文書」はそもそも二つの文書内容が一つの文書であるかのように合体されている。これらは浦々において重要な記憶を共有・継承するために行われた営為と言えよう。その重要な記憶とは、宗像大宮司家によって差配・保証されていた浦々の境目や漁業権について、ということになる。

しかし、弘治二年および永祿三年文書によって証明される白石浜における漁業権はともかくとして、「海灘境目之事」が本当に宗像大宮司家によって出されたものであるのかは検討が必要である。「刀根家文書」の年紀はその体裁上、永祿三年ということになるが、ここまでの叙述で明らかでない、この年紀は「海灘境目之事」の部分には適用できない。また「刀根家文書」の「氏貞公御袖判有り」の記載は、先述のように永祿三年文書の袖判のことと考えられる。

浦々や漁場の地名などの記載内容についての検討は次節で行うが、まず注目すべきは、「奈多浦漁協文書」の末尾にある「右之通、御書附有り。前書年代記壬寅善記元ヨリ慶長元迄と委代々之御代書付有之也。」という記載である。「壬寅善記元」とは、中世史料に見られる大化以前の偽年号の一つである「善記」の元年のことで、中世には「善記」が日本最古の年号と考えられていた⁽²⁷⁾。善記元年は継体天皇十六年とされ、同年は「日

本書紀」によれば西暦五二二年（壬寅）である。史実である可能性は皆無だが、当時の人々にとってそれは有史以来と同義であったと言つてよい。

つまり、この末尾の部分全体としては、「海灘境目之事」を右の通り記す（宗像殿による）文書があり、それについては「年代記」によって有史以来（慶長元年（一五九六）まで、干支とともに詳しく代々の記録がある、と述べていると解釈される。これは中世末期もしくは近世初頭の浦々において観念されていた「歴史」に過ぎないかもしれないが、先述の高田氏の指摘の通り、「近世においてはこの文書を正当なものとして浦境が定められていた」、あるいは、この文書が有史以来定められてきた浦境の根拠史料として伝来したことは認められよう。「年代記」の内容は全く不明で推測を重ねることになるが、その「善記元年」以降の「歴史」は、今日で言う古墳時代以来宗像地域の支配者であり続けた古代豪族宗像氏から中世の宗像大宮司家に至る、「宗像殿」に関連づけて語られていたのではないだろうか⁽²⁸⁾。そしてこの末尾では、慶長元年（一五九六）までの代々の書付がある、と言っている。慶長元年（文禄五年十月二十七日改元）とは、天正十四年（一五八六）に宗像氏貞が没した後、筑前国を領有することとなった小早川隆景が、養子の秀俊（秀秋）に家督を譲って備後国三原に隠退した文禄四年（一五九五）十一月の翌年、そして隆景が没する慶長二年の前年に当たる⁽²⁹⁾。また、近年の研究によれば、益田家から宗像大宮司家に養子として来ていた宗像才鶴（益田景祥）が、兄の広兼の死去に伴って益田へ帰ってしまったのも文禄四年のこととされる⁽³⁰⁾。つまり「海灘境目之事」の最終的な成立は、既に「宗像殿」が不在となった後の慶長元年以降とせざるを得ない。

また、文禄四年から五年（＝慶長元年）にかけては、鞍手郡や御牧（遠賀）郡の一部とともに隆景の隠居領とされた宗像郡を含む小早川領全域で、太閤検地の原則に則った検地が実施された⁽³¹⁾。当時の浦に対する支配については未詳だが、小早川秀俊支配下で、検地と軌を一にして浦の支配・権利についても確認・保証が行われた可能性がある。ただその際に旧来の浦の境が大幅に変更されるとも考えがたく、結局は宗像大宮司家（氏貞）が保証していた浦々の境界や漁業権についての取り決めが追認されたのではないだろうか。

右のように考えれば、「海灘境目之事」（と同様のもの）を大宮司家が発給していた可能性は残ることになる。ただし、「刀根家文書」は「宗像御代」、「奈多浦漁協文書」は「宗像殿時代」としているだけで、「刀根家文書」の袖判についての記述を却けてしまえば、氏貞の時代に定められたという根拠もない。氏貞の時代に行われたことが確実なのは、今久賀・勝浦浜と津屋崎浦との白石浜をめぐる漁場相論について裁定したことであるが、永禄三年文書には「先御代以来御沙汰事」との文言が見えており、弘治二年文書でも同様に「先御代以来之儀」とある。桑田和明氏はこの「先御代」が氏貞の父宗像正氏（黒川隆尚）である可能性を指摘しているが⁽³²⁾、いずれにせよ白石浜をめぐる以前から漁場争いがあり、時の宗像大宮司によって裁定が下されていたことが分かる。

それがいつまで遡るのかを確かめる術はないが、正和二年（一三三三）正月九日付の「宗像氏盛事書案」（事書条々）の第十条⁽³³⁾からは、当時既

に宗像大宮司家が浦・島に沙汰人を置いて支配し、海産物を徴収していたことが分かる⁽³⁴⁾。海産物の徴収の代わりに漁業権が保障されたと考えられるから、この頃から既に、大宮司家は支配していた浦や島とその漁場の範囲を決定・保証していた可能性がある。

また、寛喜三年（一二三二）四月五日の官宣旨⁽³⁵⁾では、蘆屋津から新宮浜までの海岸に漂着した寄物を宗像社の末社修理料としてきたことが、「数百歳之星霜」を経た権利として謳われており、その範囲は今回の「海灘境目之事」が対象としている範囲にかなり近い（「海灘境目之事」の方が奈多浦の範囲の分、広い⁽³⁶⁾）。決定的な根拠とはならないが、この官宣旨も「海灘境目之事」の歴史性を考える上で重要な材料とすべきだろう。

「奈多浦漁協文書」の「海灘境目之事」には宛所もなく、発給者も不明である。何か元になる文書があつて、海灘の境目を定めた部分を抜粋し、前後に題と説明を加えたものようである。元になる文書は慶長元年以前、おそらくは宗像氏貞が没する天正十四年（一五八六）よりも前に遡る蓋然性は高い⁽³⁷⁾。

ほかに「海灘境目之事」の年代を推測させるものとして、冒頭の「麻生と宗像との境黒崎」という記述がある。宗像郡の東隣の遠賀郡（中世には御牧郡）の大半を戦国時代に領有していたのは麻生氏であった。当該期の麻生・宗像両氏に関する桑田氏の専論によれば⁽³⁸⁾、元々遠賀郡には宗像社の末社・社領や宗像氏の所領が少々存在していたが、明応九年（一五〇〇）頃にはそれらはほぼ失われていたらしい。しかし、天正六年の宗像第一宮御宝殿置札に「古本領被斬返在所之事、遠賀庄限蘆屋津・広渡両村」とあ

るように⁽³⁹⁾、永禄二年（一五五九）九月に大友氏の侵攻によって麻生氏が壊滅的打撃を受けた後、大島に逃れて大友氏の攻勢を何とか凌いだ宗像氏貞は、麻生氏の旧領を獲得する形で遠賀郡西部（遠賀川以西）を支配下に収めていった。これに基づけば、「麻生と宗像との境黒崎」という記述は麻生氏の没落⁽⁴⁰⁾氏貞の遠賀郡進出以前の表現、というのが第一印象である。

しかし、永禄二年の麻生隆守の自害後、庶流から入った麻生隆実は、十年に大友方に付いた麻生鎮里を氏貞の支援を受けながら上津役（北九州市八幡西区）に攻めている。隆実は遠賀郡東部に勢力を確保しよう⁽⁴¹⁾、特に天正十四年三月四日の氏貞没後、遠賀郡西部に麻生氏が再進出した可能性も考慮する必要がある。実際、その頃の文書には「麻生」と「宗像」が並称されている事例も見られる⁽⁴²⁾。ところが、天正十五年六月には小早川隆景の与力として宗像才鶴が三百町、麻生隆実が二百町の領地を筑後国に与えられ⁽⁴³⁾、宗像氏も麻生氏も宗像郡や遠賀郡の本領を失ってしまった。文禄四年の小早川隆景隠居領についての知行方目録帳⁽⁴⁴⁾は「鞍手郡／宗像郡／御牧郡」と記しており、時代が下るほど遠賀郡（御牧郡）の領域が「麻生」と呼ばれることは無くなると思われる。したがって、「麻生と宗像との境黒崎」という記述があつて不思議でないのは、氏貞の遠賀郡進出以前か、氏貞没後・麻生氏転封前の天正十四～十五年頃と言える。

ただこの記述は、後ろに続く浦境についての記述が東の芦屋から西へ順々に記されていくのに対し、唐突に冒頭に現れている。文中、波津と鐘崎（おつひ）の境であるところの「黒崎」の箇所に記せばよい内容である。また、浦境についての記述に続く一つ書きの冒頭には「宗像と粕屋の境花

見莉和布川」という記述もあり、後述のように氏貞の没前後の記述として不自然ではないが、これも文中の「莉和布川」に記すことのできる内容である。「郡境」についても言うべきこれらの記述は、浦境についての記述を挟むように配されており、相対的に後から付加された可能性がある。つまり、浦境についての記述はこれらよりも古くから存在していて、それらを宗像氏が保証していたという理解は十分成り立つのである。

以上、紙幅を費やしてきたが、「海瀨境目之事」の記述内容は基本的に慶長元年が成立の下限であるものの、中核となる浦境等に関する内容は、遅くとも宗像氏貞が没する天正十四年頃よりも前には成立していたと考えたい。それ以降の情勢によって大きく変更されているとすべき材料は特に見当たらず、有史以来かはともかく、宗像大宮司家が健在であった時代に、浦々に対する支配の前提として定め、保証していた浦境や漁場の帰属についての取り決めが存在し、小早川家支配下の慶長元年にもそれが確認されたことを伝えている史料と理解できるのではないだろうか。

四 個別の記載内容に対する検討

最後に、「海瀨境目之事」に登場する浦や境、漁場について、近代の漁場図や現代の海図なども含め、他の諸資料を参照しながら検証してきたい。本文書には、他の中世史料に見えない地名が多い。これは本文書以外に浦境や漁場の名称等を詳細に記した中世以前の史料がほぼ皆無であることによるものと考えるが、文書中の地名や記載内容が近世初頭以前のもの

として適当かどうか検討することで、前節で推測したような史料の性格と矛盾がないか確認ができるだろう。

本文書に現れる浦々と浦境、そして漁場に関しては、近世の絵図や地誌、古文書はもちろん、明治二四年（一八九二）十二月に福岡県知事に認可された筑豊沿海漁業組合漁場区域の査定書（以下、「明治二四年の漁場区域査定書」とする）とその付属図面（以下、「明治二四年の漁場図」とする）が重要な参考資料である⁽⁴⁾。近世福岡藩の漁場制度では、基本的に各浦の地先漁場区域は区画してその領分を定め、概ね沖合三里以内（島では周辺一里以内）を各浦の漁場とし、その沖合は共同漁場とされ、明治に入ってもその慣行が基本的に踏襲された。明治八年に海面の官有化が行われるが、同十七年には沿海漁業組合設置準則、同十九年には漁業組合準則が定められ、漁場区域の調整・画定が進められた⁽⁵⁾。これが明治二四年に画定された漁場区域査定で、基本的に海岸からの地先六〇〇間（約一〇八六m）は各浦の専有漁場とされ、その沖合には他の浦も含んだ入会漁場が設定されている。漁具・漁法によって具体的に内容が定められた、免許漁業権と専用漁業権が設定されたが、これらはそれまでの争論・紛争の経緯も含む、従来の慣行を踏襲した上で調整がなされたものであり、近世以前の漁場範囲を考察する上では無視できない資料と言える。

以下、「海瀨境目之事」における記載順（浦々は東→西）に検討してきたい⁽⁶⁾。

(一) 浦々と浦境について

芦屋と波津の境「やはぎ(矢矧)」

芦屋津(蘆屋津)は先述の寛喜三年(一二三一)の官宣旨や天正六年(一五七八)の第一宮御宝殿御棟上置札に見え、波津浦も後者に見えている。

「やはぎ」はその間に位置する矢矧川(遠賀郡岡垣町)で、浦境としてはその河口のことである。刀根家文書中の宝永三年(一七〇六)の「中之浜芦屋波津出入証文」によれば、波津浦の漁場の東半にあたる「矢矧川ヨリ西、汐入川ヨリ東」の中之浜では四分の一を取って芦屋の船の入漁が認められたものの、両浦の船が出会った場合は波津浦の船が先に網を下ろす権利を有していた⁽⁴⁷⁾。やや変化がみられるものの、矢矧川が浦境の基準となっていたことが確認できる。明治九年に太政官に進達された『福岡県地理全誌』(以下、『地理全誌』とする)でも、波津浦と蘆屋浦との漁場の境は矢矧川としており⁽⁴⁸⁾、明治二四年の漁場区域査定書では「矢矧川中央ヨリ亥ノ拾五度見渡シ」が波津浦の東の境とされている。

波津とおつひの境「くろさき(黒崎)」

黒崎(黒崎鼻)はいくつかの近世絵図に見出すことができるほか⁽⁴⁹⁾、文政三年(一八二〇)の「今般統風土記附録御再調子二付書上」(織幡宮文書)に、鐘崎浦の漁場について「波津浦堺黒崎」とある⁽⁵⁰⁾。明治二四年にも「黒崎鼻ヨリ正北」を見渡したラインが境界とされている。遠賀・宗像両郡の郡界でもあり、古くから境界として認識されていたと推測される。冒頭の「麻生と宗像との境黒崎」については前節で述べた。

ここで注意したいのは「おつひ」である。史料で確認できる地名として

は鐘崎(『続日本紀』神護景雲元年(七六七)八月辛巳条の「金崎船瀬」のほう)が古い。中世後期にこの地にあった浦の名称は小開浦(おつひのうら)であったらしい。応安八年(一三七五)に成立した『応安神事次第』(甲本)の中で、正月十六日の織幡宮踏歌事においてクレ(樽)を作る役が「小開浦」に割り当てられており⁽⁵¹⁾、また同じく四月一日には「同日、湊木皮社者、禰宜作ル、(中略)庁座事、政所大飯、御酒一瓶、貝・蛸ハ湊浦ノ役、魚ハ小開浦役、富葛ハ小勝浦ノ役」と記されている(傍線は筆者。以下同じ)。宗像市鐘崎に鎮座する織幡神社や漁業との結びつきが知られ、小開浦が鐘崎浦と近い関係にある存在であることが窺われよう。

『筑前国統風土記』(以下、『統風土記』とする)、「鐘御崎(鐘崎町)」の項)によれば、「鐘崎の町はむかしはなし。津日の浦とて、上八村の西に民家あり。長政公入国し玉ひて後、津日の浦の人家を今の鐘崎に移さる。」とあり⁽⁵²⁾、『拾遺』(「鐘崎浦」の項)では「これいにしへ鐘崎といひしハ今の上八村をいへるにや。」としている⁽⁵³⁾。現在の鐘崎の集落から南の上八の方面に「おつひ」の浦の中心があったらしく⁽⁵⁴⁾、鐘崎もこれに含まれていたということだろう⁽⁵⁵⁾。先述の小早川時代の文禄四年(一五九五)知行方目録帳には「かね崎村」のみが見え、慶長三年(一五九八)七月十五日には兵糧等の積出港として「箱崎・津屋崎・江口・鐘崎・山鹿」が挙げられているので⁽⁵⁶⁾、鐘崎浦が主になったのは『統風土記』が述べる黒田氏入国よりは遡りそうである。

いずれにせよ、「おつひ」は近世までに姿を消す地名であり⁽⁵⁷⁾、「海灘境目之事」がそれ以前の内容を含んでいることを示唆する。

おつひと^ミなどの境「江口」

まず「ミなど」(湊^ニ神湊)については前掲の『応安神事次第』などにも見えるように、中世には「湊」とされるのが一般的であったようだが、文禄四年の知行方目録帳には「かうのミなど村」、慶長十年(一六〇五)に黒田長政が浦々に出した掟書⁵⁸でも「神湊」と見えるように、「神湊」の呼称が一般化していく。「海灘境目之事」でも続く記載には「神湊と今久賀勝浦浜の境」とあって、両者が混在している。過渡的な様相とみるか、後者の「神湊」は転写の過程で書き換えられたものとみるかは判断しがたい。

「江口」は釣川の旧河口部に位置する旧江口村(宗像市江口)、浦境としては河口そのものを指していよう。明暦三年(一六五七)二月二十七日付の定書(金内家文書⁵⁹)には、神湊浦の網場について「東は江口村之川切」とされている。

ところで、『拾遺』(「江口村」の項)によれば、「興雲公入国し給ひし初迄は用船を爰に集め、水手をも村内に置給ふ。」とあるように、釣川河口部は近世初めまでは港として利用されていたらしい。文禄四年の知行方目録帳や慶長三年文書、そして慶長十年の黒田長政掟書に「江口(ゑくち)」が見える。しかし、それ以前には村や浦としては史料に現れず、そうした事情は「海灘境目之事」で江口が境目として現れ、浦とされていないことと合致する。

なお、その後釣川の堆積作用によって河口部への船の係留が困難となり、江口は港としては機能しなくなっただけで、永享二年(一七四五)から宝

暦三年(一七五三)には釣川下流部の付け替え工事が行われたが、先述の文政三年の「今般統風土記附録御再調子ニ付書上」(織幡宮文書)には「江口浦堺古川」とあり、付け替え後も旧河口が浦境とされていたことが分かる⁶⁰。旧江口村と神湊村との村境も釣川の旧流路である。明治二四年には、字古川尻と字向浜との間一二五間の地先を「江口海」と称し、神湊・鐘崎両浦の入会漁場とするとされているが、基本的に「江口」が両浦の境であることには変わりがない。

神湊と今久賀勝浦浜の境「まな板瀬」

まず「今久賀勝浦浜」という表記については、先述の漁場相論に関する弘治二年(一五五六)文書に「今具賀勝浦浜」、永禄三年文書に「今久賀勝浦浜」とあるほか、『応安神事次第』(乙本)の四月一日の年毛社の祭祀の部分の頭書に、懸魚の役を務める浦として「湊浦、今久家、勝浦(浜)、渡津屋崎、同久家」が挙げられており⁶¹、天正六年の第一宮御宝殿御棟上置札にも浦として「今空閑・勝浦浜」が見える。近世には「今古賀」の表記が一般化していくので⁶²、中世の古い表記が用いられていると言える。「今古賀」と記す「刀根家文書」は転写時の認識により書き換えてしまったのだろう。

『拾遺』では、「勝浦浜」の項で「民居ハ浜・今古賀に在。漁家多し。」とする一方、「神湊」の項でも民居のある所として今古賀を挙げている。金内家文書中の「宗像郡勝浦図」⁶³では、「神湊浦漁場堺」(草崎半島の西南端。後述)と「神湊陸堺」との間の沿岸に「今古賀」の人家が描かれ

ている。現在、牟田池の西側に広がる勝浦浜の集落（福津市勝浦）の北側は宗像市神湊であるが、海岸線のみは福津市域となっており、そのほぼ北端に波戸が築かれ、これが現在の勝浦漁港である。波戸は同図にも描かれており、この波戸（勝浦漁港）と勝浦浜の集落との間の沿岸集落が今古賀で、ほぼ勝浦浜と一体の存在であることが分かる（図二）⁶⁴。

さて、神湊と今久賀勝浦浜の境については、「奈多浦漁協文書」には脱文があり、「刀根家文書」に従って「まな板瀬」とすべきである。福津市の渡半島沖の鼓島から渡半島の京泊の方向の瀬を「まないたせ」と言うとのことで⁶⁵、確かにいくつかの近世絵図には渡半島の東側近くに同名の瀬が記載されている⁶⁶。しかし、その位置は勝浦浜と津屋崎との境とされた白石浜よりもむしろやや西に当たり、神湊と今久賀勝浦浜との境にはふさわしくない。これとは別に「まな板瀬」があつた可能性はないだろうか。形状に基づく瀬の名称なので、同一の名称の瀬が他の浦にあつても不自然ではない。

そこで寛永十七年（一六四〇）の勝浦浜の網場堺目についての定書⁶⁷を見ると「神之湊之堺草崎出鼻限」とあり、先述の明暦三年（一六五七）の金内家文書では、神湊浦の網場が「一草崎山立神之出鼻を切り／一勝島」とされている。時代が下って今林家文書中の明治五〜六年の福岡・津屋崎・勝浦についての明細書き上げ⁶⁸では、勝浦の神湊浦との境は「立神山鼻」までで、「立神山出鼻」から「草崎山出鼻」までは入会漁場であると言う。そしてこれを元にした『地理全誌』では、勝浦浜の漁場の北の境は「神湊境立神山マデ。（中略）又同所ヨリ北神湊浦抱草崎山地曾根マデ四町三十

間神湊浦入会。沖ハ勝島西ノ山花限り」とされている⁶⁹。金内家文書中の「神湊浜絵図」（一八世紀末頃）⁷⁰や明治二四年の漁場区域査定書および漁場図「草崎地曾根」および「立神瀬」とする）も参考にすると、「草崎山地曾根」は草崎半島の北西端、そして「立神山出鼻」は同半島の南西端のやや磯が突き出た辺りに求められる（図二）。後者の地点は現在の宗像市と福津市との沿岸部の境でもあり、現地にはまな板のように平らな形状の磯場が広がっている。

しかし、最も古い寛永十七年の定書では「草崎出鼻」が堺とされているのであり、航空写真や地形図を見ると、草崎半島の北西端にも同じような平らな磯場がある。注意したいのは、次の明暦三年の文書では神湊浦の網場に草崎半島沖の勝島が含まれることである。勝島については、「刀根家



図二 神湊～勝浦浜の地名と境界

文書」のみに見られる記載だが、「海灘境目之事」の後段で今古賀勝浦浜に属すると記されている。寛永十七年の「草崎出鼻」が明暦三年には「草崎山立神之出鼻」に変わっているのは、それまでに勝島が神湊に属するようになったため、神湊側の漁場（勝島島民の漁場か）が草崎半島西南部の「立神山出鼻」まで拡張されたことを示しているのではないだろうか。「草崎山出鼻」と「立神山出鼻」との間が両浦の入会とされたことも、右のような経緯を想定すれば理解しやすい。

勝島については『拾遺』に、「寛永の比迄は勝浦の内也しか、其後神湊の内となれり。（中略）其後久しく人家もなかりしか、正徳・享保の比南京姦商の仲買のことを禁給ひて、此島に番の士を遣して大船に加子を添ておかれしか、其後彼舟打払ひ給ひしかば、其警備もやみたり。番士有し時ここに加子屋敷有。近辺を菜園に開きて始めて町町余の畠出来たり。これを神湊の持分とせられしより、此島神湊の処分となれり。」と、寛永年間（一六二四～一六四四）以後、特に正徳・享保年間（一七一～一七三六）頃に神湊に属するようになったと記されている。しかし、それ以前に成立した『続風土記』（宝永六年（一七〇九）完成）や『筑陽記』（宝永二年頃成立^①）においては、既に勝島は神湊の項目で記述されている。また、『拾遺』の編者である青柳種信が文政十年（一八二七）に撰した、勝浦の年毛神社に伝わる縁起^②には、「勝浦浜・今久我の二所は漁家のミにして戸数凡百二十五軒有。これを浦分といふ。むかしは此浦人のすなとりする網代広かり。東北は勝島を限り西南は渡山の内白石といふ所をもて津屋崎とこの浦との漁の境とハしける。（中略）また勝島も寛永のころより神湊浦

に隸けり。」と記しており、これらによれば実際は寛永年間（一六二四～一六四四）以降の早い段階で、勝島の所属が勝浦から神湊に変わったのではないだろうか^③。

右の考察が正しければ、「まな板瀬」は寛永十七年の定書が「草崎出鼻」とする^④草崎半島の北端の瀬である蓋然性が高い。また、勝島を今古賀勝浦浜の内とする「刀根家文書」の記述内容は、勝島が神湊に属するようになった寛永年間頃より前のものとしてできる。

今久賀勝浦浜と津屋崎の境「白石」

これは両浦が漁場争いを繰り広げたことで知られ、今も渡半島へ続く浜の名称として使われている白石浜のことで間違いない。弘治二年および永禄三年文書に見られる漁場争いはその後も続き、結局、寛永十七年（一六四〇）に津屋崎浦の者六名が白石から巨石を担いで運び、その移動できた先まで浦境が変更されたという^⑤。同年九月二十八日の定書（佐治家文書）には、津屋崎浦について「勝浦浜境割塚限」とあり^⑥、浦境が北（勝浦浜側）に約1km移動したことが知られ、以後の史料では当然これが継承されている。なお、その六名は斬罪となったため同地に義民として祀られており、割塚は六人塚とも呼ぶ。「海灘境目之事」では、この寛永十七年以前の浦境が記されているのである。

津屋崎と福間の境「いま川」

福津市の宮地嶽神社の南を西流して宮司浜付近を流れ、弥生時代の今川

遺跡（福津市宮司浜二丁目）でその名を知られている、（手光）今川の河口部のことだろう。今川の下流部は、概ね旧宮司村（旧津屋崎町）と旧福岡村（旧福岡町）との境を成している。

ただし先述の寛永十七年の佐治家文書では「福岡浦堺大額限」とあり、今林家文書中の文政四年（一八二二）の風土記再調査に対する書上げ⁷⁷や先述の明治五〜六年の明細書き上げでも、福岡浦の北の津屋崎浦との堺は「大額（山）」とされている。小字を確認してみると、今川の河口部周辺は「大ヒタイ」とされており⁷⁸、「大額」のことだろう。裏づけは取れなかったが、今川河口周辺に大額山という小山が存在したものとみられる。山を境とするのは、実際の漁の際には山アテの目印とできる山の方が都合がよいからであろう。

明治二四年には浦境は再び「今川」と記されており、実質的な浦境の変更になかったという右の推定で間違いあるまい。

福岡と花霧の境「かるめ河（苧和布川）」

小規模ながら、今も同名の川（苧目川・苧免川）が福津市の南部を流れている⁷⁹（以下、川の名称は現代も含めて苧和布川と表記する）。明暦四年（一六五八）三月二十六日付の文書⁸⁰によれば、古賀村の花鶴浜は隣接する福岡・新宮の両浦に分割されることとなり、「花鶴浜之境、苧和布川より西拾町式反」が福岡浦に、「花鶴浜之境、薄原山より東式拾町四反」が新宮浦に加えられた⁸¹。それまでの花鶴浜と福岡浦との境が「苧和布川」であったことが分かる。寛政八年（一七九六）の「新宮浦浜絵図」（金内

家文書⁸²）では、川筋にして一本南の「千鳥池流」（古賀市の千鳥池から流れる川）のすぐ南の地点を新宮と福岡との浦境としており、花鶴浜分割後の措置を反映していると思われる⁸³。

なお、「海難境目之事」の後段の一つ書きの部分の冒頭に、「宗像と糟屋の境」が「花見苧和布川」であるという記載がある。『続風土記』（糟屋郡裏）によれば、席内村の海辺に「花見山」と称する砂丘があり、その四辺にある方九町ばかりの松林を「花見松原」と号し、またその西に花津留（花鶴）村（古賀村内）があった。ただし、旧宗像郡下西郷村と南に隣接する旧糟屋郡久保村との双方に「花見（華見）」の小字があり、国立公文書館内閣文庫所蔵の「訂正宗像郡図」（明治八年）では「カルメ川」の南に「下西郷内花見」と記されているように⁸⁴、「花見」は広く近世の糟屋・宗像両郡にまたがる地名であり、「花見苧和布川」は花見にある苧和布川の意としてよい。

現在、苧和布川の川筋は、最後に南側に湾曲して玄界灘に注いでいるが、その河口部がほぼ福津市と古賀市との境になっており、その南は近世には裏糟屋郡久保村（古賀市久保・花見東・花見南周辺）であった。しかし一五〜一六世紀の大内氏や大友氏側の史料では福満（万）庄は隣接する西郷⁸⁵とともに糟屋郡とされ⁸⁶、天正六年（一五七八）の宗像第一宮御宝殿置札によれば、西郷は氏貞が永祿三年（一五六〇）に取り返した「古本領」に含まれているものの、永祿十二年には大友氏に再び割譲された⁸⁷。『宗像記追考』によれば、西郷は元龜二年（一五七二）に宗像氏貞の妹が立花城の戸次道雪（鑑連）に輿入れした際の御化粧料とされており⁸⁸、第一

宮御宝殿御棟上置札に記される、造営に動員された村・浦の中に西郷・福間は見えない（津屋崎や宮地までは見える）。しかしその後、戸次（立花）氏が筑後へ移った直後の天正十五年六月二十八日に作成された安楽寺（太宰府天満宮）の宮領坪付⁸⁹のなかには、「宗像西郷内」の所領が見え、やはり西郷を宗像とする意識が窺われる。

右のように、当時の宗像郡・糟屋郡の概念および境界は曖昧かつ複雑だが、福岡浦の南の荻和布川を両郡の境とすることは、氏貞の晩年から没する天正十四年前後の記述としては不自然でないとと言える。

花鶴と新宮の境「福手山（福年山、福千山?）」

二文字目の読みも含めて定かではないが、先述のように、明暦四年（一六五八）に「薄原山より東式拾町四反」が花鶴浜から新宮浦に加えられており、この「薄原山」は「福手?山」とほぼ同所である公算が大きい。先述の寛政八年「新宮浦浜絵図」では、花鶴川のやや南に「すすき原」と記されており、地形図によれば、現在の古賀市と新宮町との沿岸部の境界付近に、ちょうど高まりが確認できる。ゴルフ場に開発されているため現状での確認は難しいが、この小山が「福手?山」であった可能性がある。花鶴浜の分割後、「福手?山」は浦境としての役割を果たさなくなるはずだが、先述の今林家文書中の明治五〜六年の明細書き上げや明治六年の福岡県地理誌掛への報告書⁹⁰では、浦境を「すすき原（薄原）」としており、新宮浦に移管された「薄原山より東式拾町四反」はその後福岡浦に移ったように、結局「薄原山」は境界として利用されたいらしい⁹¹。なお不明な

点が多いが、「福手?山」は「薄原山」の古い呼び名かその近隣の地点の名称なのだろう。「海濱境目之事」はそうした独自の情報を伝えていると考えておく。

新宮と奈多の境「わらや」

これも関連史料・現存地名に対応するものを見出せない。『拾遺』（裏糟屋郡「新宮浦」の項）によれば、新宮浦の漁場は福岡浦界から「奈多浦界滑石」^{ヌメリ}（『地理全誌』では「ヌメリ岩」）まで一里三〇町五八間とされている。また『地理全誌』には、奈多浦の漁場が「東新宮浦界龍王崎ヨリ」二里とも記され、奈多浦漁協文書に含まれる明治初期の絵図でも「龍王崎」もしくは「龍王ハナ」が新宮浦との境とされている⁹²。龍王崎は、龍王社（『拾遺』同「三苦村」）の項。現在は綿津見神社）がある岬のことで疑いないが、明治二四年の漁場区域査定書では三苦字黒山墓地が基準とされている。これは龍王崎よりやや西南の地点のようだが、大きくは変わっていないと。ただし、先述の寛政八年「新宮浦浜絵図」（金内家文書）では、「八大龍王宮」よりもやや北東に、新宮と奈多との浦境として、「ナメリ岩」と読めそうな記述がある。現在の新宮町と福岡市との沿岸の境は、磯崎鼻（北）と龍王崎（南）とのちょうど中間付近にあり、その地点が「滑石」で、近世の浦境だったと考えたい。「わらや」もその辺りの可能性があるが、絵図類にも該当する地名は見出せず、現段階ではこれ以上は明らかにできない。

奈多と志賀の境「志おや」

現在も海の中道の北側、福岡市東区西戸崎の玄界灘にやや突き出た沿岸部にシオヤ鼻・塩屋崎などの地名が残っており、ここを指すのだろう⁽⁹³⁾。『続風土記』（「奈多浜」の項）によれば、奈多と志賀（志賀島）の境は「吹上の崎」で、同地から西一里に塩屋があった。志賀島は近世には那珂郡に属しており（明治になって糟屋郡に編入）、福岡県立図書館所蔵の「筑前分間図（写）」⁽⁹⁴⁾を見ると、やはり「塩屋」の東に位置する「吹上」⁽⁹⁵⁾が糟屋・那珂郡界として表現されている。『地理全誌』によれば、奈多浦の漁場は「西那珂郡志賀島、内塩屋鼻」までとされており、先に見た神湊と勝浦浜との関係と同じように、陸の境と漁場の境との間に違いがあったようだ。

奈多浦漁協文書によると、そうしたこともあって明治になってから志賀島浦との間で争論となり、塩屋崎から「吹上」までの範囲と思しき海域は志賀島浦と奈多浦との入会となった⁽⁹⁶⁾。「海灘境目之事」がそれ以前の境界を記していることは言を俟たない。

（二）漁場名等について

花見苜和布川↓宗像と糟屋の境

冒頭に「花見苜和布川」を宗像と糟屋の境であると記していることについては、前節および本節（一）の「かるめ河」の項で先述した。

おきのおんかう・お路の島・相の島のはなつら↓宗像の内

沖ノ島・小呂島・相島の東端までを「宗像の内」、すなわち宗像の海の

領域とでも言うべき範囲を記す、極めて興味深い記述である。先述したように、高田氏の図では沖ノ島だけが宗像の内であるように記されており、小呂島・相島については言及がなかった。

「おきのおんかう」とは、沖の御号、すなわち沖ノ島のこととみて間違いないだろう。沖ノ島を「御号島」と称することは、『拾遺』（「沖津島」の項）に「又隣国海辺の者オンガウ島、或ハ沖のオンガウ等いへり。オンガウとは御神の義なるべし。」と見えているほか⁽⁹⁷⁾、文政四年（一八二二）脱稿の『筑前名所図会』にも「俗に澳御号と唱奉る」と見える。

これらだけだと時代が下るようにも思えるが、絵図類に目を転ずると、早く慶長十年（一六〇五）に幕府に調進された国絵図の控えとされる「慶長筑前国絵図」（福岡市博物館所蔵⁽⁹⁸⁾）に「御号島」と見え、正保の国絵図（一六四七年頃作成）⁽⁹⁹⁾ および天和二年（一六八二）の国絵図⁽¹⁰⁰⁾でも同様であるから、むしろ近世前期に筑前国で用いられていた名称と言える⁽¹⁰¹⁾。『拾遺』が言うように「御神」が原義かは疑問で、不言島（おいわずさま）とされる沖ノ島の名称を、直接口に出すことを憚った結果生まれた名称ではなからうか。

「御号島」という表現については、ほかの中世史料には見出すことができないが、慶長十年の国絵図はほぼ同時代史料である。文書の年代を明確に決められないことと、書写の過程で書き換えられた可能性を考慮する必要があるが、「海灘境目之事」は「御号島」の初見史料である可能性があり、その点でも本文書は貴重である。

次の「お路の島」、すなわち小呂島については、いつの頃からかは明ら

かにできないが、建長四年（一二五二）から五年にかけて、綱首の謝国明およびその後家と遺領について争った三原種延と、宗像社（宗像大宮司）との間で行われた争論がよく知られているように¹⁰²、中世には宗像社領であった。「宗像社家文書物目録」によれば、建武元年（一三三四）三月廿日付の決断所牒でも「息御島・大島・小呂島・小島」が所領として認められている¹⁰³。

ただその後は史料がなく、近世には異国船に対する島守が置かれ、志摩郡の西浦の所屬となっている。『続風土記』（志摩郡「大蛇島」の項¹⁰⁴）には「此島に宗像大神の社有。」とある程度だが、『附録』（志摩郡「小呂島」の項）には「むかし此島に宗像郡東郷村より本間孫四郎といふ者、はじめて来り住しが、水土に服せずついに死せり。孫四郎ハ宗像大宮司より遣したる者なるにや。」とあり、その後正保二年（一六四五）に西浦より漁夫が渡つてきて土着したと述べられている（『拾遺』もほぼ同様）。小呂島の神社の棟札に「筑前国宗像郡東郷村建立」と書かれていたという記録もあるようで¹⁰⁵、時期は明確でないが、宗像大宮司家が健在だった時代に、宗像氏が小呂島を拠点としていたことは確からしい。宗像氏は室町期には杵岐守護職を掌握しており、小呂島は杵岐と宗像を結ぶライン上の生命線として重視されたとみられる¹⁰⁶。

なお、「お路の島」の表記については、『附録』は「大蛇・於呂・遠呂ともかけり。」としており、先述の建長年間の古文書では「小呂島」とあるが、より年代に近い朝鮮王朝の成宗二年（一四七一）の成立で、宗像氏から朝鮮国王への遣使についても記されている『海東諸国紀』（海東諸国総図・

日本国西海道九州之図）¹⁰⁷に「於路島」と見えることは興味深い。同図は沖ノ島を載せる現存最古の地図であり、本州島と九州島・杵岐島で囲まれる海域には「短島・於島・小崎於島・藍島・於路島」のみが描かれている。短島ははっきりしないが¹⁰⁸、以下順に大島・沖ノ島・相島・小呂島に比定でき、宗像氏と深い関わりをもつ島々と言え、また「お路」はこれと実質的に同じ表記である。

右の『海東諸国紀』の地図は、琉球国の使者として朝鮮との間を往来していた博多商人の道安が、一四五三年にもたらした日本・琉球両国の地図や、大内義弘の重臣平井祥助所有の日本図の写し（十四世紀末）が原資料とされたと推定されている¹⁰⁹。これらの図に右の島々が詳細に記されていた可能性もあるが、現存する中世の日本図にそれらが書き込まれている例はないことからすると、朝鮮に頻繁に遣使を行った宗像氏¹¹⁰からの情報が『海東諸国紀』に採り入れられた可能性も指摘できる。

最後の「相の島のはなつら」は、相島の東端の鼻面半島のことである。相島の表記も多様だが、先述の慶長十年の黒田長政掟書には「相島」とあり、特に不自然なところはない¹¹¹。

明治二四年の漁場図では、島の周囲の海岸から六〇〇間の範囲（鼻面半島の先の鼻栗瀬の方はそこから一〇〇間）が相島の専有漁場とされているが、「海灘境目之事」はここでは漁場の特定の前への帰属を述べている訳ではない。そうした意味で、「宗像の内」とは宗像氏の支配が及ぶ、もしくは宗像氏とその民が権利を有している海域と理解するべきだろう。

筆者は古代には相島が宗像郡に属したと考えているが確証はなく、近世

には裏糟屋郡に所属した。相島の東端までが宗像ということ、相島自体やその向こうの海は宗像ではないとも解される。ただ、相島を糟屋郡と明記する中世史料もないようであり、年次不詳の「豊臣秀吉上洛諸泊次第写」（小早川家文書）には、「むなかたあいのま」（宗像相島）と見える¹²。これは必ずしも地元の地理認識ではないかもしれないが、少なくとも中世末期の段階でも宗像氏と相島との間にはつながりがあり、「海灘境目之事」の記述が不自然ではないことが確かめられる。

さて、ここに述べられる「宗像の内」と黒崎鼻（宗像と麻生の境）および荻和布川（宗像と糟屋の境）とを結んでみると、図三のようになる。

波津や芦屋、新宮や奈多といった範囲外の浦々の扱いが難しいが、この範囲が宗像氏による支配が強く及んだ第一領域、あるいは根本所領とでも言うべき海域を伝えているのであろう。また、相島の東端というのが荻和布川を境とする当時の情勢に対応したものと考えれば、かつての「宗像の内」はより広域だった可能性も考えられる。

ちなみに、明治二四年の漁場区域査定書および漁場図によれば、沖ノ島から北に五里（一〇八〇〇間・約二〇km）の地点を北端として、肥前（佐賀県）・長門（山口県）の海域に接する南東と西南に引かれたラインの内側が、「古来ノ慣行ニヨリ」筑前沿海漁業組合に属する四五浦の共同漁場として認められている（図三）。この広大な海域は当然沖ノ島も小呂島も含んでおり、逆にこれらの島の帰属を根拠に設定された範囲と考えられるが、その三分の一ほどの海域が「宗像の内」であったことになる。

宗像本土から相島、小呂島、そして沖ノ島に及ぶ広大な海域が宗像氏に



図三 「海灘境目之事」が「宗像の内」とする海域

属するという記述は、歴史的に見て不自然ではなく、具体的な内容は不明とは言え、その活動範囲・勢力範囲を明示するものとして、極めて貴重なものと言えよう。

勝島↓今古賀勝浦浜の内

これ以降は、主に沖合いの漁場がどの浦に属するか、漁業権があるのかを主に記している。

勝島が神湊に所属するようになる以前、今古賀勝浦浜に属していたことについては、(一)の「まな板瀬」の項で詳述したので、繰り返さない。この記述が「刀根家文書」にのみ見えることは、寛永年間(一六二四～一六四四)以降まもなく勝島が神湊に属したとすると、「刀根家文書」の成立を考える手がかりになりそうであるが、「奈多浦漁協文書」も書写の過程でこの記述を脱しただけという可能性も残る。

中瀬・志お辻・とうなか↓おつひ・神湊・今古賀勝浦浜のくじりき

ここに見える漁場については、「中瀬」が『九州沿岸水路誌』(海上保安庁水路部)で勝島の北の沖合から北に伸びる「タツノカミ」と「一ノ瀬」との間に記されている。そして明治二四年の漁業区域査定書によれば、中瀬は神湊浦の専有漁場に含まれ、ただし「中瀬近傍ニ於テ勝浦浜ハイッサキ釣・鰺流相営ムノ慣行アリ。後年尚之ヲ履行スル者トス」とされている。中瀬に近い勝島の帰属が勝浦から神湊へ移ったという経緯があつてなお、中瀬に対する勝浦浜の権利の残滓が認められる。

次の「志お辻」については未詳で、その名称からは潮の通り道となつている海域かと思われる。大島・地島と本土とによつて囲まれた海域に存在した漁場名なのだろう。

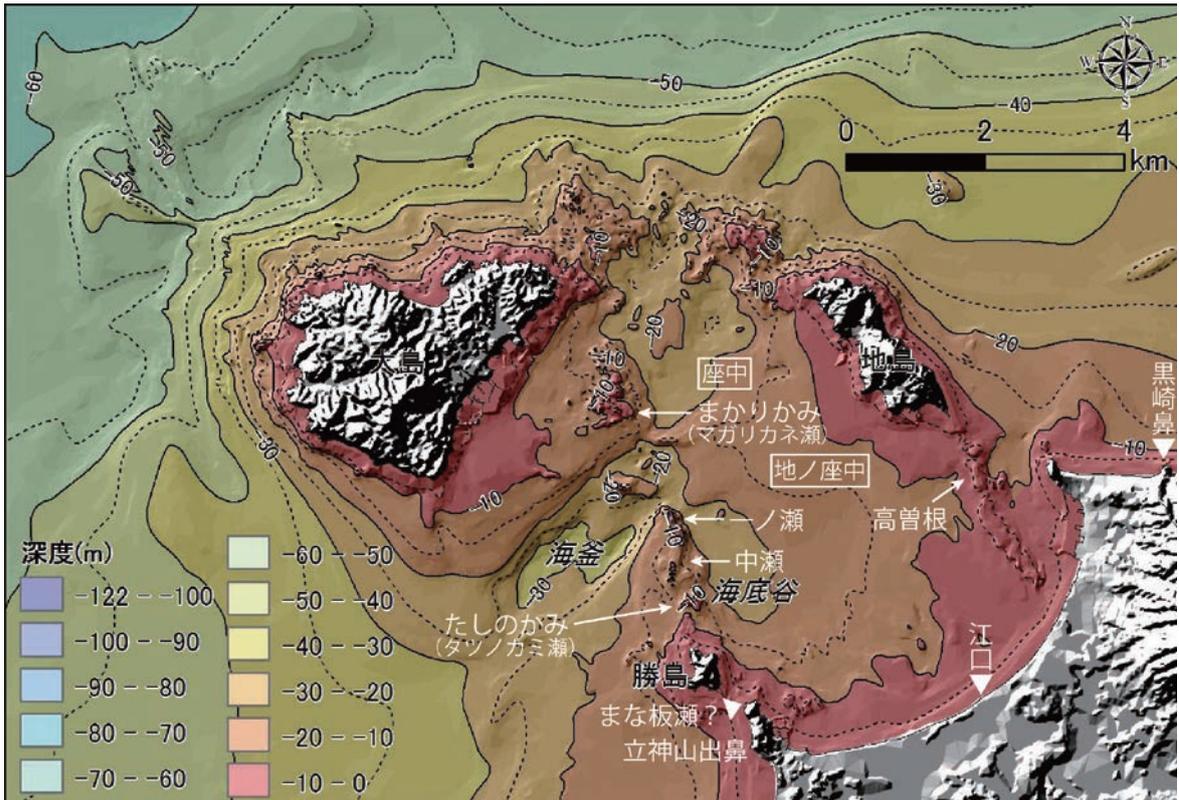
「とうなか」については、漁場の名称ではなく、「中瀬」および「志お辻」

が「となか」(戸中・途中・門中)、すなわち海の真ん中⁽¹³⁾にあると述べている可能性もあるが、明治二四年の漁場図に、大島と地島、勝島、鐘崎に囲まれた中間の海域を区画して「字座中」「字地ノ座中」と海域名が付された漁場範囲が示されている。海域名が付されているのは同図の中でも異例で、読み方は定かではないが、「とうなか」に対応する可能性がある。「座中」は大島・神湊・地島・鐘崎の入会漁場とされ、勝浦浜も「カナギ漁ニ限り網数拾五艘以内ヲ以漁事相営ムノ慣行アリ。依テ後年之ヲ履行スルモノトス」(漁業区域査定書)とされていて、「地ノ座中」も同様に鐘崎・神湊・地島の入会で、勝浦浜は鰺網使用の慣行があり漁を許されていた。

「海難境目之事」には「こんそね」が地島白浜の漁場であること以外は、大島・地島に関する記述がなく⁽¹⁴⁾、勝島の帰属変更の影響も考慮に入れると、これらは「おつひ・神湊・今古賀勝浦浜」がクジを引いて漁を行うという記述内容によく対応しているように見える。「とうなか」は「座中」のことで、「海難境目之事」に見える漁業権に関する慣行がその後も生き続けた蓋然性は高いのではないだろうか。

参考に、この周辺の海底地形図⁽¹⁵⁾に「海難境目之事」に登場する漁場等を記入した図を示しておく(図四)。神奈川県横須賀市佐島における民俗調査事例によれば、海底の視認性などの問題から、およそ一五尋(二〇～二三m)の水深が、モグリ(潜水)やミズキ(視突)などの磯漁が可能なきつとオキとの境界とされるが⁽¹⁶⁾、この宗像の島々に囲まれた海域の瀬の利用のされ方も、これによく対応しているように思われる。

以上から、これらの漁場についての記述は、不明な点こそあれど不自然



図四 大島、地島、勝島で囲まれる範囲の海底地形と「海灘境目之事」等にみえる漁場(地形との対応は筆者による推定。黒木貴一氏が『新修宗像市史 うみ・やま・かわ—地理・自然—』のために作成した図に加筆)

な内容ではなく、貴重な歴史的情報を伝えているものと考えられる。

まかりかみ→神湊

明治四二年の大島浦漁業組合における専用漁業漁場図で、大島の南東の漁場の境界となっている地点(九)が「マガリカネ瀬」⁽¹⁷⁾で、これを指すのだろう。ほぼ同じ漁場範囲を示す明治二四年の漁場図では「座中」に隣接する大島の漁場の東南隅に「マガリカ子セ」の範囲を記しており、大島の専有漁場に含まれている。先の中瀬よりも北(大島寄り)に位置する瀬である。「海灘境目之事」には大島のことが見れず、そのことをどう解釈すべきかは問題として残るが、位置関係からは神湊の漁場としても不自然ではない。その後大島の漁場となったのだろうか。

たしのかみ・ひら瀬→今久賀勝浦浜

「たしのかみ」は勝島沖の瀬の名称で、現代の『九州沿岸水路誌』では「タツノカミ」とされているが、正保年間とされる筑前国図や天和二年の国絵図、福岡県立図書館所蔵「筑前国中の絵図」⁽¹⁸⁾等では「たしのかみ瀬(タシノカミセ)」と記されている。その位置関係から両者は同一のものとみて間違いないが、『地理全誌』(神湊村)では勝島の北八町の海底に「田代上瀬」^(タシノカミセ)があることとされ、「田代神」とする絵図も見受けられる⁽¹⁹⁾。近代に「シ」が「ツ」に変わってしまったらしい。先述した草崎半島西南部の勝浦浜と神湊の浦境(立神鼻)が、明治二四年には「立神瀬」と記されており、これと混同したものでしょうか⁽²⁰⁾。

先述の通り中瀬よりも勝島寄りに位置する瀬であり、勝島が今久賀勝浦浜に属していた時代であれば、同浦に漁業権があることは自然である。勝島が神湊に移った後の明治二四年段階では、中瀬とともに神湊の専有漁場（勝浦浜も部分的に漁業権）に含まれている。

「ひら瀬」は、漁業関係者によれば渡半島沿岸にある鼓島と大島間の瀬を言うとのことである¹²¹、明治二四年の漁場図にもほぼその通りに、白石浜の沖合、渡半島と大島もしくは草崎半島との間の海域に「平セ」が記されている（以下、平瀬とする）。同図によれば平瀬が属する漁場は津屋崎浦の専有漁場の沖合いで、津屋崎浦に諸漁一切の権利があるほか、詳細は割愛するが勝浦浜・神湊・相島・奈多・新宮の各浦が漁法を限定された形で権利を有している。ただし、勝浦浜については「底網カナギ網ハ鼓島ヨリツ、ラセヲ見切下海へハ出漁スルコトヲ得ズ」と特記され、津屋崎浦と争論があった勝浦浜は概ね鼓島以南へは入れなかった。

注目すべきは、勝浦浜の権利についての諸規定の中に「長繩（平瀬・淀ガ瀬鯛網入会）」とあり、平瀬の鯛網が津屋崎と勝浦浜両浦の入会とされていることである。漁場図による限り、白石浜の漁業権を保有していた時期には、勝浦浜が平瀬の漁業権を有していたとみるのが自然な位置関係である。

以上のように、「たしのかミ」および「ひら瀬」は、勝島の帰属の変更もしくは白石浜の漁場争論によって、勝浦浜の権利が後退したと考えられる位置に存在する。今林家文書中の明治五～六年の明細書き上げでは勝浦の瀬として「今瀬」「網切瀬」「御崎瀬」「鎮瀬」「淀ヶ瀬」だけが挙げられ、これら二つの瀬の名前はないが、それは右のように説明できるのであ

る¹²²。したがって、「海灘境目之事」の記述は中世末期～近世初頭のものとしてふさわしいと言える。

こんそ祢↓地島白浜

現存する漁業図などには記載が無く、今のところ関係史料を見出せていない。鐘崎の沖合いに浮かぶ地島は、先述の「宗像社家文書惣目録」の建武元年決断所牒に「小島」とある宗像社領で、西側中部の白浜（豊岡）と南部の泊の二つの集落からなり、「両島」とも記された。天正六年の第一宮御宝殿御棟上置札では大島・泊・白浜が人夫を出す一手に編成されており、「両島天正拾年検査注進状」¹²³では「泊島」と白浜から二石六斗四升が倉納されているのに対し、小早川時代の指出前之帳では地島、文禄三年の知行方目録では「とまり村」のみが見え、さらに慶長十年の黒田長政掟書でも「地島」とのみ見え、小早川時代以降浦としては地島浦として把握されていたようだ。明治二四年にも、地島の周囲は地島浦の専有漁場、鐘崎との間は鐘崎浦と地島浦との入会漁場とされている。

したがって、地島のうち白浜のみの漁業権を認める本文書の記載は、宗像大宮司時代のものにふさわしい印象を受ける。なお、いくつかの絵図に見える、地島の南の海に伸びる「高曽根」¹²⁴が「こんそ祢」のことである可能性もあるが、高曽根は明らかに泊の眼前の瀬であり、白浜の漁場とされるのは不審である。

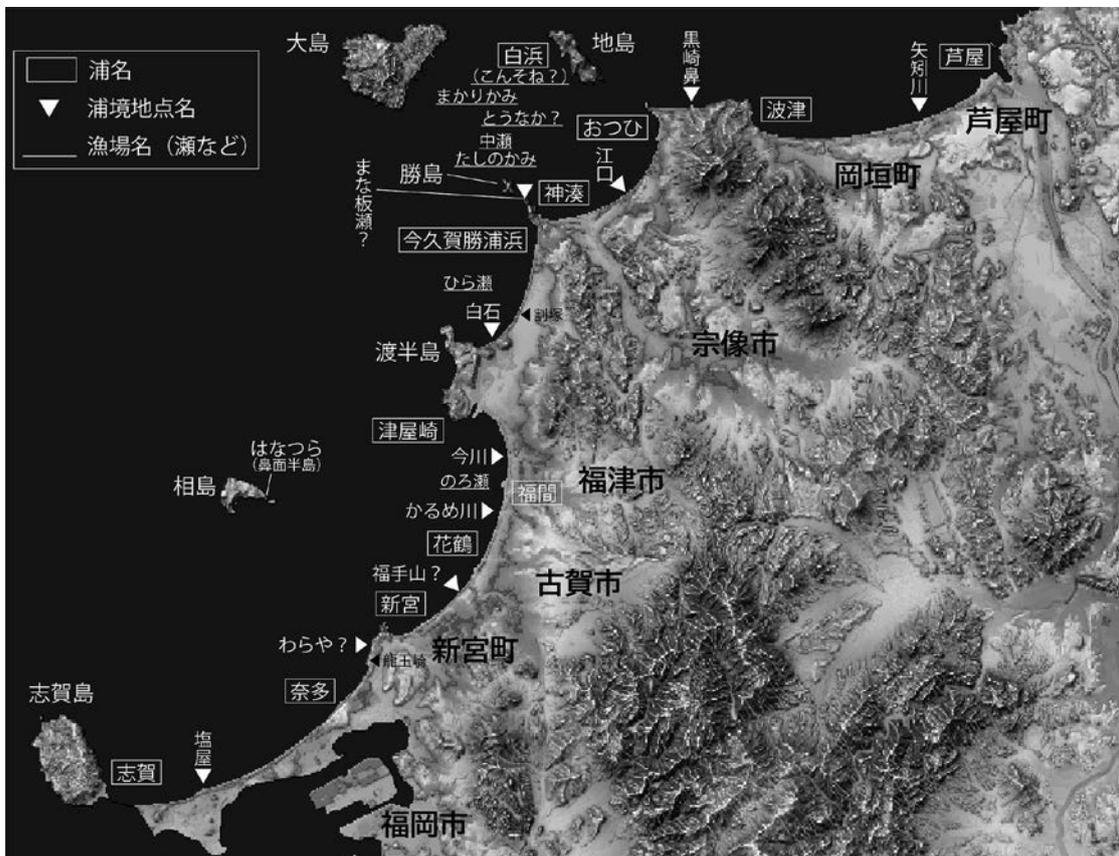
のろ瀬↓福岡

先述の今林家文書中の明治五〜六年の明細書き上げによれば、福間浦に「のろ瀬」があるとされており、明治二四年の漁場図や地元漁業者に対する聞き取り記録¹²⁵でも、西郷川河口の沖合に「ノロセ（能呂瀬）」があることが確認できる。漁場図によればノロセは福間浦の専有漁場と沖合の入会漁場との双方にまたがっており、特に津屋崎浦との関係から福間浦に属することが明記されているのだろうか。それ以上は特に問題とすべき点はない。

以上、「海灘境目之事」に見える地名と記載内容について検討を行ってきた。検討の結果を図にまとめて示しておく（図五）。不明な点や推論を交えた部分もあるが、総体として、ここに見える地名と記載内容は近世初頭以前のものともみて不自然なものはなく、その後変更があったことが判明している部分については、変更前の状況を正しく記している。むしろ、表記方法の面などで宗像大宮司時代のものであることがふさわしい事例も少なくなく、「海灘境目之事」が宗像大宮司時代からの内容を伝えている蓋然性が高いことが確かめられたのではないだろうか。

おわりに

以上の検討により、「海灘境目之事」は、宗像氏貞あるいはそれ以前の宗像大宮司によって定められた浦々の境、漁場の漁業権などについて、慶長元年以降に改めて書き上げた書類と言える。浦々の範囲は遠賀川河口の



図五 「海灘境目之事」に見える浦境・漁場等と関連地名

芦屋津から志賀島に接する奈多浦に及び、また海域としては沖ノ島から小呂島を含む広大な海域が宗像に属すると述べている。これらは既に知られている古代から中世にかけての宗像氏の海上活動や勢力範囲とも概ね重なっており、陸上（内陸部）は支配していないと思われる範囲も含まれるものの、戦国期の宗像氏がこれらの海域と浦々に支配力・影響力をもって来たことを示すものでもあろう。写しであることもあり、内容が段階的・重層的に成立・変化している部分はあり、江戸時代に創出もしくは改変された部分がある可能性も否定はできないが、古代から続いた宗像大宮司家による支配が終焉を迎えた後の江戸時代においてなお、「宗像殿時代」の取り決めが権威あるものとして共有されていたことが窺われ、それもまた中世宗像大宮司家の浦々への影響力を物語っているように。

「海難境目之事」は、この海域の漁場範囲、漁業権について総合的に示す、現在知られる最古の史料として、非常に高い価値があるものと評価できる。それがどれほど古代の宗像氏による海の「支配」に結びつけられるかは、なお慎重を期す必要があるが、今後の研究のための一史料となれば幸いである。

残された課題としては、まず「宗像の内」とされた向こう側の海域についての史料の検討が挙げられる。例えば、神功皇后崩御から宝暦十年（一七六〇）までの記録である『香椎宮編年記』¹²⁶には、香椎宮の創建当時の「神境」が「東ハ鴨山、西ハ壱岐、南ハ住吉、北ハ尾呂」を四限としていたと記されている。もちろんこれをそのまま史実とすることはできないが、香椎宮の近隣の香椎B遺跡（福岡市東区）からは「壱岐島雑掌」の

存在を示す十二世紀頃の木簡が出土しているなど、中世初期には日宋貿易を背景とする香椎宮と壱岐との関係は確かめられる¹²⁷。「尾呂」は小呂島のこととみられ¹²⁸、香椎宮の神境という海域は「海難境目之事」で「宗像の内」とされた海域とほぼ接する関係にあると言えよう。奈多浦は内海である博多湾を介しては香椎宮と深いつながりがあり、このような宗像の外との関係を明らかにすることによって、宗像氏の実情もよりよく見えてくるものと思われる。

もう一つの課題としては、関連資料の発掘（搜索）・調査である。波津浦の刀根家と奈多浦の漁業組合に残されていた永祿三年文書および「海難境目之事」は、他の周辺の浦々でも共有されていたことが想定される。勝浦浜に残されていた永祿三年文書の原文書は既に失われたのかもしれないが、これらの文書は特に波津浦や奈多浦に直接深く関係がある内容ではなかった。これらの文書や関連史料が、玄界灘を中心とする他の浦々の旧家や漁協などに伝わっている可能性がある。これらの調査・保存は玄界灘の歴史を明らかにしていく上での今後の重要な課題である¹²⁹。

さらには、本稿の執筆に当たっては、自治体史や民俗調査の成果にも浴しつつ、現段階で筆者が可能な限りの関連古文書や古地図等を参照し、また関係者の協力により地元での聞き取りの成果も利用することができたが、それでもなお未詳とせざるを得ない地名類も少なくなかった。これらについては今後も関連資料を探し求めていくつもりだが、知見をお持ちの方々には是非御教示をお願いしたい。

最後に、刀根家文書所蔵者で、快く実見を許可いただいた刀根博愛氏、

関連文書について諸々の御教示をいただいた桑田和明氏のほか、地名について御教示いただいた関係者等の方々に、心からの謝意を示したい。

(九州国立博物館)

註

- (1) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二三、奈良国立文化財研究所、一九九〇年。
- (2) 大高広和「古代宗像郡郷名駅名考証(三三)」(『沖ノ島研究』三、二〇一七年)。
- (3) 大高広和「沖ノ島祭祀と宗像大社」(吉村武彦・川尻秋生・松木武彦編『筑紫と南島』地域の古代日本、KADOKAWA、二〇二二年)。
- (4) 筆者も二〇二二年十一月十七日に所有者である刀根博愛氏の岡垣町内の御自宅で閲覧させていただいた。閲覧には岡崇氏・鎌田隆徳氏(海の道むなかた館)、桑田和明氏(新修宗像市史編集委員会中世部会長)に同行いただいたが、特記するもの以外の本稿で示す見解は、言うまでもなく筆者の見解である。
- (5) 刀根家文書の文書番号および文書名は、岡垣町町史編さん室作成の目録(福岡県立図書館所蔵)による。
- (6) 年紀の分かるものとして順に元和七年、貞享五年、元禄十年、正徳六年、宝永元年、同三年、同五年、文政六年、嘉永二年、文久二年、慶応二年、文政七年の文書があり、年次不明のものもある。内容は酒造免許に関するものが多いようだが、宝永三年(一七〇六)と五年の文書は、後述の波津浦と芦屋浦との間の中之浜の漁業権に関するものである。
- (7) 『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ(一九九六年)、桑田和明「宗像氏と漁場相論」

(『中世筑前国宗像氏と宗像社』岩田書院、二〇〇三年、初出一九九七年。以下、特に断らない限り氏の見解はこれによる)。ただし、これらは①を松崎文書館所蔵の「嶺文書(嶺家文書)」とするが(『新修福岡市史』資料編中世一(二〇一〇年)も同様)、新修宗像市史編集委員会(海の道むなかた館内)に保管されている市史編纂史料(目録と紙焼き)を確認させていただいたところ、これは同じタイミングで撮影された同文書館所蔵中世文書のうち「福岡(今林文書)(文書番号・中世一)」とされていた。時間の都合で現物の調査はできていないが、今林家は福岡浦の浦庄屋を務めた家で同文書の所蔵者としても相応しく、今林文書としておく。

- (8) 伊東尾四郎編『宗像郡誌』中編、一九三一年。
- (9) 福岡市立歴史資料館編『青柳種信関係資料目録』(一九八六年)、四〇四・四〇六号。
- (10) 註(7)前掲『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ、桑田和明「宗像氏と漁場相論」。
- (11) 桑田和明氏の教示による。
- (12) 『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱの解説を参照。
- (13) 『筑前国統風土記拾遺』は宗像郡については中村正夫編校訂『宗像郡地誌総覧』(文献出版、一九九七年)により、それ以外は福岡古文書を読む会編校訂『筑前国統風土記拾遺』(中巻・下巻、文献出版、一九九二年)によった。
- (14) 註(7)前掲桑田和明「宗像氏と漁場相論」。
- (15) 『津屋崎町史』通史編(第六編第四章第三節)、一九九九年。ただし、高田氏はNo.四五A文書のみを参照しているとみられる。『津屋崎町史』の編纂史料が現在収蔵されている福津市歴史資料室(カメラアステージ内)にも、同

文書のコピーのみが収められている。

- (16) 高田茂廣「近世宗像郡の浦」(『宗像市史』通史編第二巻古代・中世・近世、近世第三章第二節、一九九九年)。

- (17) ほぼ同じ図は『筑前鐘崎漁業誌』(鐘崎漁業協同組合、一九九二年)の巻頭図版にも「永禄三年(西暦一五六〇)庚申十一月十日宗像氏貞が示達した海灘境目の事波津刀根文書ヨリ」として掲載されているが、同書中では鐘崎の元村としての「おつひ」について「刀根家文書」に触れている程度で、内容や図についての詳しい記述は収録されていない。なお、同図における「沖之島」のうら宗像の内なりとある」という記述は後述のように正しくないほか、花鶴と新宮との境「福年山」が新宮と奈多との境(わらや?)とすべき位置に誤って示されている。

- (18) このほか、『岡垣町史』第四編第三章第三節(能美安男氏執筆、一九八八年)でも「刀根家文書」が宗像氏貞時代の永禄三年のものとして紹介されているが、その範囲は冒頭から「まな板瀬」の部分までに限られ、また「おつひ」を「なつひ」を誤読している。ただし、近代の漁業区域確定図(後述)との対比も行っていることは重要である。

- (19) 福岡市総合図書館文書資料課編・発行『平成一〇年度古文書資料目録四』一九九九年。なお、奈多浦漁協文書は二四〇件、五六一点に及ぶ史料群であり、数点の近世文書を含むほかは近代史料である。「現在福岡県内の漁業組合が所有する資料としては最大のもの」とされ、明治期の漁場範囲・漁業権に関する文書・絵図など貴重な史料が多数含まれている。

- (20) 史料解題(西谷正浩氏執筆)では刀根家文書に同内容の文書があることも

指摘されている。

- (21) ③は近代に編纂された活字本によっているので、③のみの異同は基本的に省略した。原本の調査については他日を期したい。

- (22) ④青柳種信資料に含まれているのは永禄三年文書の本文最後の三行と連署部分のみの断簡(四〇六号)だが、この本文最後の三行の字配りは、上部の数文字を欠損するものの②竹田文書のものと同じとみてよい。

- (23) ②ではこの割書は分割されることなく行末にあり、これが原文書のままとすれば、前者の場合でも複数回の書写を経ていると言える。

- (24) 註(7) 前掲桑田和明「宗像氏と漁場相論」。

- (25) 註(19) で触れた奈多浦漁協文書全体を見回してみても、漁場・漁業権に関する資料は隣接する志賀島や香椎潟、相島辺りを対象とするものに限られている。

- (26) ④青柳種信資料に含まれる断簡は永禄三年文書の末尾の部分のみであるから、細かい文字の異同に目をつぶれば、「刀根家文書」の末尾部分の断簡である可能性も皆無ではない。ただし、一八世紀以前の成立の③「新撰宗像記考証」が永禄三年文書を勝浦浜に存在するとしている以上、その後勝浦浜に青柳種信が調査に訪れるまでの間に原文書が失われ、「刀根家文書」の構成をもつ文書だけが「永禄三年の文書」として伝わるようになったという想定をする必要があり、さすがに無理がある。

- (27) 久保常晴『日本私年号の研究 新装版』吉川弘文館、二〇一二年(旧版は一九六七年)。その成立は鎌倉・南北朝時代と考えられ、江戸時代には「善記」以前の偽年号も見られるようになる。

(28) ただし、系図類では宗像大宮司家の初代は宇多天皇の皇子の清氏に架上されるため、それ以前については中世独自の伝承が作り上げられていた可能性がある。

(29) 本多博之「豊臣政権と宗像」、『宗像市史』通史編第二巻古代・中世・近世、近世第一章、一九九九年。

(30) 藤野正人「益田景祥と宗像才鶴」、『七隈史学』二二、二〇二〇年。

(31) 註(29)前掲本多博之「豊臣政権と宗像」。宗像郡を含む隆景隠居領については文禄四年十二月朔日付で秀吉朱印による知行宛行状が発給されているが、実際には検地成果を踏まえた文禄五年以降に発給されたものらしい。

(32) あるいは正氏の次の大宮司である氏男の可能性もあるが、氏貞は氏男と大宮司職を争った関係から、明らかではない。

(33) 『宗像大社文書』第二巻(宗像大社復興期成会、一九九九年)宗像家文書二。一、浦・鳥事

右、自方々離沙汰人、直遣使者、責取肴以下御業等事、太以不穩便、固可令停止。若尚於不叙用之輩者、向惣官松法師、可存異儀敷。於昵親彼仁之族者、更不可打解心者也焉。

(34) 桑田和明「中世の宗像社と浦・鳥」(註(7)前掲書、初出一九八八年)、正木喜三郎「宗像の海と大宮司」、『古代・中世宗像の歴史と伝承』岩田書院、二〇〇四年、初出一九九四年。

(35) 『宗像大社文書』第一巻(宗像大社復興期成会、一九九二年)、八巻文書九。

(36) 奈多浦は玄界灘と博多湾(香椎潟)とに面し、双方に漁場を有する特異な浦で、博多湾側の漁場については、三苦文書中の年未詳三月二十八日付の「香

惟一社中連署書状」(堀本一繁「福岡市博物館所蔵「三苦文書」」『香椎B遺跡』福岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第六二一集、二〇〇〇年、三二六号文書)に、「三苦三カ村」について「殊、海上之事、従往古社領無紛候。」とあるように、香椎宮が保証していたものと考えられる。しかし、新宮に隣接する玄界灘側の海域については、宗像大宮司家が一定の影響をもっていたとしてもさほど不思議ではないだろう。なお、奈多浦の産土神は平戸の志々伎神社を本社とする志式神社で、松浦党との関わりも想定される(註(19)前掲目録の高田氏の解説文)。

(37) 氏貞没後、宗像才鶴が文禄四年までは宗像大宮司家の当主もしくはその跡継ぎとして存在していたとすると、その間の大宮司家の動勢は「海灘境目之事」の理解にも重大な影響を及ぼしかねないが、この問題は現在研究が進展しつつあるところであり、今後の研究状況を見守りたい。本誌掲載の花岡興史氏の論考も参照されたい。

(38) 桑田和明「宗像氏貞の遠賀郡進出と支配」(註(7)前掲書、初出一九九九年)。有川宜博「戦国期の動乱と岡垣地方」、『岡垣町史』第三編第四章、一九八八年)、同「いわゆる「麻生氏の族滅」について」、『金台寺過去帳』芦屋町文化財調査報告書第一〇集、二〇〇〇年)も参照。

(39) 『宗像大社文書』第四巻、宗像大社社務所、二〇一五年。第一宮御宝殿御棟上置札には、棟上げに関わった(動員された)関係者が列挙されているが、その中には蘆屋津を含む「遠賀庄」も含まれている。

(40) 註(38)前掲有川宜博「戦国期の動乱と岡垣地方」・いわゆる「麻生氏の族滅」について。

(41) 天正十四年四月十日に豊臣秀吉が毛利輝元に発給した朱印状（毛利家文書。

『大日本古文書』家わけ八ノ三、九四九号）では、「一門司・麻生・宗像・山鹿城々へ人数・兵糧可差籠事」とあり、また同年十月十六日の豊臣秀吉判物（「黒田家譜」所収文書。『宗像市史』史料編第三卷近世、一九九五年、四号文書）でも「麻生・宗像両所之者共」とある。

(42) 天正十五年六月廿八日付の小早川隆景宛豊臣秀吉朱印状（毛利家文書、『大日本古文書』家わけ八ノ三、九八三号）。註(29) 前掲本多博之「豊臣政權と宗像」を参照。宗像社領としては、天正十五年以降、河西郷・曲村・河東郷の二百町が与えられたが、文禄四年に秀秋が家督を継いでからは社領を受けられず、宗像・鞍手両郡を隠居領とした隆景から河西村の物成百石を受けるのみとなった。

(43) 『宗像市史』史料編第三卷近世、九号文書（小早川家文書）。

(44) 査定書は「漁場区域査定書」、図面は「筑豊沿海漁業組合各浦島漁場区域画定図」の名称でいずれも福岡県立図書館に所蔵されている。また、三井田恒博『近代福岡県漁業史』（海鳥社、二〇〇六年）には付図および付表として明治二四年（および大正八年、昭和八年）の漁業権範囲が見やすくまとめられており、一部誤字などもあるが便利である。

(45) 註(44) 前掲三井田恒博『近代福岡県漁業史』。

(46) 検討に当たっては、註に示すもののほか、『福岡県の地名』日本歴史地名大系（平凡社、二〇〇四年）、註(34) 前掲桑田和明「中世の宗像社と浦・島」を参考にした。

(47) 註(18) 前掲『岡垣町史』第四編第三章第三節。汐入川以西へも、三分一を取っ

て芦屋浦船の入漁が認められた。なお、宝永五年の文書によれば（註(6) 参照）、中之浜は芦屋浦と波津浦との五十年來の入会漁場だった。

(48) 『福岡県地理全誌』（糟屋郡・宗像郡・遠賀郡）については、『福岡県史』近代史料編、福岡県地理全誌（一・二）（一九八八年）による。

(49) 作成年代は未詳ながら、福岡市総合図書館所蔵（その他購入資料中の斎藤文書。福岡市総合図書館『平成一四年度古文書資料目録八』二〇〇三年）の「宗像郡図」や、福岡県立図書館所蔵の「遠賀郡図」（河崎（五）家文書）に「黒崎ノハナ」と見える。また、伊能大図にも「黒崎」とある。なお、本稿で触れる福岡県立図書館所蔵の絵図は、同館のデジタルライブラリ（貴重資料の紹介）で画像が公開されており、年代等の説明も同ページからの情報によっている。

(50) 註(17) 前掲『筑前鐘崎漁業誌』一一〇頁。

(51) 『宗像大社文書』第三卷、宗像大社復興期成会、二〇〇九年。同書中に「おつひのうら」の振り仮名がある。正月十七日の許斐踏歌事では「陪従歌、御神楽次第、金崎^二同」と記され、織幡宮の所在地として「金崎」の地名がきちんと残っていることも分かる。

(52) 『筑前国統風土記』は、伊東尾四郎校訂『筑前国統風土記』（文献出版、一九八〇年）による。

(53) 「津日の浦」を延喜兵部式に載る「津日」駅に宛てる説は採らない。「津日」駅は津丸駅の誤りとすべきである（大高広和「古代宗像郡郷名駅名考証（二）」『沖ノ島研究』一一、二〇一六年）。

(54) 宗像市上八に辻元末（つじもととうら）という地名が残るが、地形からする

と往時はこの辺りまで小規模な入り海が入り込んでいて、「おつひ」の浦の中心があったのではないだろうか。『拾遺』（「上八村」の項）には「本末（もとうら）」の地名が見え、また「村の西に辻といふ地あり。これ古昔、津日駅の名の残りて訛り伝ふるなるべし。」とある。これらを勘案すると、「辻元末」は「おつひのもとうら」が訛ったものではないだろうか。

- (55) 天文二十一年（一五五二）二月十七日付の宗像氏家臣連署坪付（『宗像大社文書』第三卷、吉田公一氏奉納文書三号）に「鐘崎村」「鐘崎浦屋敷」などと見えており、同書の解説によれば、同文書中で鐘崎村は上八村の枝村として書かれている。なお、天正六年（一五七八）の第一宮御宝殿御棟上置札にも、「小開浦」のほかに「鐘崎」が見える（『宗像大社文書』第四卷）。

- (56) 山中長俊置兵糧水夫飯米渡状（『宗像市史』史料編第三卷近世、四八号文書（山中山城守文書））。

- (57) 天和三年（一六八三）の「織幡宮御縁起」（宗像大社所蔵社務書類）に、織幡宮の「右の方塩井待を京泊といふ、おつひの浦につらなり」とあるとされるが（河窪奈津子「中世宗像社の神事と宗像大宮司の社領支配」『神道宗教』二二二・二二三、二〇一年）、これは縁起という史料の性格から古い表現が残っているものと解したい。

- (58) 「黒田家譜」巻十四（川添昭二校訂『新訂黒田家譜』第一巻、文献出版、一九八三年）。掟書の宛先の浦々は、糟屋郡が「箱崎、なた、湊、花鶴、相島」、宗像郡が「福岡、つや崎、わたり、勝浦、神湊、大島、江口、鐘崎、地島」である。御牧郡（遠賀郡）は「戸畑、若松并島郷中」とある。

- (59) 『津屋崎町史』資料編上巻（一九九六年）、近世二七号文書。

- (60) 「江口浦」とされているのは、釣川の付け替え工事によって江口の「浦人」は本業を廃して専ら農業を行うようになったが、文化八年（一八一二）に至って「鐘崎と神湊との間、古川の辺の海浜に僅ばかりの漁場を受けて此浦の所有とし、漁釣の利を再興す。海上に於ては神湊・大島・地島・鐘崎等の漁人と入合に定らむ。」という事情のためである（『拾遺』）。ただし『地理全誌』によれば江口浦の漁業は再び廃され、鐘崎村の漁場が「江口浦ヨリ遠賀郡波津浦マデ一里十七町二十間」、神湊村の漁場が「東江口川ニ至ル」とされている。
- (61) 『宗像大社文書』第三卷。戊本では「大勝浦年毛社祭事」の本文に同文があるが、「勝浦浜」を「勝浦」としている。

- (62) 註（7）前掲桑田和明「宗像氏と漁場相論」。

- (63) 金内家文書二七一号（一八世紀末〔寛政年間〕頃。新宮町歴史資料館寄託資料。二〇一四年七月二二日実見。福岡県立図書館にマイクロフィルムが所蔵されている。以下金内家文書中の絵図類については同様）。同図には「神湊浦漁場界ヨリ同浦陸境迄八町」とあり、概ね現況に合う。

- (64) 註（34）前掲桑田和明「中世の宗像社と浦・島」では、福津市勝浦（字古賀）の空間（空閑・古賀）神社の存在から、同地周辺を今古賀と比定しているが、この「古賀」に対しての「今古賀」であり、別の場所と考えられる。

- (65) 福津市教育委員会池ノ上宏氏を介して、津屋崎漁協の赤間氏の教示を得た。
- (66) 福岡市総合図書館所蔵の「宗像郡図」（註（49）参照）に「マナイタセ」、九州歴史資料館所蔵の高島文書中の宗像郡図（一一号、「宗像郡 拾五枚之内」、一九世紀）に「マナ板」と見える。主要な絵図類ではこの付近には鼓島のみが記されていることが多い。

(67) 『津屋崎町史』資料編上巻、近世一六号文書（「年毛宮社記」年毛神社文書）。

(68) 『福岡町史』資料編三今林家文書（一九九七年）、一八七号文書。

(69) 『地理全誌』は神湊の漁場については「西四塚勝島ヨリ」と記し、明確ではない。「四塚」とはここでは草崎半島のこと。

(70) 金内家文書二七二号。草崎半島の形状の正確性をやや欠いているが、北西端よりもやや南の瀬がある地点に「立神」と記している。また、寛政六年（一七九四）の「新宮福岡津屋崎勝浦四ヶ浦鯛干場浜絵図」（同二八六号）には、位置を特定できないものの、草崎半島の津屋崎側（西側）に「立がみ石」として直立する石のようなものを描いている。

(71) 註(13) 前掲中村正夫編校訂『宗像郡地誌綜覧』所収。

(72) 『津屋崎町史』資料編上巻、近世二二二号文書（「筑前国宗像郡年毛神社記（写）」）。

(73) 『続風土記』では「神湊」の項で「又此北の海中に勝島とて小島あり。民家少あり。」とあり、『筑陽記』でも「幸湊（神湊）」に関する記述の末尾に「当所ヨリ一町計渡海ノ島ナリ。廻り一里嶼也。民家二竈アリ。（後略）」と記されている。一方、正保年間の国絵図（一六四七年頃。註(99)参照）では「家村なし」とされている。

(74) 寛永十七年の定書と明治五、六年の書き上げが「草崎（山）出鼻」としているところを、『地理全誌』や明治二四年の漁場区域査定書は「草崎山（地）曾根」としており、微妙に異なっている。明治二四年の漁場図によれば、草崎半島の北東端よりやや西の位置から勝島の南端に向かって線が引かれている。地形的には寛永十七年の「草崎出鼻」は草崎半島の北東端の岬である可

能性もあるが、平らな磯場のある北西端を「草崎出鼻」＝「まな板瀬」と想定したい。

(75) 註(15) 前掲『津屋崎町史』通史編（第六編第四章第三節）。

(76) 『津屋崎町史』資料編上巻、近世一五号文書。

(77) 『福岡町史』資料編三今林家文書、一六九号文書。

(78) 『津屋崎の民俗』第一集、津屋崎町史民俗調査報告書、一九九七年。『拾遺』（福岡浦）の項では「大頭」とされているが、「大額」の誤りだろう。

(79) 福津市教育委員会の井浦一氏より教示を得た。なお、旧下西郷村の小字に「菟免川」がある（「明治十五年字小名調」『福岡県史資料』第六輯、一九三六年。以下、小字については特記しないものはこれによる）。

(80) 『福岡町史』資料編三今林家文書、三号文書（今林賢次文書）。

(81) 『続風土記』（糟屋郡裏「花見松原」の項）には、花鶴村は昔は漁人がいて花津留浦といったが、今は農民のみと記されている。

(82) 金内家文書二五八号。

(83) 明治十年には「トヲテン川北岸」から「相島中央」を見通したラインが両浦の境と確認されている（『福岡町史』資料編三今林家文書、二〇二号文書）。旧久保村（古賀市）に「東田（トウデン）」の小字があり、現在も中川と大根川に挟まれた位置に国道三号線「久保石原（東田）」交差点がある。「トヲテン川（東田川）」は川筋にして「千鳥池流」からもう一本南、大根川（花鶴川）より一本北の中川のこと、さらに浦境が移動したことが知られ、この浦境は明治二四年に継承されている。

(84) 註(48) 前掲『福岡県史』近代史料編、福岡県地理全誌（二）巻頭付図。なお、

現在も荊和布川の北側は福津市花見が浜および花見が丘、南側は同花見の里という地名となっている。

(85) 「河津伝記」所引天文二年(一五三三)八月三日大内氏評定衆連署奉書写(『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ、二八二号)によれば、大内氏の御料所となっていた。

(86) 「正任記」文明十年(一四七八)十月十八日条(『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ、一七六・一七七号)、「河津伝記」所引永正元年(一五〇四)十一月廿七日大内義興下文写・同安堵状写(同二三四号)、「薦野家譜」所引永禄三年(一五六〇)二月廿四日付大友義鎮宛行状写・年次不明八月廿六日大友義鎮宛行状写・同書状写(同四〇七・四〇八号)など。

(87) 「河津伝記」所引の永禄十二年(一五六九)かとされる十一月六日付宗像氏貞預ケ状写(同五二二号)では、氏貞は河津隆家に宗像社領の「福万庄西郷内隆家私領分代官職」を預け置いているが、永禄十二年十一月二十四日に大友宗麟が氏貞に隆家の殺害を命じた書状(吉弘文書、同五三一号)では西郷三二〇町分が大友氏の料所とされている。

(88) 註(8)前掲『宗像郡誌』中編。天正九年(一五八一)かとされる五月十日の薦野弥介宛の戸次道雪書状(薦野文書、同六一〇号)には、「西郷五町分」と見える。

(89) 大宰府天満宮文書(『大宰府・大宰府天満宮史料』一七、二〇〇三年)。

(90) 『福岡町史』資料編三今林家文書、一九九号文書。

(91) 薄原山に浦境が移った経緯は未詳だが、その後さらに明治十年に「トラテシ川」が浦境とされたことになる(註(83)参照)。

(92) 奈多浦漁協文書については、福岡市総合図書館所蔵のマイクロフィルムを参照した。明治十年七月十三日の「奈多志賀漁場約定」(十七号)に含まれる明治七年八月の年紀を持つ奈多浦漁場図では、龍王崎から塩屋鼻までを描いており、「明治七年頃ナラン」と記されている「奈多浦抱浜ノ図」(五〇号)も「龍王ハナ」から「塩屋」を描いている。

(93) 沖合いにはシオヤ瀬があり、海の中道海浜公園内の岬にはシーサイドテラスシオヤという建物が建っている。この付近からは沖ノ島が遠望できる。

(94) 「大田資料」三二七号。天明六年(一七八六)の写で、原本は元禄十四年(一七〇一)の作製。描かれている景観は元禄八年のものという。

(95) この位置関係は『筑前国統風土記附録』(以下、『附録』とする)巻八(那珂郡下)所収の「志賀大明神社」の絵図などからも確認できる(『筑前国統風土記附録』上巻、文献出版、一九七七年)。

(96) 明治九年六月の「奈多志賀漁場約定」(一四号)など。厳密には漁法により細かく規定され、明治二四年の漁場区域査定書では、塩屋崎から三二一問東(奈多側)の谷口松までの間の地先が両浦の諸漁人会、谷口松からさらに一五〇問東の尾掛松までの間の地先は奈多浦に諸漁一切の権利を認めつつ、志賀島浦も鰍網・建網の権利を持つ入会漁場とされている。

(97) この下に割書で「按に安芸厳島の縁起に、筑前国恩賀島より遷し祭るよしいへる。恩賀島ハ則此オンガウ島なるべし。」とある。これについて筆者は、「恩」は元々「息(オキ)」の誤りであった可能性もあると想定しているが、検証はできていない。

(98) 川村博忠編『江戸幕府撰慶長国絵図集成 付江戸初期日本総図』柏書房、

二〇〇〇年。

- (99) 『福岡県史資料』第六輯(名著出版、一九七二年、一九三六年初版) 付図、および正保の国絵図の文化・文政年間頃の写しと考えられている福岡県立図書館所蔵の「筑前国十五郡三図」。また、国立歴史民俗博物館所蔵の「正保日本絵図」(三好唯義・小野田一幸『図説日本古地図コレクション』(新装版)、河出書房新社、二〇一四年)も「御号島」とする。

- (100) 九州大学附属図書館所蔵の「御国絵図」。左記で画像の閲覧が可能である。
<http://hdl.handle.net/2324/432428>

- (101) 江戸後期に民間に流布した精緻な日本図として名高い長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」(安永八年(一七七九)初刊)にも「御号島」と記されている(小林茂ほか編『鎖国時代 海を渡った日本図』大阪大学出版会、二〇一九年)。なお、詳細に論じる余裕はないが、古地図類には「御弓島(オユミシマ)」「御宇島(ミウシマ)」などと表記する事例があり、これらは「御号島」の誤った表記と考えられる。

- (102) 建長四年(一二五二)七月十二日関東御教書(鎌倉遺文七四五八号)、同五年五月三日六波羅書下(『宗像大社文書』第一卷、三一号)。どちらも宗像社側が勝訴している。後者の文書によれば、「昔」から宗像大宮司の所領であった。

- (103) 『宗像大社文書』第二卷。

- (104) 『統風土記』卷二提要下、海島の項では、「於呂島(志摩郡)」としている。

- (105) 高田茂廣『玄界灘に生きた人々』海鳥社、一九九八年、六〇頁。また西浦の漁師が小呂島に立ち寄った際、宗像から移住してきたという老婆がいて、

それを送り返したという逸話も紹介されている。典拠は九州大学図書館所蔵の「梶子文庫」(支子文庫)中の小呂島常番の記録とされているが、今回成稿するまでに内容を確認することができなかった。

- (106) 服部英雄「宗像大宮司と日宋貿易」筑前国宗像唐坊・小呂島・高田牧(九州史学研究会編『境界からみた内と外』下巻、岩田書院、二〇〇九年)。「附録」には「漁家の北なる本谷に出水あり。下流を御手水瀧といふ。此水のミにて島中に井泉なし。常に雨露を湛置て用水とす。炎暑天水乏しきにあへば、順風をまちて西浦又ハ志岐の勝本より用水を漕取るとぞ。」とあるが、通常時であれば水の補給は可能であったと考えられる。

- (107) 申叔舟著・田中健夫訳注『海東諸国紀』岩波文庫、一九九一年。地誌・事典類では、『拾遺』などが『海東諸国紀』には「於露島」とあるとしてそれが継承されているが、古い版本では「於路島」となっており適切でない。ただし、『附録』の編纂者である加藤一純が奉納したという太宰府天満宮所蔵の写本では「於露島」となっており(太宰府天満宮文化研究所編『天神絵巻』大宰府天満宮、一九九一年)、青柳種信も同書を書写していることが知られるから(田中健夫『海東諸国紀』の日本・琉球図)『東アジア通交圏と国際認識』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八八年)、「於露島」という説はこの辺りから流布したのであろう。

- (108) 註(107)前掲岩波文庫本は「短島」を山口県の角島と注解しているが、同書の「日本国西海道九州之図」にも「短島」が描かれていること、またその位置が於島(大島)の右(東)、本州より下(南)であることからすると、宗像の地島から関門海峡の入口に位置する彦島(引島)にかけてのいずれかの島(ほ

かに白島・藍島・六連島など」と考えられる。音が合うものは見出せないが、中世に「小島」と言った地島か、「低い島」が島名の由来である可能性がある。彦島を「短島」にあてるのはどうだろうか。

(109) 中村栄孝『海東諸国紀』の撰修と印刷〔『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館、一九六五年〕。註(107) 前掲田中健夫『海東諸国紀』の日本・琉球図。

(110) 佐伯弘次「中世後期の宗像氏と朝鮮」(川添昭二・網野善彦編『中世の海人と東アジア』海鳥社、一九九四年)。

(111) 『海東諸国紀』では地図に「藍島」とあるほか、応仁元年(一四六七)に「筑前州相以島大將軍源朝臣正家」という人物が朝鮮に遣使しているが、その実態は未詳である。

(112) 『宗像市史』史料編第三巻近世、一〇号文書。

(113) 保立道久「中世前期の漁業と庄園制」〔『歴史評論』三七六、一九八一年〕。中世前期、一二世紀以降の用例がある。

(114) 大島・地島に加え相島の周辺も「海難境目之事」には現れない。島々の漁業権については基本的に本文書の対象外なのではと思うが、地島白浜が登場することが説明できない。後考を俟ちたい。

(115) 新修宗像市史編集委員会より、『新修宗像市史―うみ・やま・かわ―』二〇一九年(二二六頁)に掲載された図(モノクロ)の原図(カラー)の提供を受けた(作成…関西大学黒木貴一教授)。

(116) 安室知「百姓漁師の漁場認識」〔『国際常民文化研究叢書』一、二〇一三年〕。

(117) 国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所蔵、C二七三九番(秋道智彌『明治〜昭和前期漁業権の研究と資料』下巻、臨川書店、二〇二一年)。

この地点は「九、岬村織機山金掛松ト遠賀郡島郷山ト見通、津屋崎ノ鼓島ト薬師山トノ中央ニ磯崎鼻ヲ見出ス見通線ノ交叉点(マガリカネ瀬)」と山アテによって特定されていて、対景図も付されている。

(118) 「大田資料」三〇九号。成立年は不明だが、絵図の形状から一七世紀後半以降のものとして推定されている。正保年間および天和二年の国絵図については、註(99) (100) 参照。

(119) 九州歴史資料館所蔵の高島文書中の「筑前国海上絵図」(二号、文久元年写)および「筑前国沿岸絵図」(五号、一九世紀)。

(120) 註(44) 前掲三井田恒博『近代福岡県漁業史』の付表では「立神瀬」を「辰神瀬」と表記しているが、これは誤記とみられ、ここで問題としている勝島沖の「タツノカミセ」ではない。

(121) 福津市教育委員会池ノ上宏氏を介して、津屋崎漁協の赤間氏より教示を得た。

(122) これらが「奈多浦漁協文書」にのみ記されるのは、先述のように「刀根家文書」の構成の都合と理解されるが、後者はやはり勝島が勝浦浜に属することを特に補っているように思われる。

(123) 『宗像大社文書』第三巻、嶺家文書二五号。

(124) 「元禄十四年筑前図」〔福岡県史資料』第八輯、名著出版、一九七二年、一九三七年初版)に「高曾根瀬」、また九州歴史資料館所蔵の「福岡藩関係史料」中の絵図(B39)に「高曾根」とある。ただし読み方は未詳。

(125) 『昔語り 福岡あゝのころ』福岡町教育委員会(平成四年度版)、二〇五―二〇八頁。

(126) 森田隆明・宮川洋・長洋一・新原正典『古代・中世の香椎』下巻(樞歌書房、

二〇一三年）所収。一〇世紀前半頃の人物である大中臣重国がまとめたものを、一五世紀中頃の武内氏信が重編したと伝えられる、香椎宮代々の神官等によって書き伝えられたもの（同上巻、二〇一二年）。

(127) 坂上康俊「香椎B遺跡出土木簡について」・佐伯弘次「中世の香椎と香椎宮」
(註) (36) 前掲『香椎B遺跡』

(128) 東の鴨山は宮若市(旧鞍手郡)の加茂山(力丸ダム付近)と推定されている(廣渡正利『香椎宮史』文献出版、一九九七年)。南の住吉は住吉神社のある福岡市博多区住吉(旧那珂郡)。

(129) こうした漁業関係の史料の収集・調査は、水産庁の「漁業制度資料調査保存事業」として日本常民文化研究所によって一九四九年からおよそ五年間全国的に行われたが、未完に終わったことが知られている(網野善彦「戦後の日本常民文化研究所と文書整理」『網野善彦著作集』一八、岩波書店、二〇〇九年、初出一九九六年。越智信也「漁業制度資料調査保存事業」と日本常民文化研究所「歴史と民俗」三〇、二〇一四年)。ただ、その成果としての史料の筆写稿本は、国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所および神奈川大学日本常民文化研究所にほぼ同一のものが残されている。この中に、一九五二年採訪の福岡県の文書として「刀根正三家文書」(岡垣村波津)、「波津漁業協同組合文書」のほか、「相島漁業協同組合文書」「野北漁業協同組合文書」「柴田信太家文書」(糸島郡北崎村西ノ浦)が含まれているが、著者は未見である。

肥後宗像家文書を中心にみる天正十四年以降の宗像家の去就

―謎の人物「宗像才鶴」の研究動向を含めて―

花岡 興史

はじめに

世界遺産となった宗像大社の最後の太宮司といわれている宗像氏貞の子孫が肥後宗像家である⁽¹⁾。従来、太宮司家である宗像氏の子孫は、氏貞没後に断絶したと研究上では考えられていた⁽²⁾。しかし、同家は、豊臣秀吉文書をはじめとして多くの史料を所持しており「宗像」という名跡と氏貞の血脈を今日まで繋いでいる。つまり、現在確認できる太宮司宗像家の唯一の子孫であるといえる。よって、宗像大社所蔵の文書群が「宗像大社文書」「宗像家文書」などと呼ばれていることと峻別するため同家が所持していた文書群を「肥後宗像家文書」と呼んでいる。

従来、宗像大社関係の文書群は『萩藩閥閥録』にあるように、氏貞の娘と婚儀をもった草薙重継が受け跡式を継いだというのが研究上の「常識」であった。それは、宗像氏の系図等で草薙氏が跡を継いだ記述になっていることからわかる。しかし、結果的に宗像を名乗らない草薙氏が跡を継いだとはとても理解できない。実際、同氏は天明七年（一七八七）十一月、

胤継の代に宗像大社関係の什書を返納しており⁽³⁾、跡式を継いだとはとても考えられなかった。

この様な意味においても「肥後宗像家文書⁽⁴⁾」の存在は相伝経緯を含めて重要視されるべきである。

本稿では、現在考えられる正統な宗像太宮司宗像氏貞の唯一の子孫である「肥後宗像家」所有の文書群が、時間差で熊本県球磨郡多良木町に寄贈され、それに伴い次々に新しい発見があり、従来の学説や著者による認識が段階的に変化していく過程を述べることにする。つまり、歴史学の研究は、最前線において史料発見がされたことにより、次々に新事実が明らかになっていくといったダイナミズムを伝えることが必要だと感じるからである。

この趣旨のため段階ごとに得られた知見を述べていく手法により著すもので、それぞれの段階では不明であることは不明とし、読み進めるに従って新しい事実が判明していく様子を本稿をとおして感応して頂きたい。

第一章 肥後宗像家文書の発見の経緯

(二〇一九年九月十八日記者発表)

令和元年(二〇一九)九月十八日に多良木町にてプレスリリースをおこなった。この時に豊臣秀吉文書二点を公開し、熊本県多良木町に在住した宗像家(肥後宗像家)が、この文書を所持していたことから、実は断絶していたと思われる宗像大宮司宗像氏貞の子孫が熊本県で「宗像」という名跡と氏貞の血脈を伝えていた。つまり正統な子孫であるということを発表した。ただ、この時点で宗像家が所有していた文書群の正式な名称は決定しておらず、「熊本宗像家」としている。

この時、配布した著者執筆によるプレスリリース資料^⑤は、このことを端的に表しているので、やや長くなるがここにその全文を掲載する。なお、本資料は横書きの公文書であったため本稿に掲載するために便宜上フォント等を変更した部分もある。

資料A (令和元年九月十八日記者発表)

熊本県多良木町で発見された宗像家文書について

九州大学 比較社会文化研究院
博士(比較社会文化) 花岡興史

はじめに

宗像氏は、福岡県宗像市にある宗像大社の大宮司家である。宗像大社は、二〇一七年(平成二十九年)に「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産の一つとして、世界文化遺産に登録されている。

その先祖は、古代の筑前国の豪族である胸肩君(むなかたのきみ、胸方・胸形・宗形等とも称する)までさかのぼることができる。胸肩君は、荒海の玄界灘を渡る航海術に長け、孤島沖ノ島を海上の守護神として信仰していた。

七世紀には、宗形徳善の娘、尼子娘(あまこのいらつめ)が、天武天皇に嫁ぎ、後に壬申の乱で活躍する高市皇子(たけちのみこ)の母となっている。

すなわち大宮司家である宗像氏は、古代から海の領主として、古代末から中世には最も積極的に海外貿易を行っており、九州における貿易の中心的役割をはたしていた。

鎌倉時代には、御家人として武士化しており、後の南北朝時代も室町幕府側につき合戦に参加している。室町時代は大内氏に属して、宛行われた所領から、黒川氏を名乗ったことがある。戦国時代は宗像大社第七十九代大宮司の宗像氏貞が一族をまとめていた。しかし、宗像

家は氏貞の病没後に断絶したといわれている。

断絶したと言われていた宗像家の子孫は肥後国に居住した。このことは近世の系譜類に記録されているが、肥後宗像家の存在は等閑視され無名であった。今回発見された宗像大宮司関係史料はこの肥後宗像家が所持・伝来したものであり、大宮司宗像家と同族であることが初めて実証された。また複数の史料に重要人物として登場するも系譜には一切名前が載らない謎の人物「宗像才鶴（読み方は不明であるが、ここでは「むなかたさいかく」とする）」宛ての文書が今回初めて発見された。しかもこれらの文書は、豊臣秀吉が才鶴に武功と知行を認める判物（史料A）と軍勢加勢への朱印状（史料B）である。あくまで仮説であるが、最新の研究では才鶴を氏貞後家Ⅱ女性としている。秀吉が女性に所領を安堵する判物はこれまでほとんど発見されていない。また感状には才鶴が軍勢を動員したことが記されており、もし女性であるならば、戦国期の武家の女性を考える上でも極めて有効な史料である。

また、才鶴は次女の夫草刈重継へ宗像社大宮司職に関する文書を譲渡した。重継が大宮司跡職を継承したためである。しかし自身に宛てた秀吉文書は手放さず宗像の名跡を継いだ三女とその婿清兵衛へと遺した。このような戦国期から江戸初期にかけての宗像家の存続および文書伝来の経緯が今回の史料によって初めて明らかとなった。

今回の新発見文書は、これまで断絶したとされる宗像社大宮司家であった宗像家が肥後国で存続した事実を立証するものであり、才鶴というキーパーソンの働きを如実に示す。宗像家研究のみならず、戦

国から江戸過渡期における武家の存続・地域における文書の伝来など、様々な考察を期待できる好史料群である。

本史料の特徴

今回発見された史料は、豊臣秀吉関係史料二通（史料A「天正十四年）十月十日付宗像才鶴宛豊臣秀吉判物」、史料B「天正十五年）三月二十八日付宗像才鶴宛豊臣秀吉朱印状」、その他である。本稿は秀吉関係史料二通のみ紹介する。

宗像氏は、天正十四年（一五八六）三月に、秀吉の九州征伐の折に大宮司である宗像氏貞（うじさだ）が急死したため、断絶したと伝えられている。

一般には、氏貞死去の時に宗像家も断絶し一族は離散して、宗像家の相伝文書は氏貞の娘が嫁いだ小早川隆景の重臣草刈重継の家に全て相伝したと伝えられている（「筑前宗像家之跡職を賜り兼領仕候」「宗像家之証文于今悉所持仕候」「萩藩閩閩録」）。このことから、宗像家の相伝史料は、草刈家に伝えられた史料にしかフォーカスがあたりなかつたのである。しかし、宗像家の相伝文書の一部は、子孫の宗像家に今も伝わっている。

本史料A・Bは「宗像才鶴」宛の秀吉の判物や朱印状であり、氏貞の後には才鶴が一統を率いていることが理解できる。才鶴宛てに秀吉から判物と朱印状が発給されており、秀吉は「宗像才鶴」を氏貞の後継者として認定していたことがわかる。

この「宗像才鶴」については、現在まで「毛利家文書」によりその

存在は知られていた。例えば、秀吉の九州平定後、筑前は小早川隆景（毛利元就の三男で、毛利輝元の叔父）に与えられた。天正十五年六月二十八日、秀吉の隆景宛の朱印状には、原田弾正少弼・麻生次郎左衛門尉と共に「宗像才鶴」の名前が見える。この時、秀吉は隆景に対し、宗像才鶴に三〇〇町の領知を筑後国で与えて、「与力」として召し置くことを命じている（『毛利家文書』）。

この「宗像才鶴」について、『宗像市史』（平成十一年）では、「このことから、本領を離れ、隆景に筑後国で所領を給与されることになった人物として、原田・麻生両氏のほかに『宗像才鶴』がいたことがわかる。ところが、この名は宗像大宮司家関係の系図には一切登場しない。しかしまったく架空の人物とも言えないようで、他の史料においてもこの名は確認できる」とあり、この「宗像才鶴」については全く不明の人物としている。

さらに、『宗像市史』では、「原文書」を根拠として「これはすなわち、『宗像才鶴』が龍造寺氏らと同様に、博多町衆に諸役を賦課する実力を備えた人物であり、しかも九州平定後の戦後処理においても、原田・麻生氏らと同様に取り扱う人物として、豊臣政権によって認識されていたことを意味する」と才鶴を重要視している。

また、『宗像市史』は、既に氏貞が没しており、養子となったのは益田（七内）元祥であり、同一人物ではないので宗像才鶴については宗像大宮司関係の系図には一切登場しない「不明とせざるをえない」人物であると記し、大宮司氏貞亡き後の宗像家当主に相当する人物であると推定している。

よって、今回の発見された豊臣秀吉文書は、今まで不明であった宗像氏貞亡き後の宗像氏を実質上牽引した宗像才鶴の存在が明確になる史料である。

また、この才鶴は、氏貞後家とされている。例えば、「宗像記」「宗像記追考」によれば、「氏貞後家」に秀吉が所領を与えた記録が見え、前述の「毛利家文書」の記述と符合する部分も多く、これについて他の人物が介在しないことから、「宗像才鶴」＝「氏貞後家」であると判断できるといえる。

「大宮司系譜」によれば、晩年、氏貞の後室（才鶴）は二人の幼い娘を伴い長州三隅に移り、その時に宗像の家系と什書を残らず携えてきたとある。また、後室は一時的に備前に移っており、この時に末の娘を伴っている。この娘を備前の住人の市川氏に嫁がせ市川与七郎を宗像清兵衛と名乗らせたという。また、後室は長州三隅でその生涯を終えた。了性院には後家の石塔が建っているという。ただ、この「大宮司系譜」の三女の部分に「子孫在肥後熊本、摂州大坂」とあり、子孫が肥後熊本と明記されているにもかかわらず、この部分が注目されることは一切無かったのである。

宗像家は、おそらくその後、後を継いだ宗像清兵衛（実は市川与七郎）が宗像家に残る重要文書（豊臣秀吉文書）を引き継ぎ、小倉にて細川忠興に仕えた後にそのまま宗像家に残したのである。

つまり、才鶴は草刈家に大宮司職に関する文書を譲るも、秀吉関係の最重要文書は彼女自身によって三女に養子婿を迎えた「新生」宗像家に託したのである。

宗像家の史料をみれば、子孫は、豊臣秀吉没後には紆余曲折を経て、細川忠興に仕えている。その後、細川家の転封に従い熊本に移住し幕末まで仕えている。そのため本史料が熊本宗像家に残ったものと思われる。

この秀吉の朱印状と判物は、数奇な運命をたどり、うぶな状態を保ち宗像、長州三隅、備前、小倉、熊本という長い旅をへて、安息の地としてここ多良木の町に落ち着いたといえる。

本史料は、まさに豊臣秀吉の九州征討から徳川幕府が成立した時期の不明な点を理解する上では出色の史料といえる。この史料の発見により、大宮司家であった宗像氏と、肥後熊本に移り住んだ宗像家が初めて確実に結びついたのである。

今後に詳細な調査を行うことが望ましい。

本史料の寄贈者である宗像家について

熊本宗像家は「宗像」と名乗っているにもかかわらず、宗像大社との関係を今まで明確に主張せず、このことについて代々家内で語り継がれることもなかったようである。

宗像家については、氏貞の死去後に断絶したことを前提に今まで考察が行われてきている。しかし、宗像氏は、毛利元就家臣の市川与七郎を養子に迎えた。与七郎は宗像清兵衛と名乗り、宗像家の史料を現在まで伝える家の祖となった。

細川氏に仕えた清兵衛を祖とする肥後宗像氏は、大宮司家であった宗像家の名跡を現在まで伝える家である。細川藩に残る「先祖附」の

抜き書きには、「清兵衛は毛利家の重臣である市川少輔七郎の子で、宗像氏の養子になったが、騒乱のため宗像氏の相続が困難となった。このとき筑前国主の小早川隆景に従い、隆景の一字を賜り景延と称した。隆景の隠居後は秀秋に仕え、関ヶ原の戦い後は秀秋の備前・美作への転封に伴い従ったが、慶長七年に秀秋が没すると九州にもどり、細川忠興に仕えた」とある。しかし、この文面では大宮司宗像氏貞との関係性は全く不明であったから、今まで研究者に信びよう性に乏しい史料として扱われていた可能性が高い。

宗像清兵衛は、そうとう優秀な人物だったようで、忠興のもとでは田川郡・宇佐郡の奉行などを務め、細川忠利の肥後転封後の寛永九年（一六三三）には、田中兵庫や牧丞太夫らと共に「御国之惣奉行（今で言えば、県の総務部長カ）」に命じられ、郡奉行・代官以下を支配し、戸籍の一種である「人畜改帳」などの作成を担当した。しかし、清兵衛は同十一年十二月に罷免され、同十三年七月には切腹を命じられた。その理由は不明である。

清兵衛の死後に嫡子の加兵衛が二〇〇石で相続した。加兵衛には吉大夫、少右衛門、長五郎という三人の弟がいた。寛永十八年（一六四一）五月には細川忠利死去により、加兵衛と吉大夫は殉死している。また、三男吉大夫は慶安二年（一六四九）十二月に細川光尚死去により殉死している。これらのことは細川家記の『綿考輯録』に記載されている。殉死が可能であったことは当時の藩内における宗像家の「格」を示している。

本史料の所有者については、『綿考輯録』によれば、「加兵衛（清兵

衛の長子)ハ宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞の子孫也、宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同姓内蔵助家二伝来、内蔵助少右衛門が子孫なり」とあることから、清兵衛の三男少右衛門の家系が史料を伝えたとある。つまり、驚くべき事に細川家は、宗像清兵衛が大宮司宗像氏貞の名跡を継いだ人物であると認識していたのである。ただ、秀吉の判物や朱印状は、宗像家の先祖付には、何らかの事情があったのか掲載されておらず、このため今までの宗像氏の研究では、熊本宗像家は重要視されていなかったのである。

宗像家は、幕末まで細川家に仕えている。その後、明治時代になり政治活動のため熊本の地を離れ、この多良木の町に移住している。よって、本史料が多良木町に存在するのである。

なお、明治から大正時代にかけて衆議院議員から、埼玉県知事に転じ、青森、福井、宮城、高知、広島、熊本県知事を歴任し、東京府知事となった「宗像政」はこの宗像一族といわれている。

〔史料の概要〕

1 豊臣秀吉関係史料二通

・史料A…豊臣秀吉判物 宗像才鶴宛 天正十四年(一五八六)十月十日付

・史料B…豊臣秀吉朱印状 宗像才鶴宛 天正十五年三月二十八日付

〔解説〕

○史料A…豊臣秀吉判物 (天正十四年) 拾月十日

〔概要〕

豊臣秀吉が、当時の宗像氏の当主と思われる才鶴に宛てた判物であ

る。宗像氏貞の後継者である宗像才鶴の軍功を賞し、知行を保証しているものである。

〔詳細〕

豊臣秀吉が、宗像才鶴に対して島津氏の九州北上(「島津背御下知、至筑前」)を阻止した事を賞賛し、さらに知行を認めたと(「當知不可有相違」)判物である。その内容については、安国寺(恵瓊(へえけい))と黒田勘解由(孝高(よしたか))、黒田官兵衛(如水)が申し伝えることが書かれている。日付の下には秀吉の花押(「悉国平定」の「悉」の字)が据えてある。

天正十四年(一五八六)、島津義久が大友・龍造寺を下し九州北部まで勢力を伸ばしており、それを宗像才鶴が阻止している。なお、当主の宗像氏貞は同年三月四日に病没しているため、その後継者と思われる才鶴に出されたものである。

なお、島津氏は翌年四月に秀吉軍に降伏している。その歴史的背景から本文書は天正十四年のものであると比定できる。

○史料B…豊臣秀吉朱印状 (天正十五年) 三月廿八日付

〔概要〕

軍勢と軍法に不案内である宗像才鶴の指南として浅野長政を指定している。

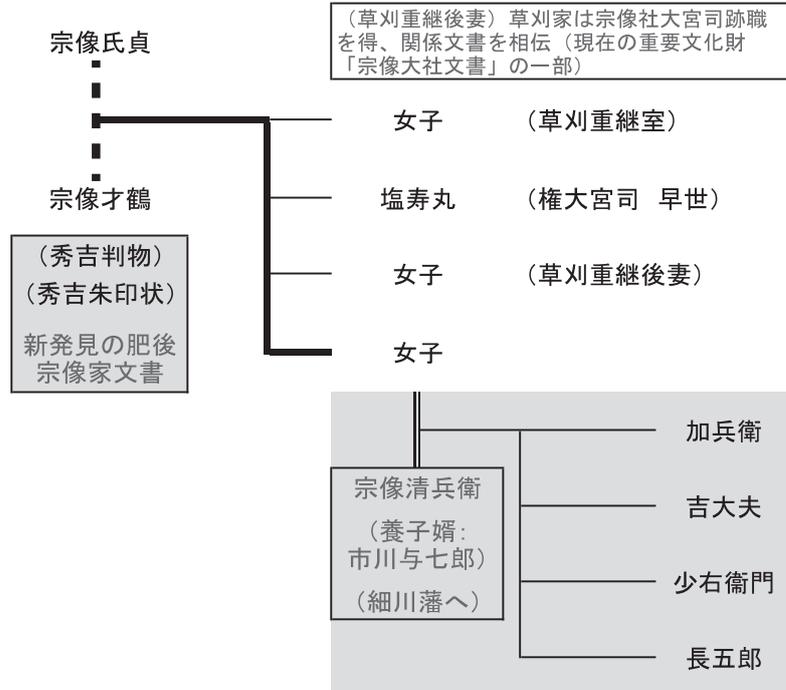
〔詳細〕

豊臣秀吉が、宗像才鶴に宛てた朱印状で、上方の人数(軍勢)と軍法については不案内であることから(「上方人数・軍法以下可為無案内候之間」)、浅野弾正少弼(長政)に相談しその折りには諸事馳走(「諸事可馳走旨」)せよという内容を伝えている。

まとめ(新しく分かったこと)

- 1 今まで断絶したと考えられていた宗像大社の宗像氏は、宗像の名跡を残しているのである。大宮司宗像氏貞の血筋は三女が市川与七郎(のち宗像清兵衛)と婚姻することにより受け継がれた。
- 2 豊臣秀吉の文書があることから、秀吉が宗像氏貞の後継者は「才鶴」であると認定していることが確実となった。
- 3 才鶴は、研究上の仮説として宗像氏貞の後家とされている。もし才鶴を女性と解するならば、女性に対して武功を示す豊臣秀吉による判物や朱印状は極めて稀なものであると考えられる。
- 4 今まで、『萩藩閥閥録』の記事にあるように、宗像家の史料はすべて草刈家に伝えられたと考えられていた。しかし草刈家は、一時、宗像と名乗るものの後に本名の草刈に帰しており、実際の名跡は継いでいない。宗像家の在り方を示す豊臣秀吉文書は宗像の子孫が受け継いでいる。大宮司宗像家の名跡は断絶していなかったのである。しかし、宗像氏の子孫が熊本にいたということが、研究上ではまったくといっていいほど検証されていなかったようである。
- 5 新発見の史料は、豊臣秀吉の九州平定や大宮司宗像氏の研究を更に発展させる発見である。いままでは、史料の限界により不明な部分が多かったのが明らかになったのである。

<宗像家系図>



新発見史料から見る宗像家系図(戦国期から近世初期)

参考「訂正大宮司系譜附記」
※網掛けの部分が新しく分かったこと

以上が令和元年九月十八日にプレスリリース資料として配布し、その後二点の秀吉文書の展示会で配布したものである。

この中で、新発見の豊臣秀吉判物と朱印状から関連資料を調査し新しく得られた知見は次の三点である。

① 従来、断絶したと言われていた宗像大社の大宮司宗像氏貞の嫡流子孫が細川家の家臣となり、熊本でその名跡と血脈を繋いでいた。それが肥後宗像家である。

② 細川家史料の「先祖附」や『綿考輯録』に肥後宗像家が宗像大社大宮司嫡流の子孫であると明記されており、江戸時代においても肥後宗像氏が宗像大社大宮司の子孫であると認識されていた。

③ 宗像大社の相伝文書は全て小早川隆景の重臣草薙(本文中では草刈)氏が引き継いだと考えられていたが、秀吉文書など肥後宗像家の正統性を示す重要な文書は同家が受け継いで現在まで伝えていた。

以上の内容は、今までの宗像大社および宗像氏の研究の中では全くいわれていなかった事であり、それが明かになったことによりメディアで大きく取り上げられ全国的に注目された。

ただ、才鶴女性説に対しては、この時は批判する知見を持ち得ておらず学説として紹介したのみとなった。

その後、新たに判明した内容について著者は、同年十一月四日付けの『西日本新聞』に寄稿し、その記事に「熊本で『名跡』つないだ子孫の存在」「断絶された宗像大宮司家 秀吉文書から分かること」と題して、今までいわれてこなかった肥後宗像家が「大宮司家の正統な子孫であることを着想方法

も含めてプレスリリース資料を元に著した。また、その詳細について、令和二年(二〇二〇)三月発行の『沖ノ島研究』第六号に「新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家」と題した論文を執筆している。

このプレスリリース資料を見た桑田和明氏は^⑥、「肥後宗像家」について令和二年三月発行の『宗像市史研究』第三号^⑦にほぼ同じ内容で「研究ノート 新出宗像才鶴宛豊臣秀吉文書と宗像才鶴」という文章を掲載した。この中で、桑田氏は「はじめに」の部分で「本稿では、まず新出の才鶴宛秀吉文書の写真と解説文を掲げ、内容を考察する。次に文書を伝えた肥後宗像氏と宗像氏との関係を考察する」としているが、桑田氏は著者作成の公知のプレスリリース資料について、適切な引用をしておらず、本件に関する学問上のプライオリティーが著者にあることは、この場を借りて明確にしておきたい^⑧。

第二章 秀吉文書の宛所にある宗像才鶴について

一 宗像才鶴研究の端緒と女性説の出現

前述のように、肥後宗像家の存在が明らかになったことにより、宗像氏研究は新たな局面を迎えることとなった。しかし、問題として残ったのが宗像才鶴に関する諸問題である。

宗像才鶴については初めて具体的に言及したのは知見の範囲では、本多博之氏である。本多氏は『宗像市史』^⑨(平成十一年)の中で次の様に述べている。以下にその内容を紹介する。

天正十五年（一五八七）に九州平定を終えた秀吉は、筑前一国と筑後二郡・肥前一郡半を小早川隆景に与えた。宛所不明であるが、同年六月二十五日付けの秀吉朱印状^⑩では、その際に筑前の国人領主の「立花」「宗像」「秋月」「原田」の各氏が支配領域の中に組み込まれていることが分かる。また、同年六月二十八日付けの隆景宛の秀吉朱印状^⑪では、原田弾正少弼（信種）・宗像才鶴・麻生次郎左衛門尉にそれぞれ四百石・三百石・二百石の領知を筑後国内であたえて「与力」としている。よって、隆景から所領を給与された中に「宗像才鶴」がいる。しかし、この人物は、宗像大宮司家関係の系図には一切登場しない。

しかし、まったく架空の人物ではないようで他の史料（『原家文書』でも名を確認できる^⑫）。例えば四月二十三日に石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊が、連署により戦禍で荒廃した博多に町衆の還住を促進するために諸役の免除を龍造寺民部大夫・原田弾正少弼・立花左近将監・宗像才鶴に命じている。

このことから本多氏は、「これは『宗像才鶴』が龍造寺氏らと同様に、博多町衆に諸役を賦課する実力を備えた人物であり、しかも九州平定後の戦後処理においても原田・麻生氏等と同様に取り扱うべき人物として、豊臣政権によって認識されていたことを意味するのである」としている。

ただ、本多氏は、大宮司氏貞はこの段階では病死しており、養子となつたのは、大宮司系図によれば益田（七内）元堯^⑬であり、同一人物ではないので「宗像才鶴」は不明とせざるをえない、としている。

また、『宗像記』には筑前国が隆景に与えられた時、その内の五村が氏

貞の後家に与えられたという記載がある。また『宗像記追考』には、筑前国夜須郡の内の二〇〇町と筑後国高野郡内（竹野郡カ）の二〇〇町の都合四〇〇町が氏貞後家に与えられたという記事がある。つまり、若干の内容は異なるものの隆景の支配下に置いて氏貞後家に所領給与がおこなわれたと見ることが出来る。

よって、「大宮司氏貞亡き後の宗像家当主に相当する人物、つまり『宗像才鶴』を氏貞後家に想定することも可能かも知れない」としている。

本多氏は、宗像才鶴について記述のある六月二十八日付けの朱印状と、四月二十三日付けの龍造寺他宛て石田三成他連署状の二点に注目し、関連資料である六月二十五日付けの朱印状と『宗像記』・『宗像記追考』により他の関連史料に該当する人物が登場しないことから氏貞後家である可能性を述べたのである。

ただ、本多氏は「現段階ではこのことを立証する材料は乏しく、可能性の存在を指摘するに留めたい」とあくまで自説に対して慎重な表現をおこなっている。しかし、この本多説は多くの研究者に影響を与えた。例えば、平成二十七年に発行された『豊臣秀吉文書集』^⑭に掲載された天正十五年六月廿八日付けの小早川隆景宛の朱印状には、筑後国内三〇〇石を宗像才鶴他に引き渡す内容が書かれている。この「宗像才鶴」のか所に括弧書きで「氏貞後家」と説明する記載が確認できる。

この様に才鶴女性説は後述するように一般的に浸透していった。

二 その後の宗像才鶴女性説の追隨

この本多氏の慎重な姿勢に対し、女性説をさらに押し進めたのは前述の桑田和明氏である。同氏は、本多氏が才鶴女性説の着想に用いた五点¹⁵の史料と論理展開をそのまま利用し自分の文章として、「宗像氏の当主が不在で、『宗像記追考』には氏貞後室に秀吉から所領が宛行われたとあることとあわせ、宗像才鶴は氏貞の後室と考えられる」とやや断定調の表現にしている¹⁶。つまり、本多氏の着想により導き出され、かつ「立証する材料は乏しい」ということで慎重に示された才鶴女性説を、本多氏が抽出した全く同じ五点の史料に何も付加せず、従来の内容のみで「後室と考えられる」と強調しているのである¹⁷。

この様に、才鶴女性説は桑田氏によって、理論的に大きな進展も見せず、に浮上したともいえる。

ただ、この説は、前述の令和元年（二〇一九）九月十八日、著者が多良木町にてプレスリリースをおこなった宗像才鶴宛ての二点の秀吉文書が、メディア等で興味を引く「秀吉が認めた女城主」等の表現でクローズアップされ市井に注目されることとなった。翌日の西日本新聞の記事（小川祥平記者）には才鶴について著者が紹介した『宗像市史』の記事を元に不明の人物としている。また、著者のプレスリリース資料と発表内容を掲載し「秀吉が才鶴を氏貞の後継者で直接の家臣とみていたことが分かる貴重な史料」「大宮司家は途絶えたが、そこにつながる一族が宗像の名を守り熊本で続いていたことが立証された」と記載されており内容的には発表の趣旨に沿うものであった。しかし、同記事の中で桑田氏はコメントとして「才鶴が秀吉から認められていたことが分かり、後室である可能性がより

高まった」と女性説を強調している。当然のことながら、この秀吉文書二点の発見だけで、女性説が高まったことはあり得ず、このコメントは全く根拠を欠くものであった。

しかし、メディア的には興味を惹く女性説は浸透し、出典は省くものその他社新聞には「宗像妻？宛て 文書発見」「秀吉 宗像氏貞の妻に文書」「秀吉、女性を武家当主と認めた書状」など多くの表現がみられた。

その後、才鶴が女性か否かは関連史料が出現しないこともあり、本質的に本多説から全く進展することなく市井を賑わすこととなった。

三 宗像才鶴についての新知見

新しい史料の発見もなく停滞することとなった才鶴女性説について、藤野正人氏は全く別の発想から研究に一石を投じた¹⁸。

藤野氏は、今回の秀吉文書の記者発表を踏まえ、前述の本多・桑田両氏の論考を再検証し、新たな考察をおこなっている。さらには、河窪奈津子氏の見解¹⁹を含めこれらを総合し次のようにまとめている。少し長いが、今回発見された秀吉文書に記された渦中の人物である「宗像才鶴」に関する重要な考察であると考えられるので、次にその概要を記す²⁰。

天正五年（一五七七）十一月廿日に宗像氏貞による宗像大社第一宮本殿の上棟式の棧敷に「権大宮司塩寿殿様」の出仕がみえる²¹。この塩寿は、「訂正宗像大宮司系譜」²²には夭逝した氏貞の嫡男とあるが、それは誤記で益田氏から養子入りした景祥と同一人物としている²³。塩寿が景祥と同一人物であれば養子縁組の時期は上棟式以前となる。

このような先行研究について、藤野氏はいくつか問題提起をおこない、それに対し見解を述べている。

まず、益田景祥の生年を「永代家老須佐益田家系図」に「寛永七年（一六三〇）七月十三日山口ニ於テ卒ス行年五十六イ四」とあるのを根拠に、逆算し天正三年もしくは五年とした。そうであれば、養子にしては景祥があまりにも幼少で、当時、宗像氏は大友氏を上級領主としているが、大友氏と敵対していた毛利氏を上級領主とする益田氏から養子を入れることが果たしてできたのかということである。また、当主宗像氏貞も、天正五年の段階では三十三歳であると推測できることから養子縁組をする必要は考えられない。

次に、宗像氏貞が大友氏と明確に敵対関係となるのは、天正九年（一五八一）十一月の吉川庄合戦以降であり、大友氏の全盛期であった天正五年の時点で、宗像氏が毛利氏傘下の国衆である益田氏から養子を迎えることは困難であった。

また、氏貞の嗣子で、権大宮司である塩寿の「塩」に注目すると、氏貞と婚姻した臼杵氏の養父である大友義鎮の幼名は「塩法師」であり、弟晴英の幼名は「塩乙丸」であることから、塩寿は「大宮司系譜」にあるように氏貞の早世した実子としての可能性を指摘できる。よって、「大宮司系譜」の七内元堯を訂正して景祥とすれば、天正十四年に十歳で宗像氏貞の養子になり、文禄四年（一五九五）の兄広兼の死去により十九歳で縁組みを解消していることになる。他にも、『上井覚兼日記』の天正十三年十月十一日の条によれば、秋月氏が島津氏撤退後の立花城の対応について談合をお

こなう国衆の中に宗像氏も含まれている。これは、島津側の陣営に宗像氏を引き込みたいという秋月氏の意図も読み取れ、戦禍が筑前に向かいつつあった情勢の中で、翌十四年三月四日、氏貞は死去するのである。

このような状況を理解した中で、再び「才鶴」に注目すると、天正六年（十二年推定、吉川元春の森脇次郎四郎宛書状²⁴）に「ますた才鶴」の名前がみえる。益田元祥の妻は元春の女で、文中の「はしか」つまり発疹の病名からこの「才鶴」とは幼年期の名前であると考えられる。このことから、才鶴は元春の孫にあたり、元祥の子息である可能性が高いとする。さらに、益田氏の系図上には「才鶴」の幼名から特定できる人物はないが、景祥の兄弟や子において「才蔵」「才八」などの「才」の文字を使用する人物が複数確認できることから益田氏男系の子供である可能性が高く、元祥の確認できる十一人の子供で、幼名「才鶴」の可能性があるのは、長子「広兼」、次男「景祥」にかぎられる。つまり、それは景祥のことである。

よって、景祥が宗像氏と養子縁組したのは、天正十四年と考えられ、「才鶴」は益田景祥が「七内」と若名を名乗る以前の幼名である。

以上が藤野氏の見解の概略である。吉川元春の書状に「ますた才鶴」とあり、それを氏貞の養子となった景祥と同一人物とし、その時期を天正十四年とした点では、従来の学説を凌駕した画期的な見解ともいえる。

藤野氏の見解は、従来、根拠に乏しいながらも一辺倒であった女性説に対し、全く与せず史料を精読し才鶴の正体を益田景祥としたことは注目に値する。

藤野氏は、他にも、河窪氏が「宗像家系図」等にある氏貞の実子で早世

した「塩寿丸」は実は益田元祥の次男景祥の間違いであることから、氏貞の実子「塩寿丸」は存在しないという内容²⁶や、桑田氏がこれを受け「氏貞の子は女子しかおらず²⁶」と述べたことに疑問を呈している。これについては、「塩」の字に注目し「塩寿丸」と臼杵氏との関係を導き出しその存在を認め、「七内元堯」を訂正し単純に「景祥」と改めることで「宗像家系図」等に問題が生じないという。

宗像才鶴を益田から養子として来た景祥の幼名とするだけで、今までの「宗像家系図」と今回発見された秀吉文書二点の宛所ある「才鶴」が特定できるのである。この藤野氏の説は、才鶴女性説と異なり淀みなく読めて論理的に矛盾を感じなかった。

ただ、藤野説に従えば、幼い才鶴に秀吉が判物や朱印状を発給するかという疑問も残っていた。何故なら、天正十四年の時点で、急死した大宮司氏貞の後を継ぎ、島津軍の侵攻を防いだ功績がある人物として秀吉判物が発給されていることや、前記した天正十五年四月二十三日に石田三成他が、連署により戦禍で荒廃した博多に町衆の還住を促進するために諸役の免除を宗像才鶴他に命じている（「原文書」）ことなど、果たして幼少の人物に務まるかという疑点をこの時までには著者は持っていた。

四 藤野説に対するその後の反応

宗像才鶴の正体について、前述の本多氏に端を発しその着想方法をそのまま桑田氏によって引き継がれた才鶴女性説のみであったところに、藤野氏による益田氏からの養子であるという新知見が得られたことにより、

議論が活発になってきた。

例えば「朝日新聞」の今井邦彦記者は、令和二年（二〇二〇）二月二十六日付けで、「『宗像才鶴』女性？男性」²⁷という五段組の特集記事を掲載した。多良木町から二点の秀吉文書が発見され、その宛所がいずれも「宗像才鶴」であったことから、この人物が存在した時代背景から始まり、女性説と益田景祥説を解説したものであった。その中で各の説を主張する者のコメントを括弧書きで掲載している。

この中で桑田氏は新修宗像市史編集委員中世部会長という肩書きで「女性が当主になったのは先代当主の急死という緊急事態に対処するため、戦国時代は例のないことではなかった」と女性説を強調している。また、前述の河窪氏も宗像大社文化局学芸員として「宗像氏側の史料には才鶴の記述がまったくなく、才鶴の名前でも出された文書も一つもない。今は氏貞の妻とみるのが一番妥当だと思うが、決め手はありません」と宗像関係者は藤野説に対して否定的であるが、それについての根拠は無く、従来の女性説に固執している感は否めない。

これに対して藤野氏は「宗像氏側の史料では、養子は氏貞生前の一五八〇年（天正八）に益田家に戻ったとあるが、景祥は一五九五年（文禄四）の兄の死まで、宗像にいた可能性が高い（括弧書きは著者による）」とし、景祥が益田に帰った後に氏貞三女が秀吉文書等を受け取り現在まで伝えている可能性を高めた。

藤野氏の見解もあるが、著者はそもそも当初から一貫して才鶴は女性であると考えていない。一次史料ではないが、「大宮司系譜」の氏貞三女の

部分に「氏貞之後室來長州之後、暫住備前国、于時具末女、備前住人嫁市川氏、依之市川与七郎改宗像清兵衛、子孫在肥後熊本、撰州大坂、氏貞後室後又歸長州三隅卒」とあることに当初から注目していた。この才鶴がもし後室であるなら、当然に本人の活躍を証明する秀吉文書二点などの所持を根拠に、大宮司宗像家の存続をかけて宗像を拠点として一族を差配するイメージを持つが、「大宮司系譜」からはそのように読み取れない。このことから、著者は同記事に「宗像氏貞の妻が『才鶴』かどうかは不明だが、この妻が三女と結婚した市川与七郎に宗像の名を継がせ、家柄を証明する秀吉の文書を託したのだろう」とコメントしたように、あくまで後室は宗像家を影で支え、その名跡と血脈を肥後宗像家に託した印象を持っていた。

五 「宗像才鶴」が記載された家系図

藤野説が出された後にも肥後宗像家文書の追加調査をおこなった。やはり、才鶴について記載がある一次史料は、今まで示した秀吉判物と朱印状だけである。しかし、今回、調査した中で二次史料ではあるが、才鶴の出自を具体的に記したものがあつた。十分に検証の余地を残すものではあるが、ここに掲載し考察をおこなう⁽²⁸⁾。

本史料は、宗像家に伝来する家系図にある記載で信ぴょう性は高くはないと考えられるが、才鶴の名が氏貞の養子として明確に記載されており興味深い。まず、氏貞の項をみると、「氏貞ニ子無キニ依テ秋月家ノ息ヲ養子トシテ大宮司ヲ相続ス、才鶴ト云」と氏貞亡き後に、秋月家の子息を養子として大宮司を相続させており、その名を才鶴とすると明記してあ

(史料一) 肥後宗像家文書

宗像家系図(抜粋)

氏貞

(前略) 天正十五年^(十四カ)三月四日病死、法名即心院一以、氏貞死後深田中務少輔氏益暫社務ヲ司ル、氏貞ニ子無キニ依テ秋月家ノ息ヲ養子トシテ大宮司ヲ相続ス、才鶴ト云

女子 草刈隼入室

某才鶴

実ハ秋月ノ子也、^(天正カ)慶長十四年ノ比肥後・筑前・筑後騒乱ノ節、度々薩摩勢ヲ追崩ス戦功ニ因テ、秀吉公ヨリ感状賜ル、其後秋月家ニ継子ナキニ因テ才鶴秋月ニ帰ルト云、毛利家ノ臣市川^(少輔カ)庄七郎ノ子ヲ養テ大宮司ヲ継シム

る。ただし、才鶴が大宮司を相続した事実は確認できない。

氏貞の系図の次には「某」とありその下に「才鶴」の名を記す。秋月の子であり、天正十四年(一五八六)からの薩摩勢を追い崩す戦功によって、秀吉より感状を賜ったことも記されている。その後、才鶴は秋月に帰ったことにより、毛利家の家臣市川庄(少輔)七郎つまり市川元教⁽²⁹⁾の子を養子にして大宮司を継がせたとある。

秋月氏は、島津氏に与し筑前・豊前、筑後などに所領を拡大し、天正十

三年の岩屋城の戦いでは、大友家臣の高橋紹運を攻撃している。つまり、天正十四年の段階では一貫して、島津氏側についているので素直にこの内容を信じることは出来ない。しかし、前記の藤野氏も引用した『上井覚兼日記』の天正十三年十月十一日の条³⁰によれば「秋月より橘城未落去候間、彼城へ一御行被成、麻生・宗像之事、御所勘^(感力)被成候様ニ御才覚候て、其後豊州へ被招懸へき事、可為肝心之由也」と立花城を攻略した上で、麻生・宗像両氏を味方に組み入れ、対大友氏に備える事が著されている。この内容から、秋月氏は宗像氏との関係性を重視していたことがわかる。つまり、天正十四年から翌年の秀吉の九州平定までは、刻々と激変する九州の状況は秋月氏にとっても気がかりであった。自家の保身を考えるなら、氏貞亡き後の宗像氏と関係性を有効に保つために自家から子息を出すこともあり得ない話ではない。

ただ、今まで述べた内容は、「宗像家系図」に基づく推測であるということに留めておきたい。しかし、才鶴が秋月氏より養子に來たという認識は、氏貞亡き後の肥後宗像家にとって長年にわたり語り継がれている。また、藤野説に鑑みるならば、この「宗像家系図」の秋月の部分を益田に読み替えれば最後の部分の「大宮司ヲ継シム」を除き年号等を修正すれば符合する部分が多いこともこの系図の特徴である。

第三章 宗像氏家督についての新発見史料

(二〇二一年四月二十日記者発表³¹)

令和元年(二〇一九)の記者発表の段階では、宗像氏の家督については不明な点も多かった。その後の調査の中で新たに家督について記載された史料を発見することが出来たので、ここに紹介し検証したい。

(史料二) 益田全鼎・元祥連署書状(肥後宗像家文書)

宗像方家督之儀、被申上付而、從 吉田様被対御父子へ御紙面、拜見仕候、当時御引合旁々多々可有御座之処、御懇意之段、外聞実忝存候、委細者朝枝因幡守殿へ申入候之条、以其辻可然之様御請奉頼候、此由得御意候、^(高明)恐惶謹言

六月十三日 元祥(花押)

元春

元長 参 貴報

吉川元春・元長宛の益田全鼎・元祥連署の書状である。なお全鼎は元祥の父藤兼の戒名である。宗像家の家督について元春・元長の意見を知り、その返事を詳しくは、朝枝因幡守に申し入れることを伝えている。

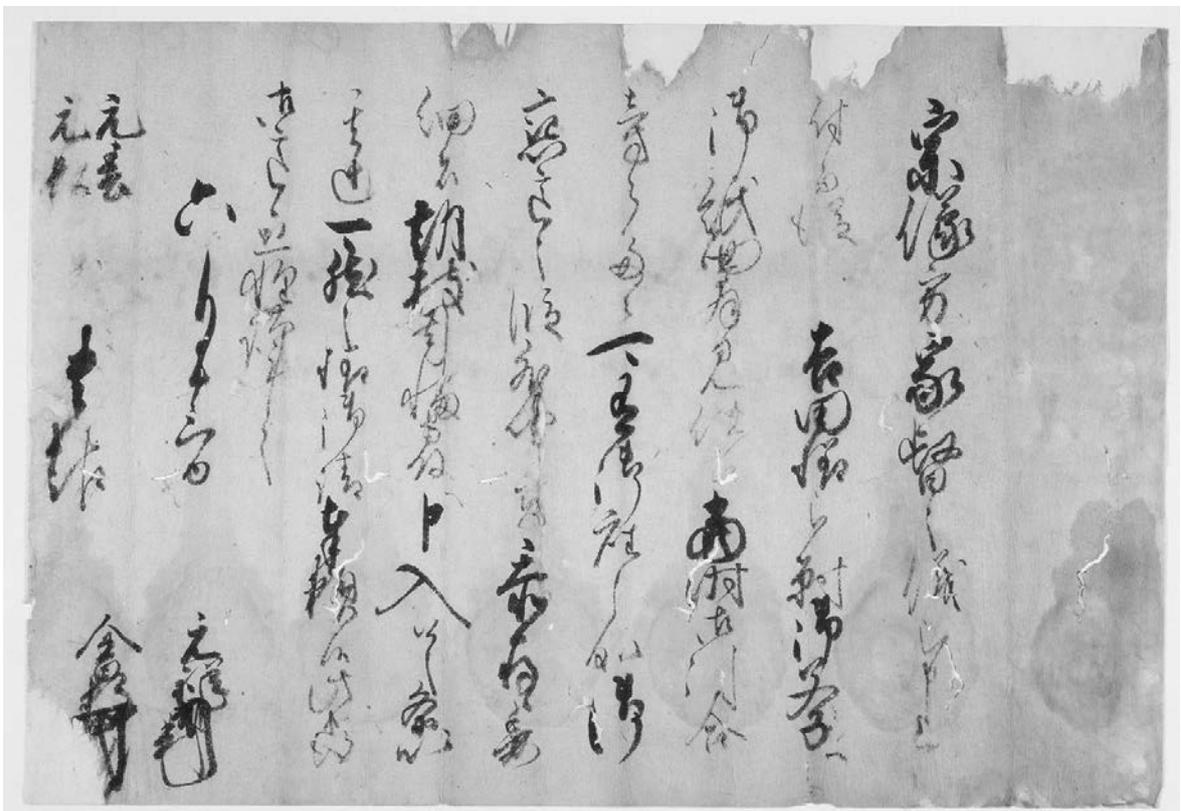
益田氏は、石見国(現島根県西部)の有力豪族である御神本^{みかもと}氏の一族で、江戸時代は長門国萩藩の国家老となる。永享三年(一四三一)兼理^{かねたたり}のとき、大内氏に従い少弐氏と闘い戦死している。藤兼(全鼎)は大内氏滅亡後に吉川元春の仲介で毛利氏につかえ、その子元祥は元春の女を室にむかえ、毛利輝元のもとで石見・出雲・長門・周防・筑前の五か国に所領を有した。

また、天正六年（一五七八）には宗像大社が遷宮を行った時の木材の一部は益田で調達されている³²。関ヶ原の戦いの後、毛利氏が長門・周防二国に減封されると、長門国須佐（現山口県萩市須佐）に移った³³。

本文中にある「吉田様」については不詳であるが³⁴、「朝枝因幡守」とは、おそらく吉川氏の家臣朝枝高明のことである。

この高明は、天正五年（一五七七）二月二十六日、吉川氏奉行人である児玉春種の発給による備中国新見の所領打渡坪付にその名をみることができると。その後の、同九年（一五八一）六月十三日、吉川家奉公人連署奉書³⁵では差出人の一人となっている。他にも吉川氏の重臣森脇春親と連署で書状を発給していることから、吉川家の中では重要な人物といえる。

差出人の一人である益田元祥は、毛利元就を烏帽子親としている。また、吉川元春の女を正室として迎えていることから、元春は岳父にあたる。前述してきたように、宗像氏貞実子の塩寿の夭逝にともない、元祥の次男元堯（七内）は、天正十四年（一五八六）、宗像氏の養子となるが、兄広兼が文禄四年（一五九五）八月十一日、急死したことにより益田家に戻ったとされると「大官司系譜」は伝える。ただ、この系譜は次男を元堯とするが、元堯は元祥の嗣子広兼の子であり、元祥の孫にあたる。実際の次男は景祥なので、元堯は景祥であるとの指摘もある³⁶。他にも、景祥は、一旦、宗像家の養子となるが、天正八年（一五八〇）には益田のもとに帰ったと「宗像記追考」は記す。両史料は記述内容に齟齬があるが、宗像氏の養子について益田氏が何らかの関わりを持っていたとは理解はできるが、この他は、一次史料がないため不詳である。



(史料二) 益田全鼎・元祥連署書状

しかし、本史料によれば、宗像氏の家督について、吉川父子と益田父子のなかで何らかの話し合いがあったことは窺える。前述の藤野氏の見解にもあるように、宗像氏と益田氏との関係は、天正六年（一五七八）、宗像氏貞のとき宗像社第一宮本殿造営に対して、本材料の調達や寄進が益田氏領内で行われていることなどから深いものがあつたのであろう。

以上のことから、本史料の年次比定は、天正十四年（一五八六）としたい。三月に急死した宗像大宮司氏貞の後継者を立てることが急務となり、関係者のなかで協議されていたのであろう。なお、宛所の元春は同年十一月十五日に小倉で死去しており、元長は翌年六月五日に死去している。

よって、この史料を天正十四年と比定するならば、前記した藤野説による才鶴＝景祥と考えられる可能性は高い。しかし、本文を注視するならば、「宗像方家督之儀」とあるだけで、元祥の次男景祥のことは一切窺えない。厳密に言えば吉川元春・元長宛に益田全鼎と元春を岳父にもつ元祥が宗像氏の家督について述べたに過ぎない。吉川氏と益田氏が宗像氏の家督について協議していることだけは確実であるが、才鶴＝景祥と断定できる史料ではない。よって、本史料は、藤野氏の説の可能性を高めたことは否定できないが、他に関連する一次史料が発見されないことから、解釈に慎重を要するものである。

なお、元祥の嫡子は広兼で毛利輝元を烏帽子親としたが、文禄四年（一五九五）八月に父より先に死去した（二〇歳）。嫡子広兼の死去により、宗像家に養子に行っていた次男は実家に戻り、小早川隆景に仕え朝鮮出兵で軍功をあげ隆景の偏諱を与えられ「景祥」と名乗っている。

第四章 追加寄贈された肥後宗像家の新史料と宗像才鶴の

正体（二〇二一年十一月二十四日記者発表³⁷）

前述した（史料二）の発見により宗像氏の家督について毛利一族である吉川氏とその家臣である益田氏が協議していることは理解できる。しかし、才鶴は益田景祥であるという藤野説に対してあと少しの決め手に欠く部分があることは否めず、慎重な姿勢で可能性が高いとしか発表しなかった。しかし、この宗像才鶴が益田才鶴であつたという次のような決定的な史料が肥後宗像家から寄贈された。

（史料三） 小早川隆景書状（肥後宗像家文書）

就宗像家督之儀、宿老中被差急段、尤^{（存カ）}□候、於吉田、輝元并元春・我等相談、慥^{（益カ）}ニ□田父子申遣之条、□^{（可カ）}為成就候、此等之趣、□^{（可カ）}被仰届候、^{（乃美宗勝）}猶乃兵可申候、恐々謹言

^{（五カ）}□月晦日 隆景（花押）

□帯

御返報

小早川隆景の書状で宛所は不詳である。内容は、宗像の家督について宿老が後継者の選定について急いでいる。これについて、吉田（安芸国吉田郡山城）において輝元・元春・隆景が相談して、確かに益田父子（全鼎・

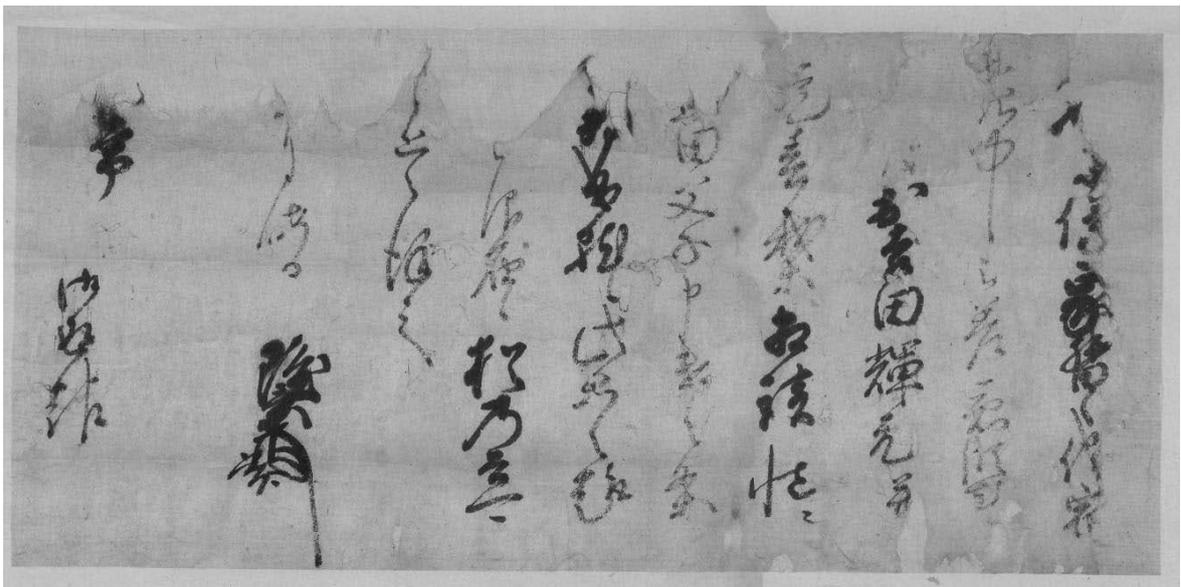
元祥)に申し遣わし、成就となった。この内容について乃美宗勝(隆景重臣)が伝えるという内容である。宛所は不詳であるが宗像家の関係者の可能性もある。

この文書が作成された年は、天正十四年三月に大宮司氏貞の急死に伴い家督を急いで決定する必要があったことや、最初の記者発表のときに紹介した十月十日付けの秀吉判物の宛所が宗像才鶴となっておりこの間に家督の相続がされていることが分かり、この判物も同年に比定できることから天正十四年である。後に詳しく述べるが、この時期に隆景は吉田に行き相談しているのは五月に比定できる。

よって、(史料三)の隆景書状を受けて、益田父子が吉川父子に(史料二)の書状を出したという順になる。

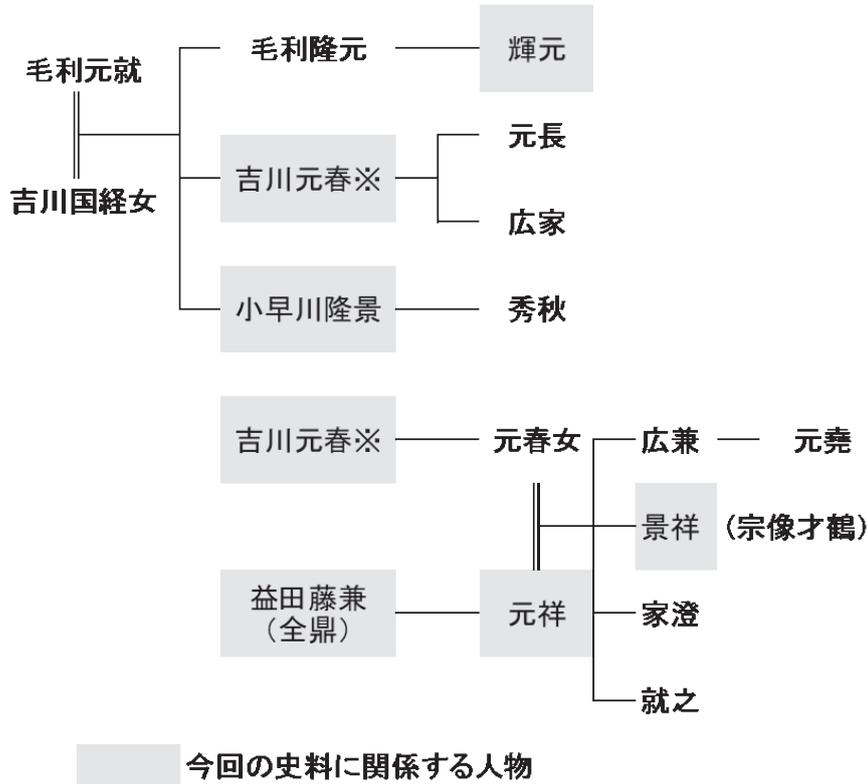
つまり、五月の段階で、宗像の家督について吉田において輝元・元春・隆景が相談し益田父子に申し遣わした(史料三)。この内容を(史料二)にあるように(吉田様)輝元から宗像の家督について吉川父子に伝えた書状があり(「従 吉田様被対御父子へ御紙面」)、そこにはこの書状を益田父子に見せるようにと書かれていた。吉川父子宛ての隆景書状の内容を益田父子は拝見し(「拝見仕候」)、宗像の家督についてはお請けした(「以其辻、可然之様御請奉頼候」)ということになる。

では、なぜわざわざ輝元が吉川父子を通じて益田父子に伝えたのだろうか。次に示す毛利・益田両氏関連系図を見れば理解できる。前述もしているが、益田元祥は吉川元春の女と婚儀を結んだことにより元春は岳父に当たるのである。また、後に才鶴となる景祥は元春の孫にもあたり、主家の



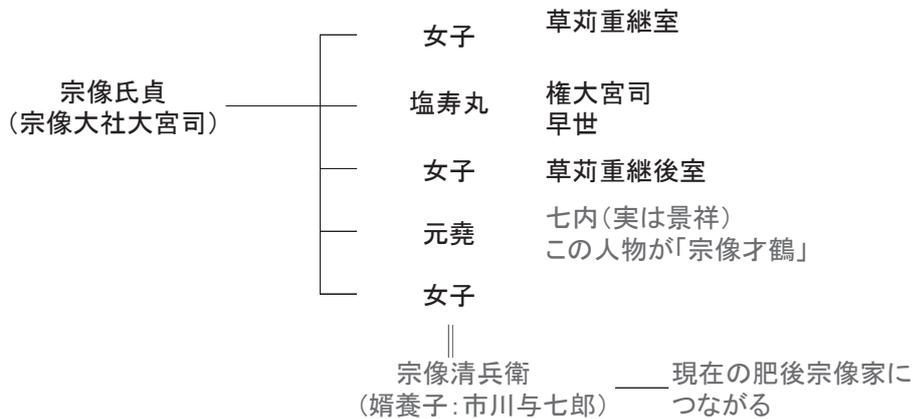
(史料三)小早川隆景書状

毛利・益田両氏関連系図



輝元は叔父に当たる元春とその子元長に、吉川一族となった益田氏に対しての打診役となっていたのである。この様な理由から、天正十四年三月四日の大宮司氏貞の急死直後に景祥の養子縁組が円滑に進んだのである。

「訂正宗像大宮司系譜附記」



よって(史料二)(史料三)から宗像才鶴は益田景祥であることが確実となり、藤野説を証明することとなった。つまり、才鶴女性説はもはや首肯できなくなったといえる⁽⁸⁸⁾。

第五章 益田景祥が宗像家に養子に行った背景

この頃の九州の情勢は、島津氏が龍造寺氏や筑前国の秋月氏を降伏させ、肥後国を平定するなど、その勢力を拡大していった。この中で豊臣秀吉は、天正十三年七月十一日に関白宣下を受けた後、九州侵攻に本格的に乗り出していくこととなる。まず同年十月二日、島津義久に対し勅命を伝える形で判物を発給している（「停戦命令」⁽³⁹⁾）。

しかし、島津氏はこれを無視し北上を続け、大友氏の本領である豊後国に侵攻してきた。

このような中で、秀吉は九州平定を行うべく九州の国人衆の把握をすすめていたが、その中で天正十四年三月四日の大宮司宗像氏貞の急死は大きな障害となった。

同年四月十日付けの朱印が押された毛利輝元宛て十四カ条の「覚」には「一、簡要城堅固申付、其外下城事」「一、蔵納申付、九州弓箭覚悟」など輝元に九州攻めの準備として指示がある。おそらく毛利氏を「九州取次」とする構想も含めたものである⁽⁴⁰⁾。他にも「一、高麗御渡海事」など九州平定の後に唐入りを見据えた記述もある。直前の同月五日に秀吉が大友宗麟と大坂で引見していることも「覚」が出されたきっかけになっているのであろう。

この「覚」の中で注目できる点は、「一、門司・麻生・宗像・山鹿城々々へ、人数・兵糧可差籠事」という記述である。つまり、九州平定における拠点

として門司氏・麻生氏・宗像氏・山鹿氏の各城に対し兵力の支援と兵糧の確保を命じているのである。つまり、秀吉唐人構想の前段階として当主亡き後の宗像氏を掌握する必要があった。この構想実現のために氏貞の後継者を選定することは秀吉にとっても急務であった。

同年五月の暮れに隆景は、九州の情勢と方針について吉田にて輝元と会谈を持っていることは次の史料でも理解できる。

（史料四）小早川隆景書状、冷泉元満宛⁽⁴¹⁾

対手^(手島景繁)市御折紙披見候、今度大友宗麟参会之儀、自 関白殿被仰下之条、

与風帰国候、黒田官兵衛ハ至吉田被罷下、九州立柄等被 仰出候、吾等事令同道罷越候、輝元被申談明隙之条、帰城候、随而何時成共可有御上之通、誠御懇之儀候、猶重畳可申承候、恐々謹言、

左衛門佐

五月廿八日

隆景（花押）

冷民

御返報

この史料は隆景が輝元家臣の冷泉元満に宛てた書状である。大友宗麟が秀吉に謁している様子が書かれており同年と比定できる。これによれば、宗麟は秀吉と面会後に即刻帰国していること、また、黒田孝高は、輝元がいる吉田に行き九州の状況を打ち合わせており、それには隆景も同行していることが理解できる。

この時に、当主不在の宗像氏のこと懸案事項となり、輝元・元春・隆景が相談し、その決定（史料三）が隆景から宗像氏関係者に伝わったのである。また、宗像氏は毛利氏やその一族となった益田氏とも関係が深く、景祥を氏貞の後継者にすることに違和感はなかったと考えられる。

また、秀吉の高麗渡海の構想を実現に向けて進める上で、荒海の玄界灘を渡る航海術に長けた伝統を持つ宗像氏は欠く事の出来ない存在であったのであろう。

令和元年九月十八日にプレスリリースで、秀吉文書二点を発表し、初めて宗像才鶴の存在が事実となったが、その正体は依然不明であった。よって、その時点で謎の人物であった才鶴に対し、メディア上で秀吉が「認めた」人物もしくは、当時の女性説から、「秀吉認めた女城主」など秀吉が承認した人物であるという見出しが多かった。しかし、著者自身は一貫して女性説は強調して居らず、最も重要なことは肥後宗像家が宗像大官司氏貞の確実な子孫であるということを強調し続けていた。

ただ、この時点で著者は、才鶴が「秀吉が認めた」人物であるという認識を持っていた。

しかし、今回の発見（史料二・三）で前記の四月十日の輝元宛ての朱印状などの史料を勘案すると、「宗像才鶴」の誕生は「秀吉が認めた」というよりも、秀吉の九州侵攻戦略の中で、実質的に「九州取次」とされた毛利一族が、秀吉に対しての服属する過程の一貫として位置付けられるものである。つまり、毛利一族となった益田氏から早急に宗像氏に対して養子を出すということは、才鶴が「秀吉仕立ての養子」であったといえる。

前述したが、藤野氏は才鶴（景祥）の養子の理由をまとめると次のようになるという^②。①秀吉政権の中で宗像領を九州出兵の橋頭堡としたい、②豊臣政権にとっては、宗像氏を自分の陣営に引き留めておく必要があった、③毛利氏は、傘下の国衆で宗像氏と親密な交流がある益田氏から養子選ばれた、④この時、才鶴（景祥）は、十歳の少年で後見する人材が必要であった。十二月の香春岳城攻撃で、元祥の指揮下で宗像家中の深田氏が戦っているのはその証左である。

藤野氏のこの四点の主張は、今回の（史料二・三）の発見以前からのもので、その概要はこの段階で既に出尽くされていた。その主張を詳細に裏付けたのが今回の発見であると言える。

天正十四年に、益田氏から宗像氏に養子に入り才鶴と名乗った人物は、その後、文禄四年（一五九五）八月十二日、兄広兼の死去後に益田に戻り、その後、小早川隆景の偏諱により景祥となった^③。才鶴が益田に帰ったことにより宗像の名跡と血脈を次ぐ人物が必要となり、毛利氏家臣の市川少輔七郎^④の子息与七郎が氏貞三女と婚儀を結び宗像清兵衛と名乗り、同じく隆景の偏諱により諱は景延となった。

現在、才鶴という当事者が益田に帰ったにも関わらず、肥後宗像家が現在も秀吉文書二点を所有する理由は、同家が宗像氏貞の子孫であることを証明するために他ならない。また、その才鶴とは誰であるかを証明するものとして、宛所が肥後宗像家の人物ではない益田父子から吉川父子に宛てた書状（史料二）や、隆景がおそらく宗像関係者に宛てた書状（史料三）を肥後宗像家が入手しその正統性を主張したのであろう。

第六章 市川与七郎が宗像家の養子に入り宗像清兵衛と名乗る過程

令和元年九月十八日のプレスリリースで秀吉文書二点が発表され、肥後宗像家がにわか注目されるようになった。その結果、才鶴が益田に戻った後に、氏貞三女が市川与七郎と結婚し宗像清兵衛と名乗らせ、熊本に子孫が移り住んでいたことは既に述べた。しかし、藤野論文発表の前には才鶴が益田の元へ戻っていたという知見は全く得られていなかった。

ただ、最初のプレスリリース資料や拙論⁽⁴⁵⁾にも示したが、「大宮司系譜」を見ていくと氏貞の三女が市川与七郎に嫁いでいることが明確に記載されている。二次資料であるが、この箇所の記載は重要なので再び掲載検討する。ただその前に、確認事項として「大宮司系譜」にある氏貞の長女・次女について述べることにする。

この系図には、氏貞の後継者として長女・次女と婚儀を結んでいるので、草刈重継についても記されている。

「大宮司系譜」によれば、草刈重継は、天正十四年に小早川隆景が筑前国と筑後国を領したとき筑前宝満山を預けられた。また、筑前国那珂・三笠・早良の三郡を領した。この頃に宗像家に迎えられ氏貞の長女と結婚する。その後、文禄四年（一五九五）、朝鮮での働きにより秀秋より十二月朔日に筑後国三井郡二か村と同三原郡五か村の都合二〇〇〇石を与えられる⁽⁴⁶⁾。その後の行動について「大宮司系譜」は次の様に伝える。慶長五

年（一六〇〇）の関ヶ原の合戦後に主人であった小早川秀秋が筑前国の領知から岡山に移る際に、嫡男就継等と共に筑前から離れ、宗像所領が没収されることとなった。毛利の家臣に復した重継は、長州国三隅を領し居住した。その時、氏貞の後室と幼い娘二人も同行した。この娘がおそらく氏貞の次女と三女である。この段階で大宮司宗像家の再興が不可能となり、宗像家の家系什書等は残らず重継が譲り受けた。なお、宗像社職は家臣が残留し祭祀を務めることとなった。

氏貞次女は、当初才鶴（七内、のち景祥）⁽⁴⁷⁾と婚約していたが、才鶴が益田に帰ったため、破棄になり、長州に移り住んだ。長女が慶長十年（一六〇五）に三十三歳で死去すると、その子が幼かったこともあり養育するために重継と結婚し元和八年（一六二〇）に三隅で死去した。これらの内容を前提として三女の部分を見てみることにする。

（史料五）「大宮司系譜」

市川与七郎室

女子（三女）

母同（白杵越中守鑑速女）

氏貞の後室来長州之後、暫住備前国、于時具末女、備前住人⁽⁴⁸⁾嫁

市川氏、依之市川与七郎改宗像清兵衛、子孫在肥後熊本、摂州大坂、

氏貞後室又帰長州三隅卒、同所了性院建石塔（括弧内の記述と傍線

部は著者による）

三女は、宗像から重継や氏貞後室と共に長州三隅に移りしばらく住んだ後に備前国の住人である市川与七郎に嫁いでいる。この与七郎が名を改めて、宗像清兵衛となるのである。なお後室は、その後三隅に戻りそこで死去している。

この三女が草薙家の所持していた宗像家什書の中の「肥後宗像家」関係史料を受け継いで子孫に伝えたと考えられる。

なお、市川与七郎が宗像家に養子となり宗像清兵衛と名乗る時期については、次の史料によって理解できる。

(史料六) 小早川秀秋知行方目録(肥後宗像家文書)

知行方目録

一 三拾壹石四斗七升

筑後国生葉郡
(三牟田)
ミむた村

同

一 貳百拾八石五斗壹升

(大)
おほ村

一 百五拾五石八斗

同竹野郡
志庄村

一 百九拾四石貳斗三升

同生葉郡
下宮田村之内

合六百石

右令扶助訖、全可領知者也

三月三日 秀秋(花押)

市川与七郎とのへ

この史料は、慶長四年(一五九九)二月に再び筑前・筑後の旧領を宛行われた小早川秀秋が、家臣の市川与七郎に筑後国の生葉郡・竹野郡内都合六百石を与えた知行目録である。次に、本史料の年代比定を行う。文禄三年(一五九四)、秀秋は小早川隆景の養子となり秀俊と名乗る。その後、慶長二年(一五九七)七月に隆景の死去後に秀秋と諱を改めており、その後であることは理解できる。秀秋が発給した他の「知行方目録」も確認できる。同じ三月三日付けで家臣である富松小藤太宛てに発給している⁽⁴⁹⁾。花押も本史料と同様のものであり、翌年岡山城に移封した後のもの⁽⁵⁰⁾と明らかに異なる。

このことから、与七郎は、おそらく秀秋が、慶長五年、関ヶ原の戦いの功績により備前・美作五十万石に移封したときに、そのまま九州に残り、同時期に豊前国小倉に入封した細川忠興に仕えたものと思われる。与七郎はこの時に、宗像家の名跡を継ぎ宗像清兵衛を名乗ったと考えられる。また、市川与七郎宛の秀秋知行方目録の存在は、この史料を肥後宗像家が所収していることや関連史料からも、与七郎が宗像清兵衛と名乗り同家の名跡を繋げることに貢献したことの証左となる。

宗像清兵衛は、豊前で細川忠興・忠利に仕えた。その後、寛永九年(一六三二)、細川氏の転封に伴い熊本に來ている。実は、この清兵衛は、藩



(史料六)小早川秀秋知行方目録

主忠利の側近で「御国之物奉行」として郡奉行や代官以下を支配した重要人物であり、近世細川氏を研究するものにとっては誰もが知る人物であった。

たとえば、細川氏の肥後入国後、忠興の隠居領三万七〇〇〇石が益城郡に決定した時に「益城郡之内、我々知行分三萬七千石之分、宗像清兵衛手前乃美主水・貴田半左衛門受取、今日廿二罷帰候、宗像も参候間、則絵図をも受取申候⁽⁵¹⁾」とあるように、藩主忠利の決定を清兵衛が、忠興家臣の乃美・貴田兩名に伝えている。このことから、重要な職責を負っていたことが分かる⁽⁵²⁾。

細川藩士となった清兵衛は、宗像氏貞の三女と婚儀を結んでおり四人の男子をもうけた。四人の内、長男（加兵衛）・次男（吉大夫）は忠利死去に伴い、三男（少右衛門）は忠利の次の藩主光尚の死去に伴いそれぞれ殉死している。これにより、殉死の家として細川家の家記『綿考輯録』に掲載されるなど、細川藩の藩士として宗像の名を幕末まで伝えている。四男（長五郎）は、兄たちの殉死により秀吉文書等の重要文書を一時的に引き継ぎ、母（氏貞三女）と共に京都に隠棲した。長五郎の三代後の内蔵助の時、その家は断絶したが、秀吉文書をはじめとする宗像家関係の文書は長男の加兵衛の家に残り現在に至る⁽⁵³⁾。

おわりに

ここでは本稿の理解を助けるために、全体の概要を述べることで「おわ

りに」に代える。

令和元年（二〇一九）七月上旬頃、熊本県多良木町の職員から史料群が寄贈されたという連絡があった。遠方にいた著者は、先ず特徴のありそうな史料二点の画像をデータで入手した。それが、豊臣秀吉の判物と朱印状であった。宛所はいずれも「宗像才鶴」となっていた。所有者となった多良木町と調査を進める段階では、宗像大宮司の子孫は研究上では断絶したとされていた。しかし、細川家史料の「先祖附」や『綿考輯録』などを調べると、肥後宗像家は、宗像という名跡と最後の大宮司とされる宗像氏貞の血脈を受け継いでいたと初めて判明した。つまり、正統な宗像大宮司家の子孫として、幕末まで細川家の家臣として熊本に住んでいたことが明らかになった。この内容を、令和元年九月十八日に多良木町と共にプレスリリースを行った。多くのメディア等に取り上げられ反響は大きかったが、多良木町と著者の意図とは異なり宛所の「宗像才鶴」が注目された。

この「才鶴」については、前述の本多氏により「大宮司系譜」等に登場しない人物として、研究上で初めて紹介されていた⁵⁴。この時点で同氏は、史料の制約もあって「不明とせざるをえない」としている。また、関連史料に氏貞後家の記載があり、同時代のものに他の人物が想定できないことから「才鶴＝氏貞後家」という結論を得たが、「史料は乏しく、可能性の存在を指摘するに留めたい」とあくまで研究者としての慎重な姿勢を貫いている。

しかし、記者発表後、「宗像才鶴」という部分が女性説と密接に関係を結ぶ中で、メディア等や桑田氏の喧伝⁵⁵もあって、根拠が乏しいながらも巷間に女性説が広まっていった。

この様な中で、藤野氏は従来の女性説に全く与せず、石見国の益田氏関係の史料と「大宮司系譜」を冷静に穿ち新たな学説を立てた⁵⁶。同氏によれば、年次が天正六年（一五七八）から同十二年と推定される吉川元春書状の文言に、「ますた才鶴」の名前を確認した。この人物は、毛利氏重臣益田元祥の次男で、元祥は元春の女と成婚したことから、元春の孫にも当たる。この様な前提から改めて「大宮司系譜」をみると、従来は誤りとされていた⁵⁷系譜の「七内・元堯」の部分を「七内・景祥」と訂正すれば、景祥が一時的に宗像家の養子となり益田に帰ったことと矛盾しない。よってこの景祥こそが宗像才鶴であるという。

藤野氏の説は、正統に史料から才鶴の正体を導き出したもので、乏しい根拠の中から市井に浸透した才鶴女性説に対し、論理構成に違和感を覚えることがなかった。ただ、論理的な藤野説も、新しい史料が発見されるまではこれ以上の進展は望めなかった。

その後、肥後宗像家から段階的に多良木町に史料の寄贈があり、その中で天正十四年と比定できる（史料二）の益田全鼎・元祥父子が、吉川元春・元長父子に宛てた書状が発見された。この書状は、「宗像方家督之儀被申上」と始まり、文末に「以其辻可然之様御請奉頼候」とあることから益田父子が宗像氏の家督について関与していることが明らかになり、藤野説がにわか注目されることになった。ただ、冷静に史料を読むと、益田父子が宗像氏の家督について述べている点は注目できるが、明確に益田氏から宗像氏に養子縁組みがされるとは記載されていない。このため令和三年（二〇二一）四月二十日に多良木町とおこなったプレスリリースでは、

慎重を期し藤野説の可能性が高まったという表現を行った。

このプレスリリースの後、再び肥後宗像家から史料（史料三）の寄贈があった。軸装してあり、この文書を同家では重要視していたことがうかがえた。この史料の発見に基づき同年十一月二十四日に多良木町と共に三度目のプレスリリースを行った。

新しく寄贈された史料は、小早川隆景書状であった。「就宗像家督之儀」で書き出される本状は、吉田にて毛利輝元・吉川元春・小早川隆景が参集し、相談して宗像家の家督を益田親子に確かに申し遣わしたとあり、天正十四年三月の氏貞急死に伴い、宗像家の跡継ぎを決定することが急務となり、毛利一族とその一族となった益田氏の中で養子が決定していた。この書状の日付を五月晦日とすることにより、六月十三日付けの（史料二）との関係性が明確となり、益田氏と宗像氏が養子縁組を行っていることが証明され、藤野説が首肯されることとなった。両書状の宛所が、肥後宗像家の人物ではないにもかかわらず、同家が所蔵していることも含めて、謎の人物とされた宗像才鶴が益田景祥であると初めて一次史料により比定された。つまり、両書状は、肥後宗像家が正統な大宮司氏貞の子孫として証明するために同家に残されたといえる。

以前の才鶴女性説は、二〇一九年九月十八日の最初のプレスリリースで発表した秀吉文書二点によって可能性が高まったことは一度もなく、具体的に「才鶴＝氏貞後室」という史料は存在しない。あくまで仮説であり、そのことは多良木町との共同の史料調査で一貫して主張してきた。よって、今回の一連の史料の発見により、「才鶴女性説」は、これらの一次史料群

を積極的に否定する一次史料が出現しない限りにおいては、もはや認めることはできない。今後、一連の史料発表等により、宗像氏研究の歴史記述が書き換わるものと期待し、正統な研究者による真摯な研究の継続を希求するものである。

〔謝辞〕

・今回の肥後宗像家文書との出会いは、著者にとって新しい史料が次々に発見され、学説が次々に書き換えられるスリリングな体験であった。貴重な文書群をほとんど散逸もなく現在に伝えた肥後宗像家に敬意を表したい。また、その貴重な文書群の調査を、著者に委託していただいた多良木町と同家のご子孫に深甚の謝意を申し上げる。

・本稿の執筆について、東京大学史料編纂所の村井祐樹・畑山周平・小瀬玄士の各氏にアドバイスをいただいた。特に小早川隆景書状（史料三）の解釈については、村井・畑山両氏のご教示によるものが多い、記して感謝を申し上げます。

（九州大学比較社会文化研究院）

註

- (1) 令和元年（二〇一九）九月十八日に多良木町でおこなわれたプレスリリースと、その時に配布した著者による資料により初めて明らかになった。
- (2) このことは、平成三〇年（二〇一八）八月に発刊された『大日本史』（第十一編之二十八、東京大学史料編纂所）の「筑前宗像社大宮司宗像氏貞卒ス」

と題された割り当て部分に肥後宗像家のことが触れられていなかったことから、全くの盲点と言える内容であったことが分かる。

(3) 『宗像大社文書』第一巻、文書番号一七二・一七三、宗像大社文書編纂刊行委員会、一九九二年。

(4) 一方、新修宗像市史編纂室編集による『宗像市史研究』では、河窪奈津子氏による「大阪宗像家文書」（河窪奈津子「大阪宗像家文書の紹介」『宗像市史研究』第四号、新修宗像市史編纂委員会、二〇二一年）という造語を掲載している。河窪氏によれば、この文書は宗像と名乗る萩藩の御用商人が、天明七年以前に同姓であることから二十五点を当時の所有者であった草薙家から借りて臨写したものであるという。つまり、現段階では、宗像と偶然に同姓を名乗る家の先祖が正統な社家文書を書写したコレクションに過ぎないのである。よって、研究上で誤解を招かぬよう、この造語は、例えば「(大阪)宗像氏所蔵文書」と収集した史料であることを明記しなければ研究上の瑕疵になる。

(5) このプレスリリース資料は、多良木町のホームページ上で確認できるほか、九州大学図書館のレポジトリの著者名でも確認できるが、本稿の理解のため重要な内容なのでここに掲載する。

(6) 新修宗像市史編纂委員の桑田氏と河窪奈津子氏は、十月二十二日に多良木町を訪れており、その時に著者と多良木町職員が対応し、プレスリリース資料と関連史料一切を渡し、説明をおこなっている。また、この時に両氏は「宗像氏の子孫が熊本にいたとは全く知らなかった」と発言している。

(7) 『宗像市史研究』第三号、令和二年（二〇二〇）三月、四十七頁。

(8) なお、現在ウェブ上で公開されている『宗像市史研究』（桑田論文）には、

著者のプレスリリース資料を参照したことについて、令和三年十一月二十四日付けの「追記」が突然に文末になされている。しかし、前述のような経緯から、桑田論文の引用にあたっては十分な注意が必要である。

(9) 『宗像市史』通史編、第二巻古代・中世・近世、宗像市史編纂委員会、一九九九年、六五三～六五六頁。

(10) 『毛利家文書』。四六 豊臣秀吉朱印領知目録『宗像市史』史料編 第三巻近世、宗像市史編纂委員会、一九九五年（以下『宗像史料』とする）。

(11) 『毛利家文書』。四七 豊臣秀吉朱印状『宗像史料』。二二五七 小早川左衛門佐宛朱印状『豊臣秀吉文書集』（以下『秀吉文書』）三、名古屋博物館、二〇一七年。

(12) 「原文書」。二四 石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊連署書状写『宗像史料』。

(13) これについて河窪氏は、大宮司系譜等にある「塩寿丸」は「益田元祥」の次男の景祥である」としている（河窪奈津子「宗像記追考」が語る宗像戦国時代の虚実」『福岡県地域史研究』二十四、二〇〇七年）。

(14) 『秀吉文書』三、一四九頁、名古屋博物館、二〇一七年。

(15) 桑田氏は、前述の六月二十八日付けの隆景宛、朱印状の日付を六月二十五日と違えている。この時期の北部九州の情勢は著しく変化していたことから日付の修正は必須である（桑田和明『戦国時代の筑前宗像氏』（以下『桑田本』）花乱社、二〇一六年、二二二～二三頁）。

(16) 『桑田本』二二二頁。

(17) さらに、桑田氏は才鶴女性説について註の中で「宗像才鶴が氏貞の後室である可能性があることは既に本多博之氏も指摘している（傍線部は著者によ

る」と自分の着想のような記述をしており、これは研究倫理の「不適切引用」にあたる可能性を否定できず、プライオリティーの観点からも憂慮すべき問題である。

(18) 藤野正人「益田景祥と宗像才鶴 筑前の国衆、宗像大宮司氏貞の後継者」『七隈史学』第二二号、二〇二〇年。

(19) 河窪前掲論文。

(20) 藤野氏の学説の概要について、多良木町教育委員会発行の報告書に加筆修正した（花岡興史「新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家」『多良木町文化財調査報告書 第二集 肥後宗像家文書 調査報告書（以下『多良木町報告書』）』令和三年（二〇二二）九〜十頁）。

(21) 「七七三 第一宮御宝殿御棟上之事置札」『中世益田・益田氏関係史料（以下『益田史料』）』益田市教育委員会、二〇一六年、三一六〜三二二頁。

(22) 「訂正宗像大宮司系譜附記（以下、「大宮司系譜）」『宗像郡誌』中編、一九三一年。

(23) 河窪前掲論文。

(24) 「八四四 吉川元春書状写」『益田史料』、三五二頁。

(25) 河窪前掲論文。

(26) 『桑田本』二二〇頁。

(27) 「朝日新聞」九州・山口版。

(28) この文章は、『多良木町報告書』に掲載された内容に新しく得られた知見より加筆修正した。

(29) 『萩藩閥閥録（以下、『閥閥録』）』（第四卷、山口県文書館、一九六七年、五

〇〜五一頁）の「市川三右衛門」の項の系図には、市川経好の子として元教（少輔七郎）とあるが、その子の与七郎の名は見えない。

(30) 『大日本古記録上井覚兼日記』下、東京大学史料編纂所、一九五七年。四八頁。

(31) この部分はプレスリリース資料を要約している。全文は、多良木町のホームページ上で確認できる。その他、九州大学図書館のレポジトリの著者名検索でも確認できる。

(32) 「七七二 宗像第一宮御宝殿置札（宗像大社所蔵）」『益田史料』。

(33) 益田氏の概要については『国史大辞典』（吉川弘文館）の「益田氏」を参考にして執筆した。

(34) プレスリリースの時点では、「吉田様」については吉田に在住の毛利輝元であると想定していたが、慎重を期してこの段階では不詳とした。

(35) 東京大学史料編纂所データベースより。

(36) この元堯は景祥であるという指摘は多くされているが、氏貞の嫡男である塩寿丸の存在を認めた上での景祥（七内）とした点で藤野氏の説は説得力を伴うものである（藤野前掲論文）。

(37) この部分もプレスリリース資料を要約している。この資料の全文は、多良木町のホームページ上で確認できる。その他、九州大学図書館のレポジトリの著者名検索でも確認できる。

(38) ただ、残念なことにこの隆景書状が発見され才鶴女性説は否定されたにも関わらず、二〇二二年三月三日の「西日本新聞」の文化面には「宗像氏巡り深まる謎」「才鶴」は女性か男性か」とタイトルを付けた記事が掲載され、才鶴の正体が明らかになったにもかかわらず女性説を併記し継続させてい

る。原史料により証明された内容について、一般には理解し難いのであろうか。

(39) 『秀吉文書』二、二六五頁、名古屋博物館、二〇一六年。

(40) 山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』校倉書房、一九九〇年、二十七頁。

(41) 「冷泉文書」一〇〇五号(土居聡朋・山内治朋・村井祐樹編集『戦国遺文・

瀬戸内水軍編』、二〇一二年)。同じ内容が『閩閩録』(第三卷、二二三頁)にも掲載されている。

(42) 藤野前掲論文、一二九頁。

(43) 藤野前掲論文、一二六頁。

(44) 毛利家の中では並ぶものがない程の親戚縁者とされている市川氏の長男である少輔七郎は、天正六年(一五七八)三月、敵対する大友義鎮に指嚇され毛利氏に反旗を翻している(光成準治『小早川隆景・秀秋(以下、『光成本』)、ミネルヴァ書房、二〇一九年、一〇八〜一〇九頁)。

(45) 花岡興史「新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家」『沖ノ島研究』六、二〇二〇年、四十四〜四十五頁。

(46) 『閩閩録』一、八一四頁。

(47) 「大宮司系譜」にはこの人物を七内(元堯)と記すが、「藤野論文」により訂正した。

(48) 父の少輔七郎が主家の毛利氏に謀反を起こしたことにより(前掲『光成本』)、市川家の家督は経好次男の元好が継ぎ、少輔七郎の長男である与七郎の立場が微妙となった。この結果与七郎は、市川氏の元々の管理地である防長の地から備前に移り住んだと思われる。なお、このためか『閩閩録』の「市川三

右衛門」の項には与七郎の名前は見えない。

(49) 「小早川秀秋知行方目録 慶長四年三月三日」東京大学史料編纂所、請求番号〇一、五。

(50) 「小早川秀秋知行方目録 慶長五年霜月十一日」岡山県立博物館蔵。

(51) 寛永十年五月二十二日付け忠利宛の書状(『大日本近世史料 細川家史料』五、一一〇二)。

(52) 拙著「細川忠興と八代城 ―隠居体制と隠居城の普請について―」『八代市文化財発掘調査報告書第五集 八代城二の丸』八代市教育委員会、二〇二〇年、一二六頁。

(53) 肥後入国後の宗像家の動向は、『沖ノ島研究』第六号(二〇二〇年三月)に掲載された「新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家」と題する拙論に詳述している。なお、拙著の内容は、九州大学図書館レポジトリにても著者名検索で確認できる。

(54) 前掲『宗像市史』。

(55) 桑田前掲本。

(56) 藤野前掲論文。

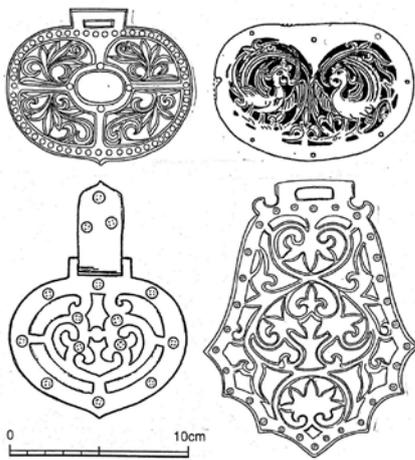
(57) 河窪前掲論文、桑田前掲本。

沖ノ島出土馬具の復元的研究

はじめに

宗像市沖ノ島は、宗像神湊から対馬北端を経由して釜山・蔚山に向かう国際航路上の要衝にあり、祭祀遺構二三か所から遺物約8万点が出土した。うち四・五・六・七・八・九号の六遺跡に馬具を伴い、多くはわずかな落葉に覆われた状態で配列当時の状況をとどめて出土した。沖ノ島は、禁忌によって一木一草持ち出しが禁じられ、祭祀遺跡も古代から現在までほぼ手付かずで守り伝えられてきたとされる。しかし文化財保護の意識が希薄、もしくは研究のための取り扱いが現在とは異なる時代に、沖ノ島から奉獻品が流出した事実があることも知られている。江戸初期には黒田長政が切支丹に祭祀遺物を持ち出させて福岡城内に置くも、神職に返却して島内の谷に埋めさせた。また明治二一年に江藤正澄も遺物の一部を持ち出した。江藤は神職の傍ら、福岡周辺で多数の遺物を蒐集し、一部は明治二九年に伊勢神宮徴古館に納められた。同館蔵品の出土地不詳の金銅装馬具類に、沖ノ島出土品を含む可能性がある(図一)。中でも双鳳凰文杏葉の文様板は、藤ノ木古墳馬具よりも精巧な出来とされる。また心葉形十字文忍冬文透鏡板は、前者とセットの可能性がある。

沖ノ島砲台の守備兵が持ち出した山形県致道博物館の銅矛なども知られ



図一 伊勢神宮徴古館 出土地不詳馬具
 1 心葉形十字文忍冬文透鏡板
 2 双鳳凰文杏葉文様板
 3 心葉形鏡板・杏葉 4 棘葉形唐草文透杏葉



図二 伝沖ノ島出土 金銅製香炉形製品

桃崎
祐輔

ているほか、奈良県天理参考館には、守屋美好氏（蒐集家として著名な守屋孝藏氏の子息）の藏品中より梅原末治氏によって発見された出土地不詳馬具類が収蔵されている（高野政昭一九九一）。その内訳は、金銅装鏡板3枚2セットを含む、複数の馬具セットに由来するものだが、沖ノ島出土の杏葉や辻金具類と製作技法や銜徑銜間隔などに共通点が認められるものを含んでおり、特に心葉形杏葉の一枚は、内区の残存透彫文様や吊鉤金具の構造などが沖ノ島七号遺跡の十字形辻金具＋心葉形忍冬文杏葉と全く同一である。この杏葉はまた、同じく守屋美好氏旧藏品の心葉形十字文忍冬透鏡板とセットの可能性が高いという。

戦後の本格調査以前、沖ノ島の祭祀遺物の一部は、石室状をなす御金藏（四号遺跡）に二次的に集積されていた。柴田常恵氏によると、大正年間御金藏の整理が行われ、金属類は一括して田島村の邊津宮社務所に移され、それらの中には鍍金の残存するものもあった（柴田常恵一九二七）というから、馬具も含まれていたと考えられるが、現存しない。

よって馬具も、部品の一部が象徴的に供献されたのではなく、当初は完全なセットで供献されていたものが、風雨やオオミズナギドリ攪乱で風化破損し、バラバラの破片となり、さらに度重なる持ち出しでセットが棄損されていたと考えるのが妥当である。よって発掘調査で回収された沖ノ島祭祀遺物は、過去の供献遺物全体の一部に過ぎないと判断される。沖ノ島から持ち出された可能性がある「出土地不詳品」との対比も含め、本来の奉献遺物を復元する手続きが必要である。

一 沖ノ島出土馬具の調査史

『沖ノ島』では、原田大六氏が馬具類を報告した。7号遺跡の王塚古墳と同タイプの棘付剣菱杏葉や辻金具、羽人透彫心葉形杏葉、棘葉形杏葉、歩揺付雲珠、鉄製銀象嵌鉢形雲珠、玉虫羽雲母入帯先金具、8号遺跡の金線象嵌鉄製鞍、歩揺付雲珠等からなり（原田大六一九五八）、6世紀中葉後半のものが主体である。『宗像 沖ノ島』報告では、佐田茂氏が4号遺跡（御金藏）の帯先金具残欠、鉸具、菊銜辻金具、歩揺残欠を報告し、7・8号遺跡の遺物の一部が二次的に持ち込まれていたと判明した（佐田茂一九七九）。また松本肇氏が報告した6号遺跡では、有蓋銅鏡・土師器とともに歩揺付雲珠1、鉄製銜などの7世紀前半代の馬具が出土した（松本肇一九七九）。その後、重住真紀子氏は上原孝夫氏蔵の伝沖ノ島出土花形鏡板を報告した（重住真紀子二〇〇五）。

二 研究の現状と課題

諫早直人氏は、沖ノ島の新羅系馬具のうち、沖ノ島A棘葉形杏葉のような扁平な花形銜は新羅古墳出土馬具にみられないことから、「新羅馬具の影響を強く受けつつも大加耶で製作された」とみた（諫早直人二〇一二）。二〇一七年に九州国立博物館で開催された『宗像・沖ノ島と大和朝廷』展では、沖ノ島出土の金銅製香炉状品が注目された。かつて岡村秀典氏はこ

の特異な遺物を北魏製とみた（岡村秀典二〇〇七）が、市元皇氏は北朝（隋の絵画や俑にみられる馬の頸総と呼ばれる垂れ飾りの可能性を指摘した（市元皇二〇一六）。桃崎は沖ノ島7号遺跡の祭祀遺物群は、様々な集団が、異なる祭儀神話に沿って執行した儀礼の集積であり、玉類・武器・馬具類は、『日本書紀』記載の宗像神誕生の情景を再現するモノザネであると考えた。さらに羽人杏葉が南北朝中国につながるモチーフであることを指摘した（桃崎祐輔二〇一七）。その後桃崎は、「沖ノ島の馬具」で、沖ノ島には少なくとも国産三セット、舶載七セット、合計一〇セットの豪華な金銅装馬具が供献され、実用的な素環轡などはなく、六世紀中葉を上限、七世紀中葉を下限とし、継体・欽明朝の交替期から、舒明朝の間とみられる。また北朝もしくは隋・初唐前後の頸総を含む可能性があることを指摘した（桃崎祐輔二〇一八b）。しかし中国在外研究の一時帰国中の短時間の検討結果であり、十分なものではなかった。また桃崎は伝津屋崎出土龍文透彫鏡板の検討に際し、天理参考館蔵の楕円形十字文双龍文透鏡板（高野政昭一九九一）が、沖ノ島七号遺跡出土の心葉形羽人文透彫杏葉と立聞金具の法量・形状・構造、銚径や銚間隔が酷似することを指摘し、沖ノ島出土品の可能性を指摘した（桃崎祐輔二〇二〇）。

三 研究の方法

沖ノ島祭祀遺跡の馬具類は、少なくとも一〇セット前後からなると考えられるが、長年風雨に晒されて腐蝕や経年劣化、オオミズナギドリなどの

動物の営巣や植物の成長による攪乱、さらに学術調査以前の人為的な移動や持ち出しなどの諸要因が重なり、奉献された当時からみれば、全体のごく一部しか遺存していない。このためセット関係をたどることが非常にむづかしい。さらに相伴遺物が特殊なうえ年代幅があるため、年代の絞り込みも困難であり、その質の高さや、舶載品を含むという事実以上には、注目されてこなかった。

しかしそうした断片的な状況であるにもかかわらず、沖ノ島の馬具類は卓越した質量を示し、当時の対外交渉や祭祀主体を考える上で欠くことのできない重要な情報を提供している。よってその全体像の詳細が明らかになれば、その価値は計り知れないものとなるだろう。そのためには、断片化した馬具類が、本来どのようなセットであったかを明らかにする手続きを踏む必要がある。馬装の復元にあたって、桃崎はかつて以下のような手順を想定した（桃崎祐輔二〇二〇）。

- ① 各部品の類例を集成し、その型式学的・年代的位置付けを確定する。
- ② 部品の出土状態、構造、類例のセット関係から相互の連結関係を確定する。
- ③ 部品が少ない部分や遺存しない部分の推定にあたっては、類似する組成で年代的にも接近する馬装セットのパターンを分析し、最も蓋然性の高いものに絞り込む。
- ④ それでも復元が難しい下鞍や障泥は、埴輪馬・石馬・馬俑の表現を参考とする。

以上に対し、山口裕平氏は、⑤部品数を確定する、という項目を追加し

た（山口裕平二〇〇四）。沖ノ島の馬具では、それはほぼ不可能であるが、類例との対比や、残存個体からの復元的作業によって、ある程度の作業は可能であろう。

そこで前述の特殊状況を踏まえ、本論では以下のような手順で作業を進める。

①沖ノ島祭祀遺跡の中で、馬具を出土したことが明らかな遺跡を抽出し、出土状態や共伴遺物を検討する。

②各遺跡の馬具出土状態の把握にもとづき、馬具のセット関係を地点的に分離する。

③過去の報告では、同形態で複数例があるものは、最も遺存状態の良いものを代表して実測図が提示されたため総量の把握が困難であった。ただ遺物がすべて国宝指定の現在、再実測はもちろん、全体の再調査も困難である。よって報告書の記述・掲載写真・展示遺物の検討に基づき、可能な限り地点ごと様相を把握する。

④七号遺跡では、同一地点に複数の馬具セットが供献されていることが確実視される。よって馬具セット分離のメルクマールとなる鏡板・杏葉・辻金具・鞍などに基つき②を更に細分する。

⑤沖ノ島祭祀遺跡出土馬具中、最も分離と帰属決定が困難なのは数が多いが、微細なバリエーションがある歩揺付雲珠類である。類例との比較および出土地点により一括性を把握し、帰属するアセンブリッチを決定する。

⑥前提整理が終わった沖ノ島祭祀遺跡出土馬具・伝沖ノ島出土馬具を船

載・国産に大別する。

⑦出土状態、他の類似セットとの比較など総合的情報に基づき、個別の馬装セットに分離する。

⑧抽出した各セットを、最も近似する類例との比較検討からその性格を明らかにする。

⑨沖ノ島の各セットの馬具が示す歴史的意義についても、若干の考察を試みたい。

以上のような手順が求められるが、現状で不可能な作業は、将来の課題とし、可能な範囲で作業を進める。

更に馬装の復元は、以下のような手順を進める。

⑩馬具は形式ごとに鏡板轡・杏葉・辻金具・雲珠・鞍金具・鍔金具等の組み合わせに特有の傾向があることが知られている。そこでまず沖ノ島の雑多な馬具残欠を、形式ごとの特有のアセンブリッチに分類・整理する。また帰属するセットがどれか判断が難しい物も、吊鉤金具や脚部の幅や銜数などを考慮してグループピングする。

⑪馬具セットの部品の出土状態、構造、類例のセット関係から相互の連関関係を推定する。

⑫部品が少ない部分や遺存しない部分についても、類似する組成で年代的にも接近する馬装セットのパターンを分析し、最も近似するものと同様なもので復元をこころみる。

四 各地点での馬具の出土状態と伝沖ノ島出土品

一 七号遺跡

沖ノ島D号巨岩は、沖津宮背後の巨岩群の北端に位置し、高さ六・五mを測る。この巨岩は、約六〇度の角度で参道に庇のようにせり出しており、その下の岩陰全域に遺物が散布していた。手前南側が七号遺跡、北側奥が八号遺跡である。庇の張り出した岩陰に沿って大小の割石が敷石か区画状に並んでいるが、人為的な配列ではないという。七号遺跡では東西約八m、南北約三・五mの平坦面全体に撒き散らされたように遺物が出土した。空間の中央部には鉄鏃、鉄刀、鉄剣やガラス小玉、滑石製白玉、水晶製切子玉が特に多く、東側には鉄矛や挂甲、盾状金具があり、その南東に離れて水晶製三輪玉一七個が出土した。付近では振環頭も出土し、倭装大刀が複数供献されていたと考えられるほか、純金製指輪や唐三彩など特殊遺物があり、総点数は約二〇〇〇点に上る。沖ノ島の中でも突出した質・量を誇る。益田勝実氏は七号遺跡の遺物の種類と出土状態を詳細に検討し、アマテラスとスサノオが誓約して宗像三女神誕生した神話の情景を再現するため、盾を立て並べ、甲冑や弓矢で武装した人物と、金銅装馬具を装着した騎馬人物が対峙する儀礼の痕跡であると考察した(益田勝実一九七六)。

西側(向かって左側)には金銅装の馬具類が集中していた。以下暫定的に下記のように分類する(旧称は桃崎祐輔二〇一八bでの呼称)。

A群・第四回調査で西端に棘葉形杏葉A四点が集中出土。菊鋏辻金具と併

せD(旧A1)セットとする。

B群・第一回調査で西半部の道路に接する地点より心葉形羽人文杏葉五点、棘葉形杏葉B一点、金銅製円形鞍鉸具に接して歩揺付雲珠、鉄製覆輪・鉄製磯金具鞍一式、鈴類、環状雲珠片、楕円方形鉸具、大形円形雲珠、鉄鈴などが折り重なって出土。杏葉四〜五種、鞍二種以上、多様な雲珠・辻金具より七セット前後に分離され、F(旧B1)セット(金銅製円形鞍鉸具付鞍・花形半球座十本釣手歩揺飾雲珠四点以上、心葉形羽人文杏葉五点)・E(旧B2)セット(棘葉杏葉B二以上・環状雲珠)・A(旧B3)セット(棘付劍菱形杏葉3以上・多脚雲珠・無却雲珠)・B(旧B4)セット(楕円形十字文鏡板・楕円形三葉文杏葉三)・H(B7)セット(八弁花飾十字形辻金具)となる。

C群・第一回調査でB群の南一mから透彫帯先金具、三脚菊鋏付辻金具、歩揺付雲珠が出土。このうち透彫帯先金具をG(旧C1)セットとする。

二 八号遺跡

八号遺跡では一・二m×一・五mの範囲から半球形歩揺付雲珠八個体分が集中出土し、その東側から鉄地金象嵌鞍の破片が出土した。なお未発掘部分が残るとされる。鉄地金銀象嵌鞍は、韓国慶州鷄林路一四号墳の龍文唐草象嵌鞍二点が著名である。また栃木県足利市足利公園古墳群の鉄地銀象嵌鞍は、覆輪に鱗文、海金具に亀甲繫文・鳳凰文などを施すが、文様の形骸化や鉄地銀象嵌刀装具との技法の共通から国産品とみられる。八号遺跡金銀象嵌鞍・歩揺付雲珠の位置づけは難しいが、暫定的に新羅製の舶載品

とみておきたい。

三 伝沖ノ島出土 花形杏葉セット

重住真紀子氏は上原孝夫氏藏（現在は九州国立博物館寄託）の伝沖ノ島出土花形馬具を報告した（重住真紀子二〇〇六）。報告では杏葉と判断されているが、中央の円形区画の形状や立聞構造などからみて、鏡板であった可能性もある。

なお七号遺跡で出土した辻金具の細片に、国産金銅装馬具に伴うタイプが見られ、六号遺跡に二次移動したとおぼしき鉄製銜とあわせ、上原氏所蔵の花形馬具と一連のセットであった可能性があり、これらをCセットとする。

四 伝沖ノ島出土 香炉状金銅製品

「全体の姿は碗の形であるが、中帯に双竜唐草文を浮彫にし、上下帯に蓮弁を並べたものである。下端の輪縁には小孔が穿たれているので、ここに他の物としばり合せるのか、飾りをつけたものと思われる。用途は不明であるが上面の中央には方形の孔が穿たれ、蓮の中房にあたる所には一字を刻んでいる。判読した所では甲と見えるが、甲か申かいずれにしろ十干か十二支で、一連の番号を組合順序を示す符合ではなからうか。上面の蓮弁が九弁であることは、特異な分割法である。八弁を通例とすることはこの時代には珍しい。下段の蓮弁も同様の彫刻様式である。この蓮弁は一弁に子葉二枚を並べ刻み、複子葉潤弁となっている。このような文様は、

瓦当文・光背・台座にも類品が見当たらないが、飛鳥時代に盛行した単狹弁の文様より次の時代に降っていることはおのずと明らかである。しかも奈良時代を下らないことも疑ないであろう。

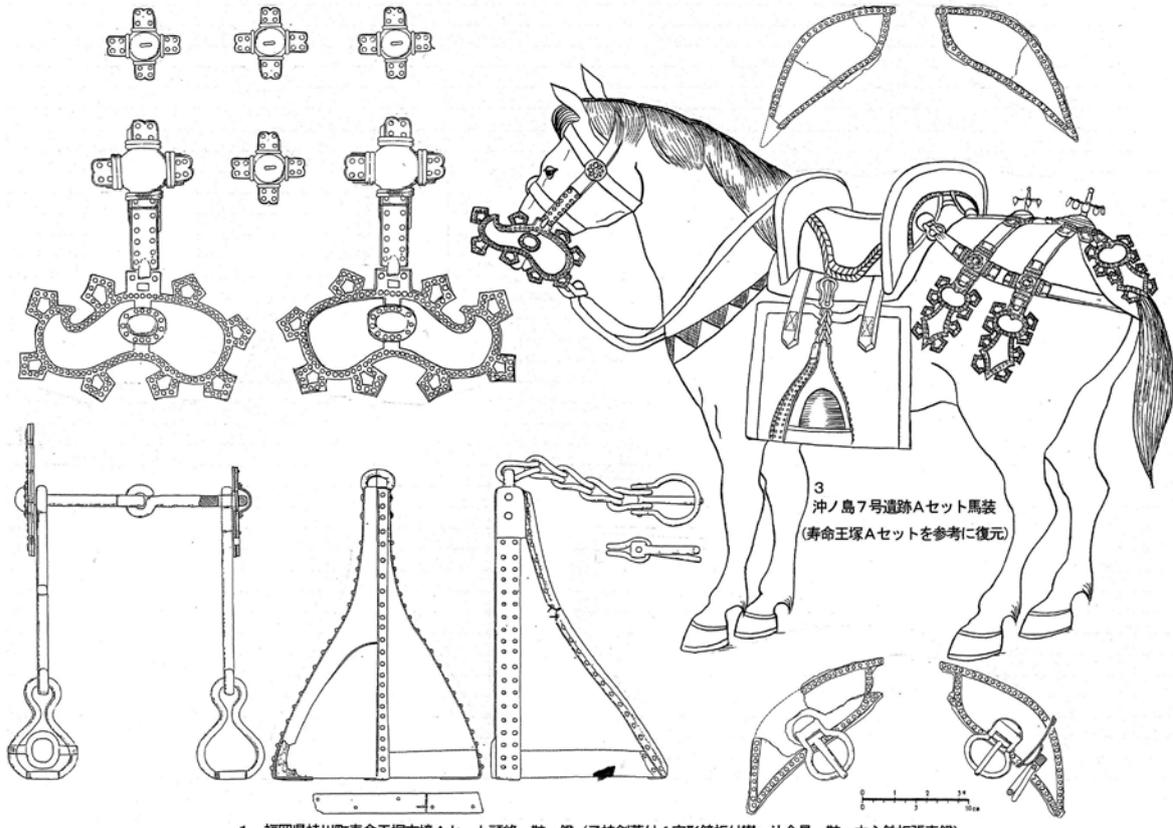
竜文は頭首また唐草文様化し、小形爪形文で表現される龍身、その中央部上下に反転する龍身渦状文、四脚も共に文様構成の一要素とも見られる。双竜は同方向にまわり、体の屈曲も大差はないが細部に亘っては一致する所がない。竜文を埋める唐草文も、竜身と相俟って自由な文様を形成するような文様と形を作りあげた金工の技を秀抜なアイデアとして賞するにやぶさかでないが、裏面から見た接着法は特異な感がする。すなわちこの器は上帯と竜文帯と蓮弁下帯と三つの部分を接着させている。上・中段の接着はかさね着けであるが、中・下段の接着は弁の数だけ小銅板を切って裏あてとし、上下二カ所で鋏留めにしたものである」（原田大六一九五八）。

五 馬具の検討

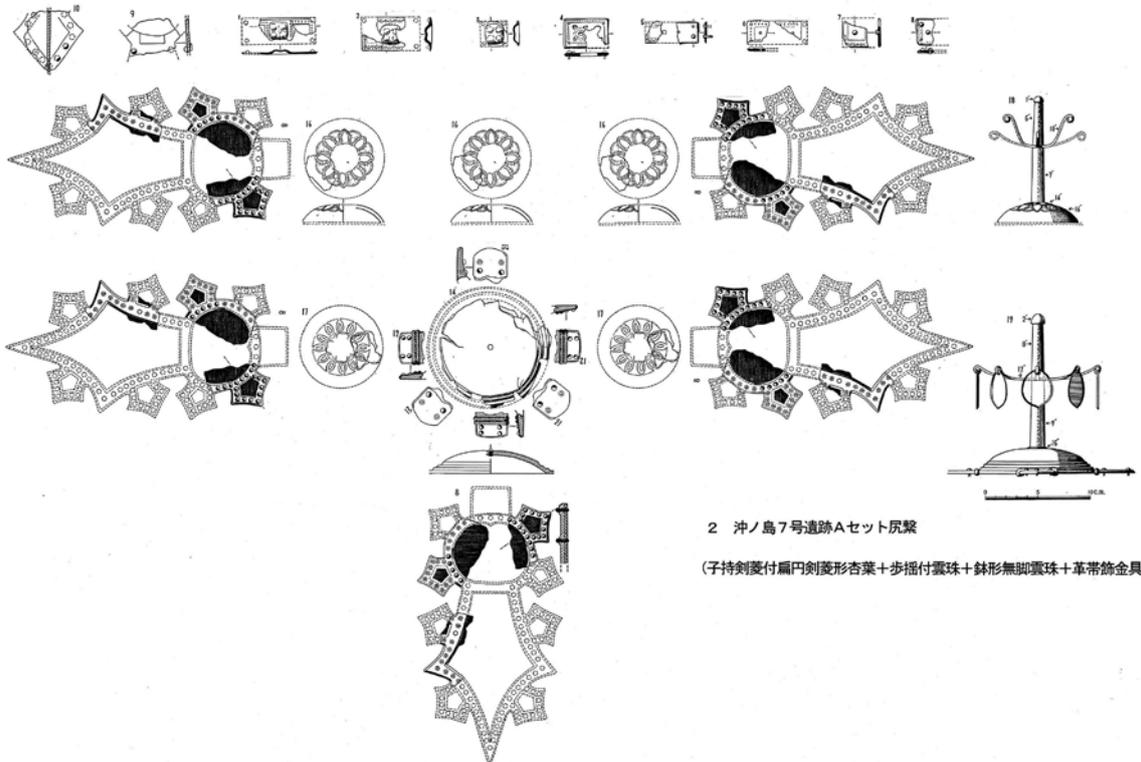
一 国産馬具の検討

Aセット…(逸…子持剣菱付f字形鏡板付轡) 十子持剣菱付剣菱形杏葉十責金具付十字形辻金具十長方形金銅張革帯金具十鉢形方形脚責金具雲珠十無脚鉢形花形雲珠(図三)

七号遺跡の棘付剣菱形杏葉片、方形脚辻金具片、鉢形象嵌雲珠片、隆起付革帯飾金具、鉢形方形脚責金具雲珠、無脚鉢形花形雲珠は、国産の子持



3 沖ノ島7号遺跡Aセット馬装
(寿命王塚Aセットを参考に復元)



1 福岡県桂川町寿命王塚古墳Aセット頭絡・鞍・鐙 (子持剣菱付f字形鏡板付轡・辻金具・鞍・木心鉄板張壺鐙)

2 沖ノ島7号遺跡Aセット尻繫
(子持剣菱付扁円剣菱形杏葉+步揺付雲珠+鉢形無脚雲珠+革帶飾金具)

図三 沖ノ島7号遺跡 Aセット (子持剣菱付f字形鏡板付轡? + 子持剣菱付扁円剣菱形杏葉 + 步揺付雲珠)

劍菱付f字形鏡板付轡+子持劍菱付扁円劍菱形杏葉のセットを構成して、たとえられる。同様なセットに、福岡県桂川町寿命王塚Aセット・大阪府八尾市河内愛宕塚・奈良県御所市條池南古墳(巨勢山六四〇号墳)・長野県飯田市開善寺古墳(飯沼雲彩寺古墳)を挙げる。

このうち沖ノ島七号遺跡例と同形同大の子持劍菱付劍菱形杏葉を伴う河内愛宕塚古墳(八尾市歴史民俗資料館一九九四)は、奈良県天理市塚穴山と石室築造企画を共有し(米田敏行一九九六)、物部氏の有力者の墳墓と考えられ物部尾輿などが被葬者の候補となる。條池南古墳は七〇〇基に及ぶ巨勢山古墳群の一基で、巨勢氏の古墳と考えられるものの、周辺の群集墳には王権の原初官僚層をも包括するとの意見もある(藤田和尊二〇〇三)。また近年、福岡県古賀市梅尾・瓜ヶ内二七号墳で、劍菱形突起のある鏡板付轡が出土した。静岡県藤枝市八幡二号墳では、素環轡二セットのいずれかに伴って十字形辻金具・小型子持劍菱付劍菱形杏葉五・鑄銅鈴一・馬鐸五・半球形花文雲珠・壺鐙兵庫鎖鑄銅鈴が出土した(榛原町教育委員会一九八六)。このセットからみて、沖ノ島七号遺跡の半球形花文雲珠も、子持劍菱付劍菱形杏葉に伴うセットであることが推定できる。ただ沖ノ島出土品では確実に頭絡やf字形鏡板付轡と判断できる部品が確認出来ない。よって桂川町寿命王塚古墳Aセットの推定頭絡を参考に示す(図三上段)(京都帝國大學一九三九)

f字形鏡板付轡・楕円形十字文鏡板+扁円劍菱形杏葉のセットに、劍菱形や鈎形の子持突起を追加した馬具は、大阪府北部の北摂津地域に集中し、梶原D一一号墳で楕円形十字文鏡板+鈎状突起付扁円劍菱形杏葉(名

神高速道路内遺跡調査会一九九八)、継体陵と目される今城塚古墳でも、楕円形突起付扁円劍菱形杏葉が出土しており(高槻市立今城塚古代歴史館二〇一六)、継体・安閑・宣化朝ゆかりの馬具と考えられる。また韓国固城松鶴洞一号墳D号遺構でも鈎状突起付劍菱形杏葉が出土している(張允禎二〇〇五)。

河内愛宕塚では、子持劍菱付f字形鏡板・子持扁円劍菱形杏葉と、花卉状象嵌のある四脚辻金具類がセットをなすと考えられている(田中一廣一九九七)が田中氏の尻繫馬装推定には異論がある(宮代栄二二〇〇三)。沖ノ島の銀象嵌辻金具・雲珠は破片化しているが、低い鉢形で、無脚か、単純な方形脚がついていたと推定され、Aセットに帰属すると判断する。鉢形部の上面に銀象嵌で花卉状の文様を象嵌する。類例で最も遡るのは、千葉県江子田金環塚で、新式f形鏡板付轡・鐘形杏葉に伴って鉢形の銀象嵌雲珠・辻金具が出土しMT一五型式の須恵器を伴う。TK一〇期以降の寿命王塚古墳、MT八五期の南塚Cセット、TK四三期の藤ノ木Bセットにもこの種の雲珠・辻金具が見られる(松浦宇哲二〇〇四)。

以上のうち、六世紀前葉の石光山八号で七脚の環状雲珠から放射状四条に方形波状列点文金具を六・七個ずつ合計二六個前後を連結したものが現れる。ほぼ同時期頃か後出の大須二子塚古墳では方形に交差文を表現した革帯飾金具となるが、数が少ないので頭絡の部品である可能性がある。

革帯飾金具は、長方形金具の上面に半球を四つ組み合わせたような隅丸方形の隆起を伴う。この種の金具は、祖型と思われるものが長野県須坂市八丁鎧塚をはじめとする打ち出し鬼面文帯金具に求められ(山本孝

文二〇一四)、その退化したものが兵庫県神戸市中村五号墳(阿久津久一九六九)で帯金具として出土している。これに波状列点文を追加したものが馬具の尻繫の革帯に採用され、類例は福岡県宗像市沖ノ島祭祀遺跡、古賀市花見古墳、和歌山県和歌山市岩橋千塚、奈良県斑鳩町藤ノ木B組、奈良県御所市石光山八号墳、奈良県御所市市尾墓山、大阪府八尾市河内愛宕塚、愛知県名古屋市大須二子山、岡崎市神明宮二号墳、長野県飯田市御猿堂など六世紀前半〜中葉の例がある(桃崎祐輔二〇〇二)。

また熊本県熊本市打越稲荷山古墳では、長方形に半球形隆起を持ちその頂部に一鋌を打ち両端に素文の責金具を伴う革帯金具が一〇点出土している。打越稲荷山の棘葉形杏葉は、吊鉤金具に菊鋌を打っており、大伽耶製品か、これを忠実に模倣した初期の倭製と考えられる。これに類似するものが大阪府南塚古墳例で、鐘形鏡板・杏葉とセットと考えられる、長方形に半球形隆起をもちその両側に縦列三〜四個の笠鋌を打ち両端に刻み目付きの責金具を伴う変則的な革帯金具が短二、長六の合計八点が出土した(近つ飛鳥資料館一九九八)。南塚の鐘形馬具は従来、北朝系の舶載品と見られてきた(小野山節一九九〇)が、滋賀県甲塚古墳のような大伽耶系の鐘形鏡板から発展したと考えられるため、これらは大伽耶系の舶載品の初期の模倣品という共通点が窺える。

花見古墳例は無棘のf字形鏡板付轡+扁円剣菱形杏葉セットに伴う。大阪府青松塚と馬具の規格が一致すると聞き及んでいるため、継体朝の糟屋屯倉設置に伴って持ち込まれたと考えられる。

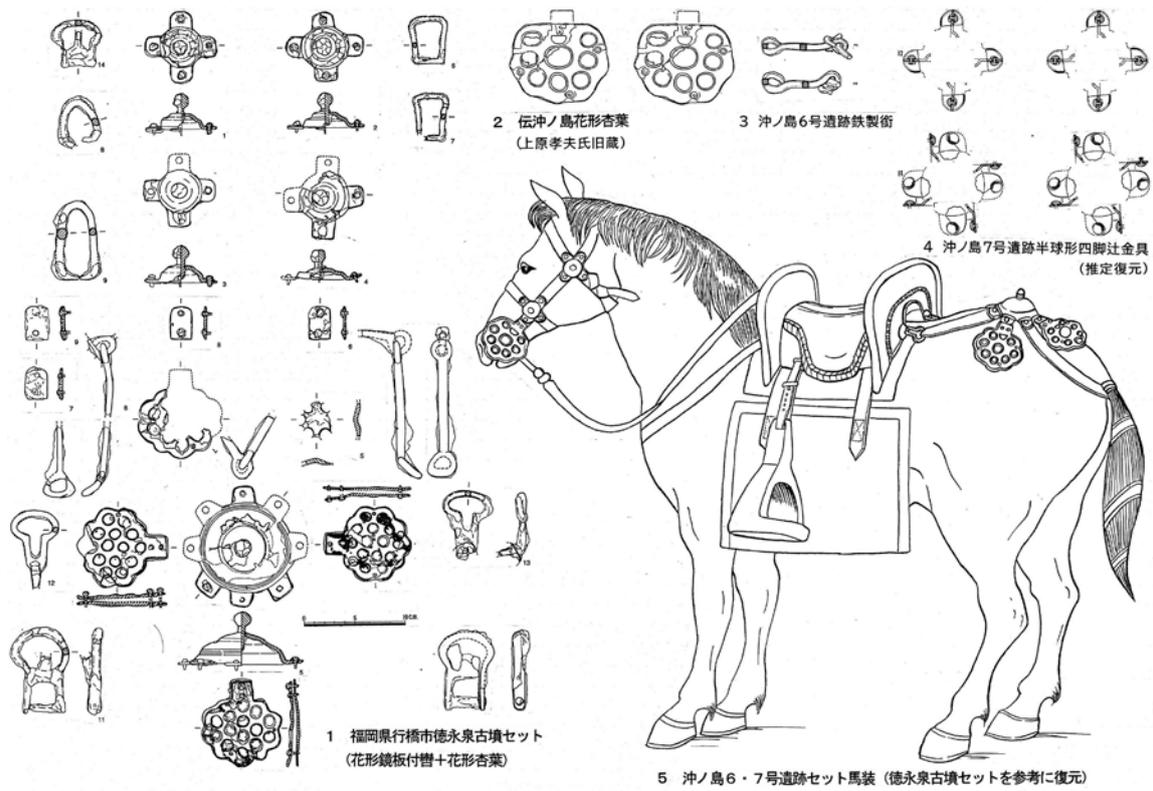
河内愛宕塚古墳では棘付f字形鏡板付轡・剣菱形杏葉に伴って波状列点

文と隆起を伴う革帯金具が用いられている。棘付剣菱形杏葉は寿命王塚のものが著名だが、同形同大の杏葉が宗像沖ノ島で出土している点からすれば、沖ノ島出土の革帯金具も河内愛宕塚タイプの馬装の一部であったと推測される。

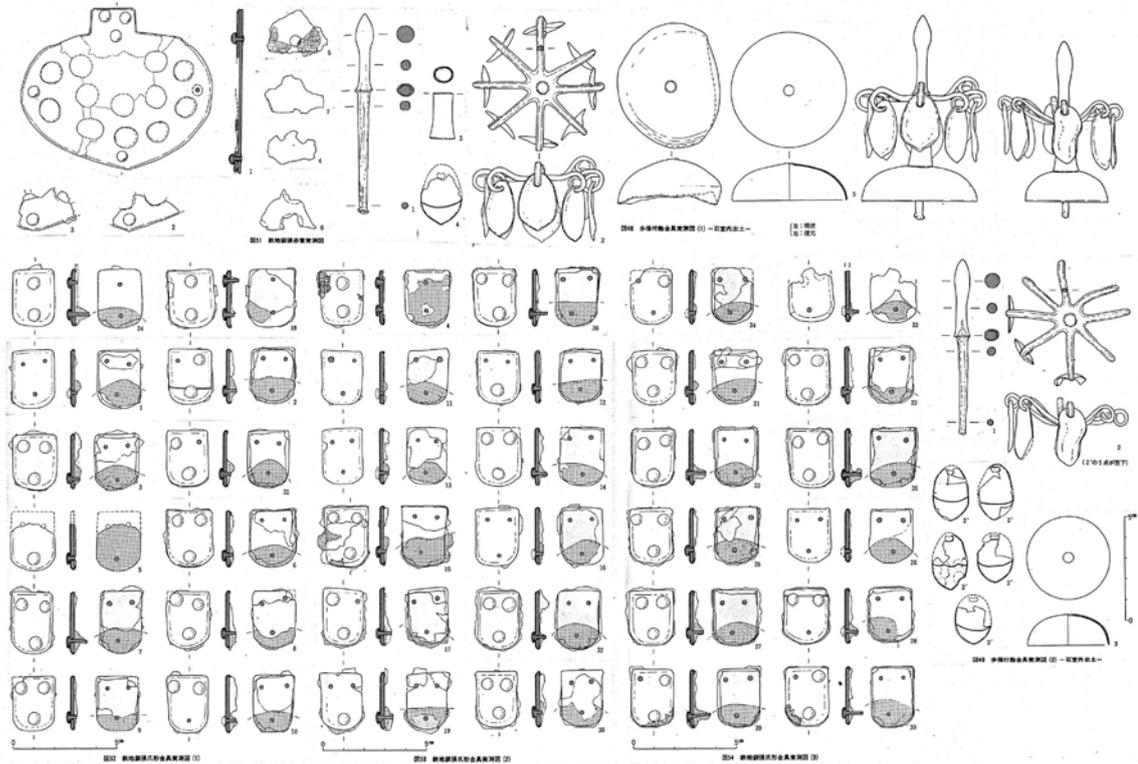
市尾墓山古墳では轡の形状が不明だが、異形剣菱形杏葉や鳥嘴形居木先飾金具とともに辻金具に鋌で鍛接した状態のものを含め革帯金具が七〇個体も出土している。なお市尾墓山は継体朝の大臣となった巨勢男人(五二九没)の墓とする見解(河上邦彦一九八四)がある一方、巨勢氏の台頭を七世紀以降とみて、市尾墓山を蘇我氏の祖の墓とする白石太一郎氏の見解(白石太一郎二〇一六)もある。同巧の沖ノ島Aセットは、継体二十三年に伽耶で軍事活動を行ない、翌年失政での帰路、対馬で没した近江毛野や、任那四県割讓問題に関わった穂積臣押山らも供献者の候補となる。

これに後続する藤ノ木古墳B組では、鐘形杏葉・鏡板に伴って合計五〇個以上というやはり異常に多数の革帯金具が使われており、鞍の覆輪構造や鳥嘴形居木先金具の共通などから、市尾墓山の系譜を引く馬装と考えられる。

よってこの種の革帯金具は、大伽耶系の鐘形・棘葉形意匠の馬具に伴って朝鮮半島から舶載され、大伽耶系馬具の構造を摂取した新式の金銅装f字形鏡板・剣菱形杏葉のセットに採用される一方、国産化された鐘形鏡板・杏葉や棘葉形鏡板・杏葉のセットにも継承されたと推定される。以上、朝鮮半島の帯金具類が、馬具の革帯金具類に取り込まれ、これが列島で模倣、定着していったと理解される。



図五 沖ノ島6・7号遺跡 Cセット (花形鏡板付轡鉄製?+花形杏葉+半球形四脚辻金具)

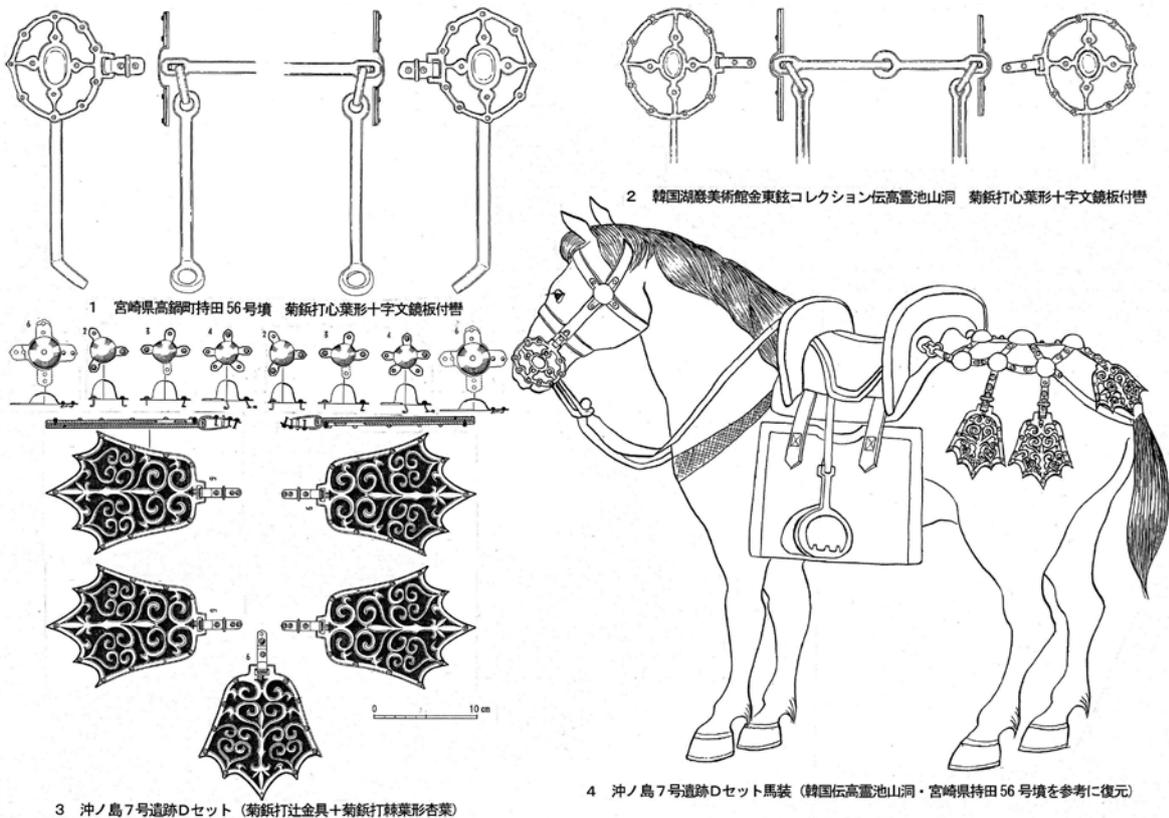


図六 千葉県成東町駄ノ塚古墳 心葉形連珠文杏葉・歩揺付雲珠セット

形四脚辻金具のセットを推定する。

福岡県行橋市徳永泉古墳では、花形鏡板付轡・杏葉が一セットのみ出土し、一对二点の花形鏡板を伴う轡、コハゼ形金具四点、頭絡に伴う刺金のない鉸具四点、鉢上に宝珠形飾のある四脚辻金具四点、鉢上に宝珠形飾のある、貴金具を伴わない八脚の雲珠一点、鞍に伴うシオデー対二点、木製壺鐙部品と考えられる大型の鉸具一对二点、腹帯の可能性のある大型鉸具徳永泉はD類だが、両者が近似する馬装であると仮定して復元を試みれば、一点からなる（行橋市教育委員会二〇〇二）。伝沖ノ島の花形馬具はA類、尻繫は、八脚雲珠のうち、両側と後方の三脚に三点の杏葉をT字形に配し、脚間の二脚から尻尾にかける帯をループ状に派生させたと推定できる。

なお千葉県駒ノ塚古墳の鏡板付轡・杏葉は、形状は心葉形だが、内区には連珠文を配し、花形馬具の亜種（キメラ）と考えられるため、国産と考えられるが、半球形歩揺付雲珠とセットである点の特異である（大久保奈奈一九九六）。これらの歩揺付半球形雲珠はやや大型で、沖ノ島八号遺跡出土の八点や群馬県綿貫観音山歩揺付雲珠のうち大型品四点と対比される。歩揺付雲珠の多くは一般的に舶載品と考えられているが、群馬県高崎市綿貫観音山古墳出土馬具の歩揺付雲珠のうちには、国産の櫛（サカキ）材を使用するものがあることが知られており（群馬県教育委員会・群馬県埋蔵文化財調査事業団一九九九）、国産の歩揺付雲珠の存在はほぼ確実にされる（諫早直人二〇二〇）。駄ノ塚古墳例を念頭に置けば、沖ノ島Cセットの花形馬具類が八号遺跡の歩揺付雲珠とセットをなす可能性も排除できないが、出土状態や通例からみてその可能性は低いと考える。



図七 沖ノ島7号遺跡 Dセット（菊鋳打心葉形十字文鏡板付轡+菊鋳打棘葉形杏葉）

二 船載馬具の検討

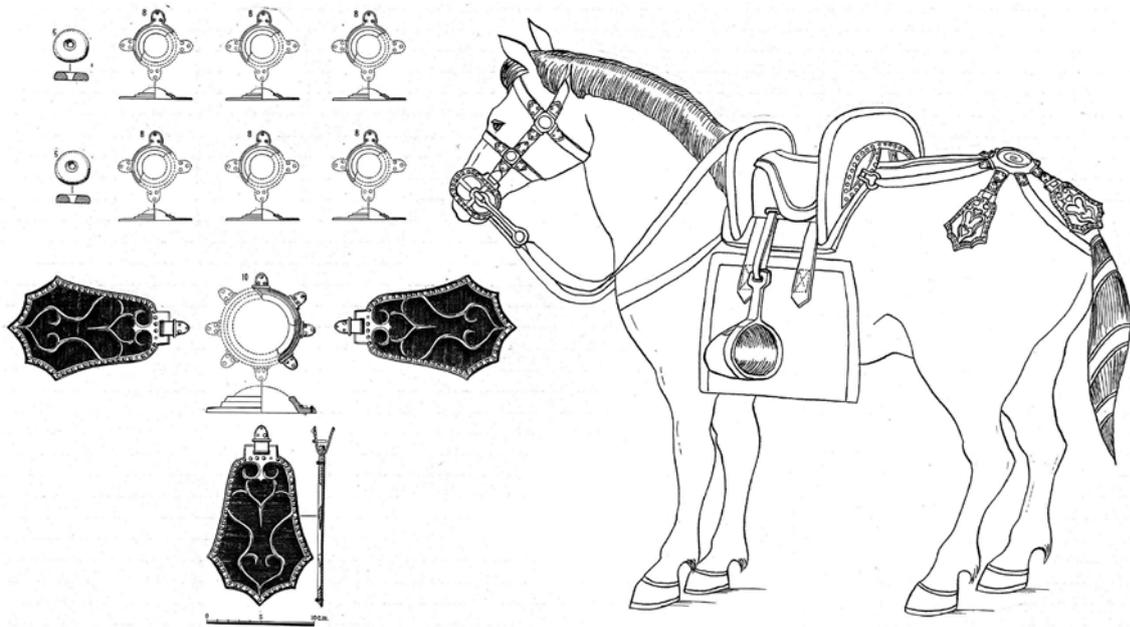
D セット…(逸…心葉形十字文鏡板付轡)・棘葉形杏葉A・菊鉞打辻金具

棘葉形杏葉Aは小一・大三の四点からなり、肩が張るが立間幅は極端に狭く、細長い吊金具には責金具を介して三点の菊鉞を打つ。裾が大きく広がり下縁が鋭く尖る五棘形の内部は雄渾な渦巻状のハート形唐草文で充填し、縁部に菊鉞一二点を打つ見事な出来栄である。金銅板をキャップ状に高く打ち出し、細い脚部に菊鉞を打つ小型辻金具とセットをなす。諫早直人氏によれば、扁平な菊形鉞の馬具は大伽耶製品の可能性が高いという。

以上を踏まえれば、Dセットは、細い吊鉤金具に菊形鉞を一行に打つ、細い立間で、心葉形輪郭の鏡板に、金銅製打出キャップ状銜留を心葉形十字形縁金を置いて、疎らな間隔で鉞留した鏡板付轡を伴っていた可能性が高く、その形状は、韓国湖巖美術館金東鉉コレクションの伝高霊池山洞出土の心葉形十字文透鏡板付轡+心葉形重圈三葉文杏葉セットの鏡板轡(湖巖美術館一九九七)に最も近く、また天理大学蔵の宮崎県高鍋町持田五六号墳出土の心葉形重圈十字文透鏡板付轡+心葉形重圈三葉文杏葉の吊鉤金具(宮代栄一九九五)を細く華奢にしたようなものであったと考えられ、その製作地は韓国慶尚北道高霊池山洞周辺、大伽耶国に求められる。またその馬装をみると、高霊池山洞は辻金具や雲珠に金銅板打出を多用するが、持田五六号は環状鉢部にイモガイを嵌入する構造であり、沖ノ島Dは、打出鉢に細い脚がつく小型辻金具が六点ほど出土しており、高霊池山洞に近い構造をとっていた可能性が高い。

E セット…(逸…心葉形十字文鏡板付轡) + 棘葉形杏葉B + イモガイ嵌入辻金具 + イモガイ嵌入環状雲珠

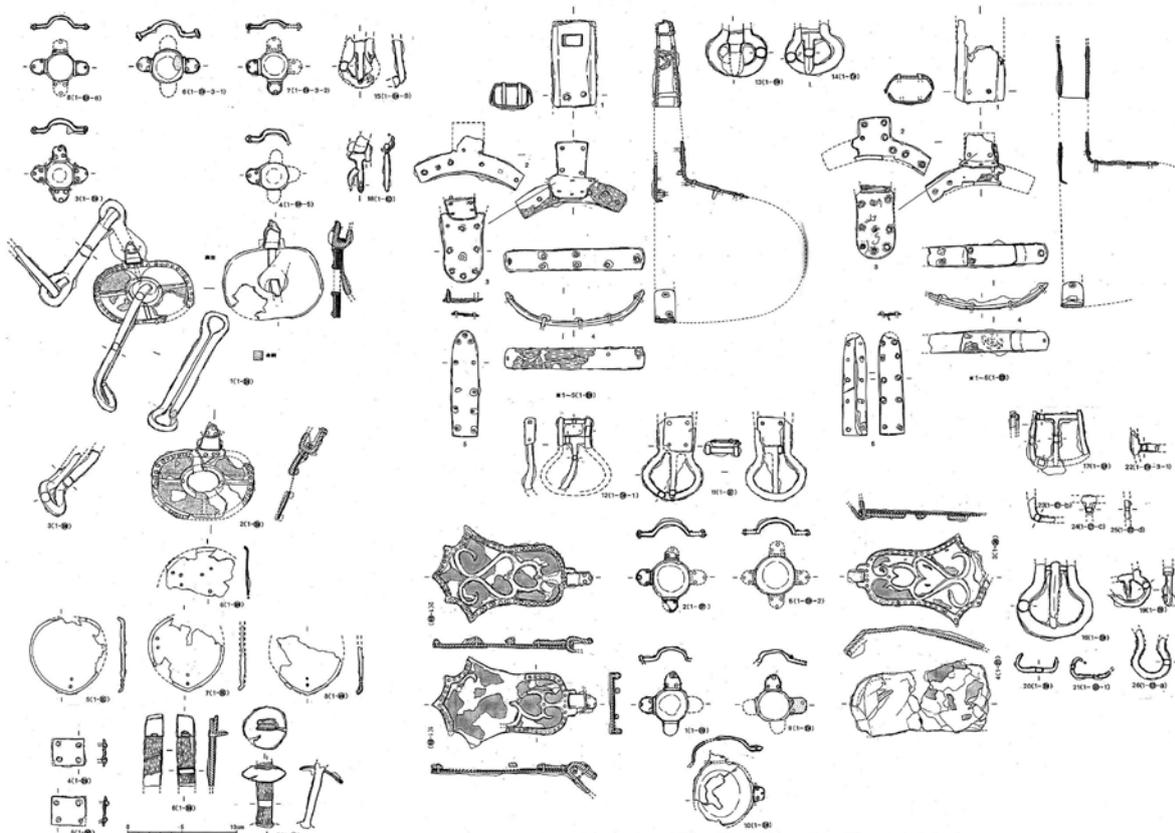
七号遺跡の棘葉形杏葉Bは、完形一点、文様板が剥離した破片一個体の二点が確認できるが総数は不明である。五棘輪郭で内区は上端から垂下する二股蕨手文の下にハート形を組み合わせた文様をあしらう。立間は小さく、細く短い舌状吊鉤金具に小鉞を三点打つ。類似する文様構成の棘葉形杏葉は慶州壺杆塚・昌寧桂城Ⅲ地区一号墳など六世紀前半の新羅古墳で出土しているため、新羅製と考えられるが、それより大型で、吊鉤金具の形状を含め六世紀中葉の慶州皇南里一五一号墳や固城松鶴洞一C号墳に近く、両者の中間に位置づけられる(桃崎祐輔二〇〇一・二〇〇二、二〇一四)。慶州鷄林路一四号墳では、三セットの馬具が出土しており(国立慶州博物館二〇一〇)、仮Aセットは、楕円形十字文鏡板付轡+心葉形透彫杏葉+棘葉形透彫ガラス嵌入杏葉+鉄地銀象嵌龍唐草文鞍+イモガイ嵌入四脚雲珠・辻金具+ガラス嵌入四脚雲珠・辻金具+木心鉄板張輪鏡、仮Bセットは棘葉形+鉢形四脚辻金具+鉢形六脚雲珠+鉄地銀象嵌龍文鞍+鉄製輪鏡、仮Cセットは鑢轡+イモガイ嵌入四脚辻金具+龍文覆輪付鬼面文鞍鞍+鉄製輪鏡からなると判断する。沖ノ島七号遺跡でも、イモガイが脱落したと考えられる環状四脚辻金具・六脚雲珠で、舌状脚に小鉞を三点打つものが複数出土しており、棘葉形杏葉Bとセットであったと類推できる。以上より、沖ノ島Eセットは、意匠は異なるものの、鷄林路一四号墳Aセットと部品の細部に共通点が多く、これに類する、二条線引手楕円形十字文鏡板付轡+棘葉杏葉+イモガイ嵌入四脚辻金具・六



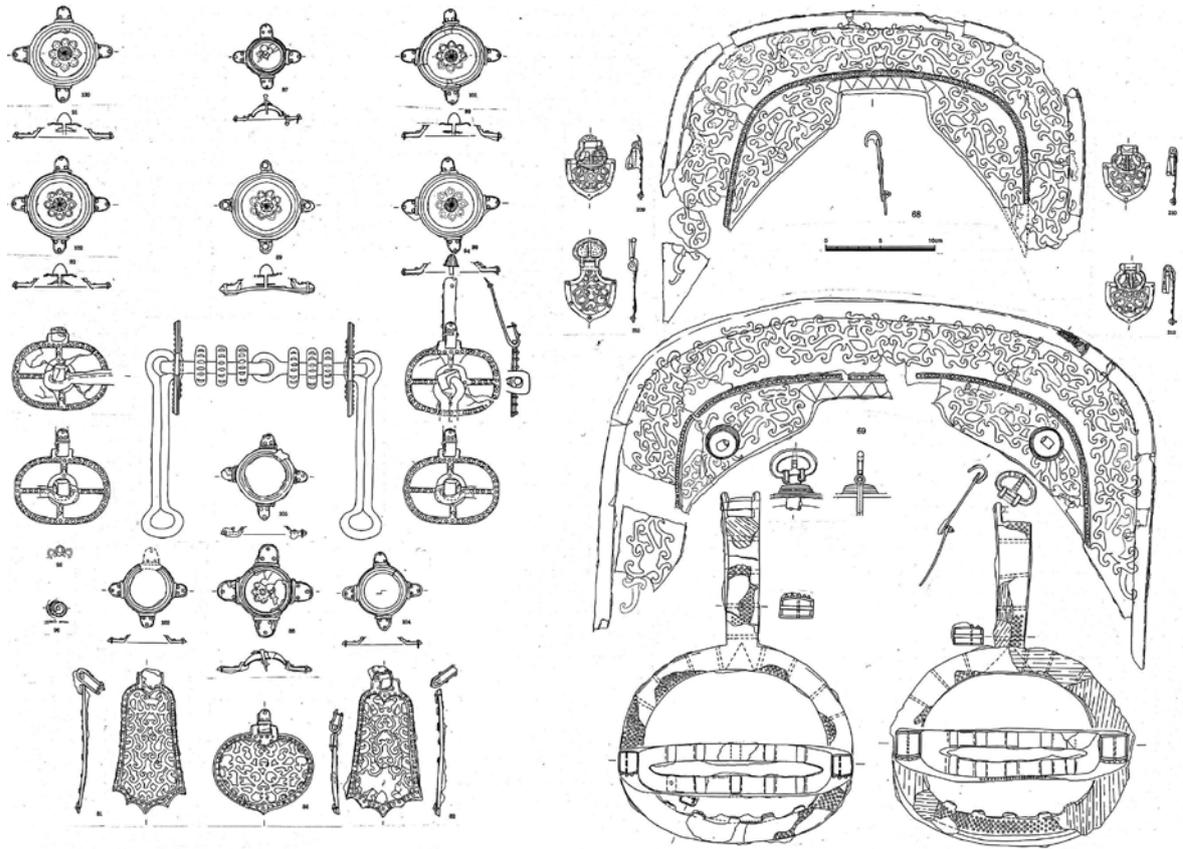
1 沖ノ島7号遺跡Eセット (棘葉形杏葉+イモガイ嵌入雲珠・辻金具)

2 沖ノ島7号遺跡Eセット馬装 (韓国慶州鷄林路14号墳Aセットを参考に復元)

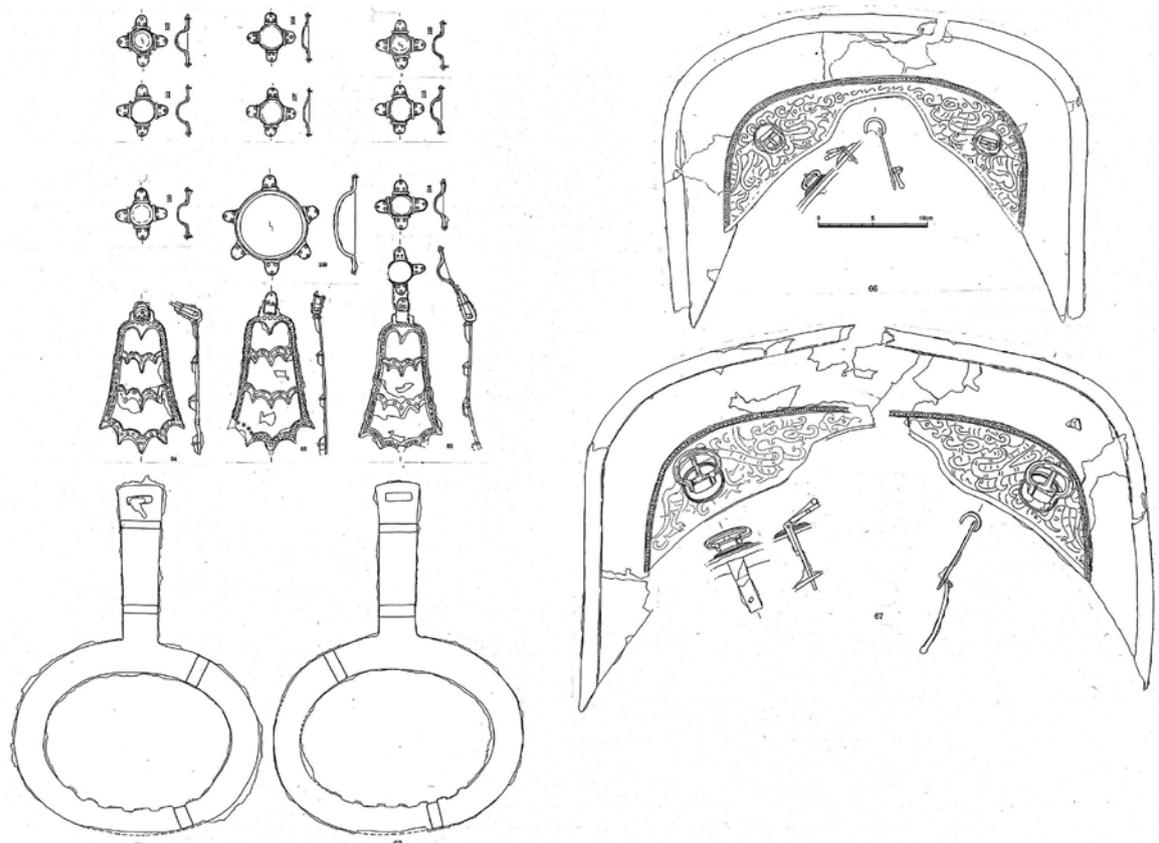
図八 沖ノ島7号遺跡 Eセット (楕円形十字文鏡板付轡+棘葉形杏葉+イモガイ嵌入雲珠・辻金具)



図九 韓国桂城區区1号墳セット (楕円形十字文鏡板付轡+棘葉形杏葉+鉢形雲珠・辻金具)



図十 韓国慶州鷄林路 14 号墳Aセット (楕円形十字文鏡板付響+棘葉形杏葉+ガラス・イモガイ嵌入雲珠・辻金具)



図十一 韓国慶州鷄林路 14 号墳Bセット (楕円形十字文鏡板付響?+棘葉形杏葉+鉢形雲珠・辻金具)

脚雲珠のセットが想定され、新羅慶州での製作が推定される。固城松鶴洞一C号墳（張允禎二〇〇五）も同様な構成だが、新羅製か伽耶製か判断に迷う。これに対し、鷄林路一四号墳Bセットのような鉢形辻金具や雲珠と組み合う例は昌寧桂城Ⅲ地区一四号墳（慶南考古学研究所・昌寧郡二〇〇二）に見られる。なお桃崎が先論（桃崎祐輔二〇一八b）でB5セットとしてカウントしていた文様板が剥落した棘葉形杏葉一点については、その後、七号遺跡の棘葉形杏葉Bと同一型式・法量と判断されたので、今回E（旧B2）セットに含めて解消する。

Fセット…（逸…金銅装楕円形十字文透彫鏡板付轡）十方円結合金具二十羽人唐草文杏葉五（実際は六点か八点）十円形座金具付鞍鞍二十菊形座十本吊手歩揺付雲珠四（実際は五〜六）十半球座六本吊手歩揺付雲珠一（実際は一二）十半球座五本吊手歩揺付雲珠二〇（実際は二二〜二四点）

七号遺跡西部の鉄製鞍に接して五点の羽人唐草文杏葉が出土した。ただこの地点には国産・舶載馬具が折り重なっており、羽人杏葉と鉄装鞍がセットか否かは判断が難しい。

羽人唐草文杏葉は地板・透彫板・縁金共に金銅製で、この三枚の金属板を一六個の笠鉾で留める。透彫板は人面に双翼・三尾翼を持った羽人と唐草文を組み合わせたもので、同一のデザインの表裏を利用して三枚は鳥人を右向き、二枚は左向きにしている。胸を張った鳥身に、双翼をつける肩が双方に張り出し、尾翼は二翼は後方、一翼は下向きに前方になびく。それ以外の鳥身を唐草文化し、他の空隙も唐草で埋めた結果、奇抜な隠文様

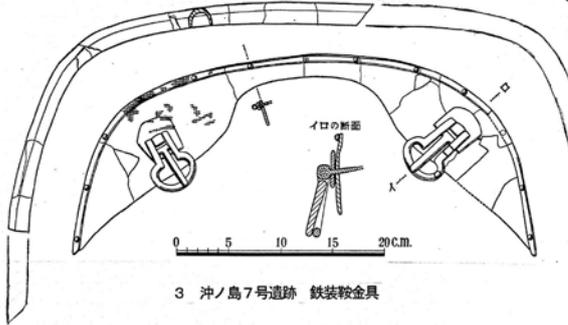
となっている。唐草を縁取るように二重の列点を打っているが、顔面と双翼・尾翼には蹴彫を施す。なお中国甘粛省の嘉峪関壁画墓では、羽人の顔面に赤い線で隈取りがされており、これを蹴り彫りで表現したのかもしれない（桃崎祐輔二〇一七）。吊鉤金具の半円部が幅広で、立開孔部で狭まる杏葉は、高句麗に多く、新羅にも受容されている。宮崎県百塚原古墳群出土の心葉形唐草文透彫杏葉も同様な構造で、楕円形双龍紋鏡板付轡とセットをなし、新羅製と考えていたが、近年は大伽耶製との見解もある。七号遺跡で多数出土した歩揺付雲珠のうちには、菊形座金具のものが四点含まれるが、類例の多くは五〜六世紀の慶州新羅古墳から出土する。日本列島では六世紀後半の綿貫観音山古墳で、新羅製と思われる馬具セットに伴って歩揺付雲珠が数十点出土し、大部分は半球形座金具だが、菊形座金具も少数含む。宮代栄一氏の復元案によれば、楕円形十字文鏡板付轡とセットをなす尻繫は五列構成で、中央の三列に八点、左右両脇列に七点、二四十一四〓四八点を復元したが、心葉形C字文透彫杏葉は、花形飾の頭絡に組み合う別セットとみている（宮代栄二二〇一六）。これに対し諫早直人氏は、楕円形十字文鏡板付轡＋心葉形C字文透彫杏葉＋歩揺付雲珠＋鉄製壺鐙のセットを復元しており（諫早直人二〇二〇）、筆者もこれに従う。筆者の試案では、綿貫観音山古墳の玄室西側壁で一括出土した歩揺付雲珠がすべてBセットに伴い、尻繫を構成していた場合、それは図十三に示した一一列構成で、左右三列ずつ合計六列は八本吊手雲珠七点配置、中央五列は三本・六本吊手等の六点配置で、残った最後尾に六脚步揺付大型雲珠を伴うと考え、そこに二点、両側中央付近に各一点、合計三点の心葉形



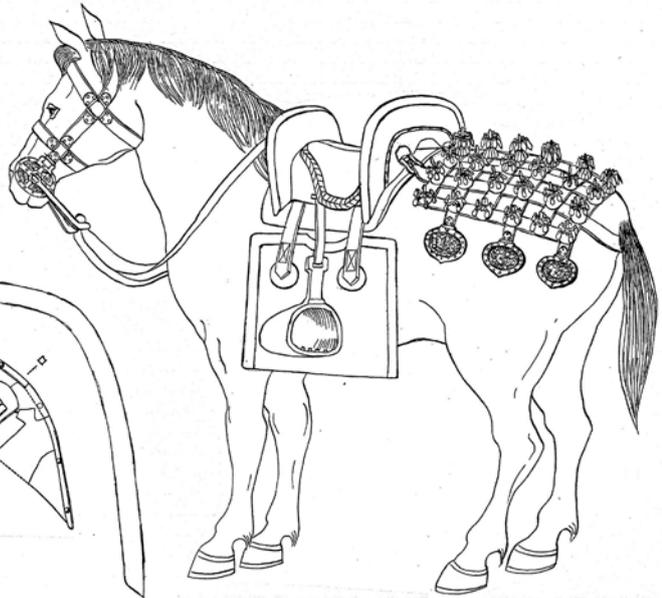
1 天理参考館（守屋美好旧蔵）楕円形十字文龍文透鏡板付轡



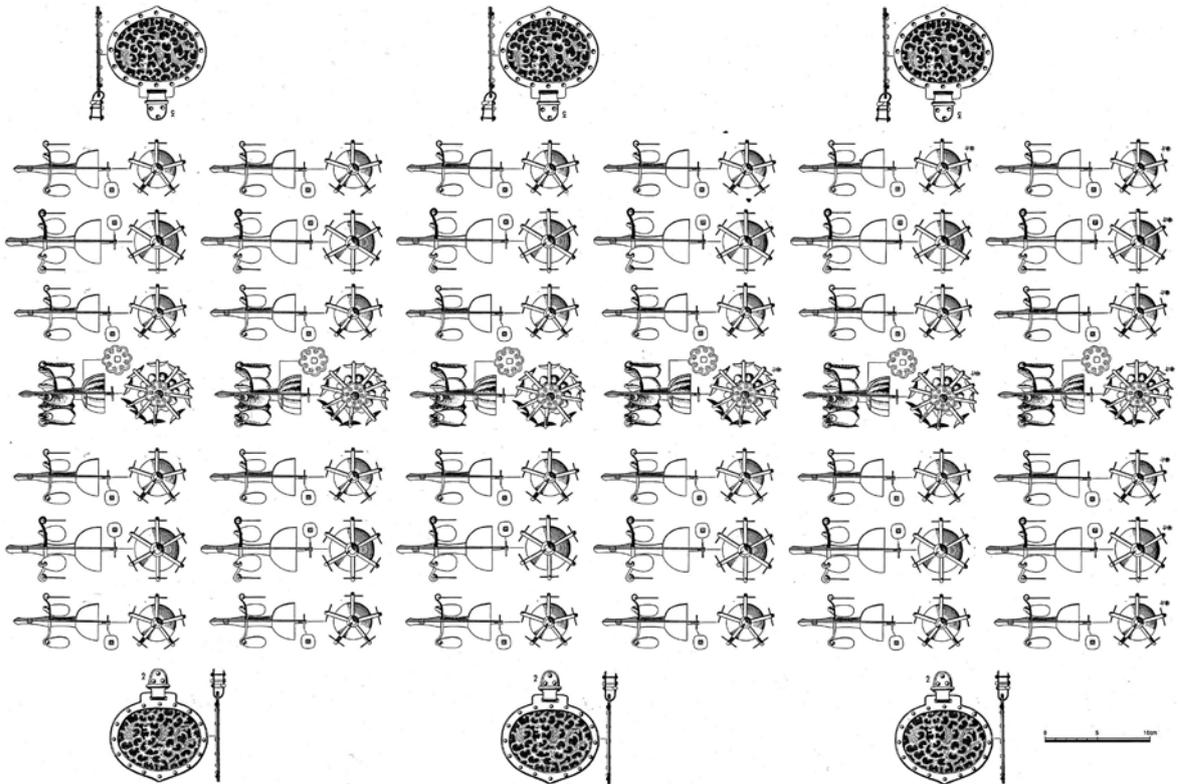
2 沖ノ島7号遺跡 方円結合金具



3 沖ノ島7号遺跡 鉄装鞍金具

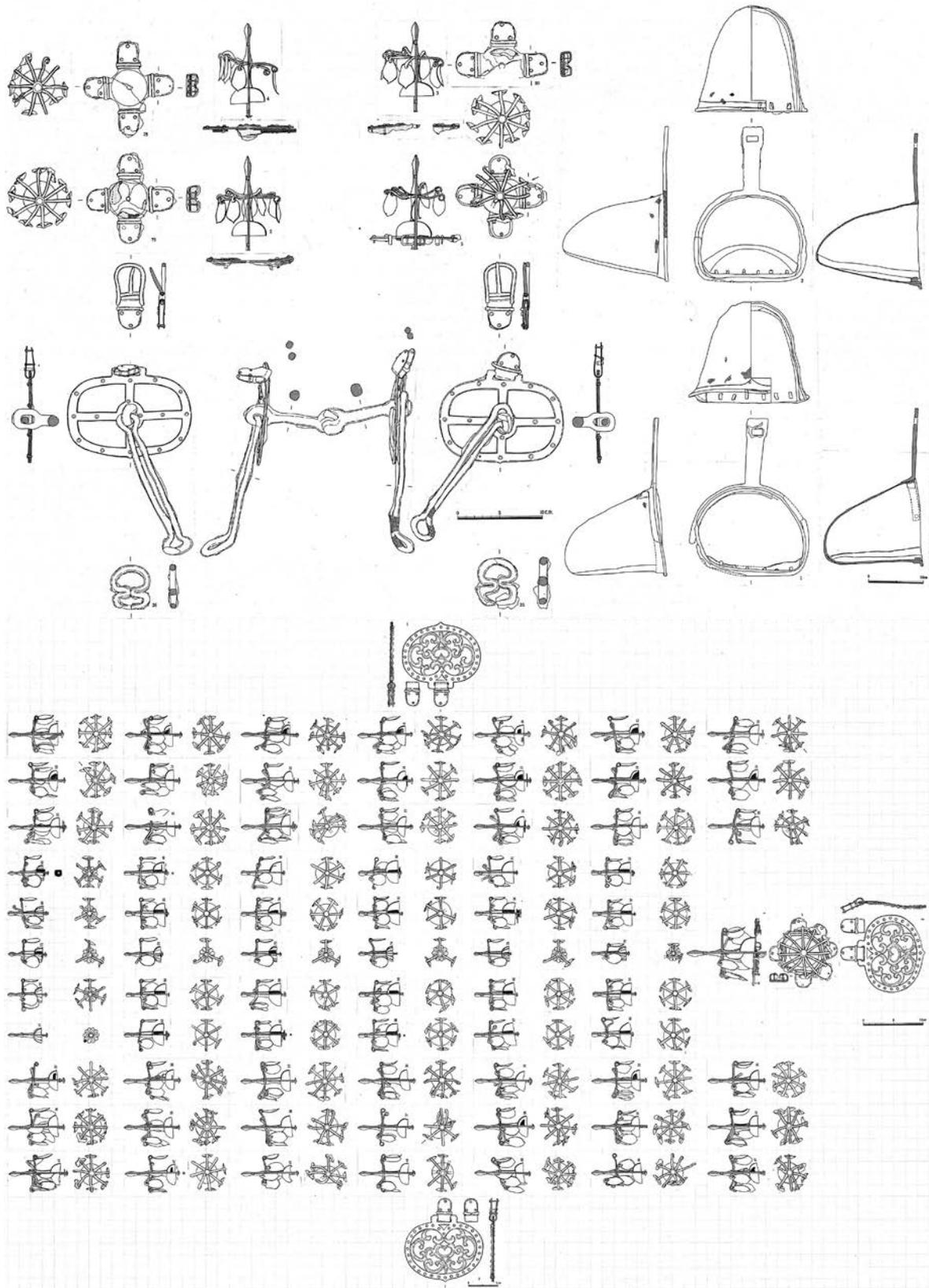


4 沖ノ島7号遺跡Fセット馬装（群馬県総貫観音山古墳Bセットを参考に復元）



5 沖ノ島7号遺跡Fセット尻繫（花形座歩揺付雲珠+半球座歩揺付雲珠+心葉形羽人文透彫杏葉+歩揺付雲珠）

図十二 沖ノ島7号遺跡 Fセット（楕円形十字文龍文透彫鏡板付轡?+心葉形羽人文透彫杏葉+歩揺付雲珠）



図十三 群馬県高崎市綿貫観音山古墳 Bセット (楕円形十字文鏡板付轡+心葉形C字文透彫杏葉+步揺付雲珠)

杏葉を吊るし、残った四点の十本吊手四脚辻金具は頭絡を構成していたと考える。

よって綿貫観音山Bセットの尻繫は七点×六列Ⅱ四二点、六点×五列Ⅱ三〇点、後方一点、合計七三点もの歩揺付雲珠から構成されると考える。以上、羽人唐草文杏葉と菊形座金具と歩揺付雲珠に加え、円形座金具を伴う金銅製鞍鞍金具一对、方円結合金具二点も同一セットと考える。調査で出土した歩揺付雲珠一類は七号遺跡で三五点、八号遺跡で八点、四号遺跡で二点、六号遺跡で一点、合計四五点が出土しているが、このうち七号遺跡の三五点は、本来はすべてB1セットを構成していたと考える。その内訳は、花形半球座十本吊手が四点（+四号遺跡の一点）半球座六本吊手が一点、半球座五本吊手が二〇点（+六号遺跡の一点）となり、これを六〜七点単位の五列構成と考える。

このうち花形半球座十本吊手が五点+a点で、尻繫の中央列を構成するとみて、半球座六本吊手が一点+βでその2倍数、半球座五本吊手が二+γで四倍数とみれば、中央五+一+六、六本吊手六×二+二+五本吊手六×四+二四となり、六+一二+二四+四二点となり、そのうち七点 が失われたものが七号遺跡の歩揺付雲珠群と判断される。なおこれに伴う鏡板轡は逸失しているが、注目される対比資料がある。

天理参考館には梅原末治氏の調査で守屋美好氏の蔵品中より発見された出土地不詳馬具類がある。

このうち天理参考館登録番号三九・五〇の龍文透彫鏡板付轡は鉄地金銅張で、全体は横長の楕円形を呈し、上端に長方形の短い立間を作り出す。

鏡板本体の幅一・七cm、立間を含めた高さ九・四cm、立間の幅三・八cm、高さ一・〇cm。厚さ〇・五mmの鉄板に同形の薄い金銅板を重ねて台板とする。

その上に龍文を透彫りした厚さ約1mmの金銅製の文様板を置き、最後に銜受け部の楕円形縁と十字文を共造にした厚さ一・五mmの金銅製の縁金で押さえ銜留めする。銅製の笠銜は銜頭を鍍金する。銜は外周に一六個所、銜受け部の上下左右に4個所、それに外周と銜受け具をつなぐ左右の縁金にそれぞれ一個所の合計二二個所に打たれ、九個所が脱落している。中央に楕円形の銜通孔が穿たれ、長径一・九cm、短径一・四cmあり、銜留金具は失われている。立間孔に装着された鉤金具は、厚さ1mmほどの細長い金銅板で、一端を立間孔に通して裏側に折り曲げ、三銜と一条の責金具で面繫に固定される。先端は半月形を呈し、責金具でかき止める部分は両側面が僅かにくぼむ。鉤金具が立間孔をくぐる部分は両側面が切れ込み関をもつ。文様板に透彫りされた龍文はかなりデフォルメされ唐草文化している。一对の龍を向かい合わせ配置した左右対称の構図で、頭部には水滴形の眼を打ち抜き、開いた口中に三角形の突起で歯を表現する。頭部にはS字状に延びる角と、耳を表現したと見られる小さな突出部が作り出されている。胴体から延びる四肢はほとんど原形をとどめず、爪等の細部表現も完全に省略されている。文様に沿って細かい列点文を刻んで縁取りする。文様表現は稚拙であるが、複雑な構造の優品である（高野政昭一九九〇）。

守屋美好氏旧蔵の天理参考館蔵品は、①地板鉄板+サンドイッチ金銅板+蕨手状唐草文透文様板（糸鋸による銅板切り抜き鍍金）+十字文縁金銜留からなるが、銜通孔は縦長の楕円形である。注目されるのは、立間・吊

鉤金具・鋌の特徴が、沖ノ島七号遺跡の羽人文透彫杏葉を想起させる点である。よって沖ノ島七号遺跡の杏葉類は、天理参考館蔵品のような鏡板付轡とセットであったと考えられるだけでなく、守屋美好氏旧蔵品に、沖ノ島七号遺跡から持ち出された遺物を含む可能性も検討する必要がある。

十字文縁金に縦長楕円形の衝通孔を持つ構成は、新羅慶州皇吾里一六号墳一榔出土の鏡板轡と、これとセットの心葉形十字文杏葉に見られる構成で、六世紀代の新羅慶州の製品と考える。群馬県綿貫観音山古墳の鏡板付轡は法量が巨大だが、一枚被せの十字文楕円形鏡板轡に鉄製二条線引手を伴う点が共通し、新羅系と判断される。これに伴う大型の心葉形C字文透彫は、扁平な銅板を垂直に切り抜き猪目形などの単純な透彫を施したもので、透彫板の輪郭に沿って列点文の加飾を施す点が共通する。ただ諫早直人氏が指摘（諫早直人二〇二一）するように、これらと組み合う歩揺付雲珠の半球形部の内部に残る木質は、樹種鑑定でサカキと判定されている（群馬県教育委員会・財群馬県埋蔵文化財調査事業団一九九九）。サカキは日本固有種とみられるから、綿貫観音山Bセットは新羅系だが新羅製ではなく倭製品の可能性が残る。なお共伴した銅水瓶は、北斉庫狄廻洛墓（五六二）や北斉崔浩墓（五六五）の明器水瓶に類似し、六世紀第3四半期前後の北斉製品と考えられるため、五六四・五六五・五七二年に北斉に遣使した新羅が、五六六年の皇龍寺竣工にあわせて北朝製仏具を入手し、自国産の馬具と組み合わせ、倭国に贈った「舶載品ラッシュ」時の遺物で、所謂「新羅の調」に該当する可能性が考えられる。TK四三型式の須恵器を伴う点から、副葬は六世紀第4四半世紀となろう。

Gセット…(逸…心葉形十字忍冬文透彫鏡板付轡) + (逸…心葉形十字忍冬文透彫鏡板付轡) + 心葉形鉸具障泥金具 + 環状雲珠 (イモガイ嵌入か) + 透彫帯先金具 + 歩揺付雲珠

七号遺跡中央南寄りでは金銅装透彫帯先金具・歩揺付雲珠が集中して出土した。透彫帯先金具の細工は非常に精巧で、コンマ形・屈曲した杼形・猪目形を組み合わせた透彫りの下に玉虫羽・雲母板を挟み、鋌留する。杼形透から雲母、猪目形透から玉虫が覗く、凝った意匠である。一端に帆立貝形の鉸具がつくもの二点と、小型の爪先形裝飾吊鉤金具を伴う八点の二種からなる。これらには漢字で通番の刻印が刻まれている。

類例は極めて稀で、奈良県斑鳩町藤ノ木古墳Aセット馬具の構成部品に屈曲した杼形を連続透彫する例がある。

このような帯先金具は、端部に付いている爪先形吊鉤金具と本体を蝶番で連結する手法の共通からみて、朝鮮半島南部で出土する「樓岩里型帯金具」の形状を応用して製作されていると判断される。

畏友李漢祥氏の研究によって、新羅・百済の帯金具は、六世紀のものが樓岩里型（李漢祥一九九六）、七世紀のものが皇龍寺型（李漢祥一九九九）に分類・編年されており、その成果を踏まえ、対比を試みたい。

加賀狐山古墳は韓国昌寧桂城Ⅲ地区一号墳のような樓岩里型帯金具古段階に相当する一方、沖ノ島7号や藤ノ木古墳Aセットの透彫帯先金具の形状は、樓岩里型帯金具でも新段階の銚板・蛇尾と一致する。

樓岩里第一・二段階は刺金付鉸具を伴うのに対し、3段階以降には鉸具が無刺金化し、さらに四段階には逆心葉形銚板が消滅し方形銚板に変化する

る。藤ノ木古墳や沖ノ島の馬具に組み合う帯先金具については、取り付けられた鉸具、鞍の鞍鉸具がいずれも刺金を伴っており、また鞍金具が逆心葉形鉸具と形状が一致する点から樓岩里一・二段階に併行し、六世紀後半～末の新羅帯金具と併行関係に置くことができる。

東京国立博物館小倉コレクション五五番は出土地不祥の樓岩里型帯金具で、Ⅲ類四段階に相当する。歪んだ無刺金鉸具付の銜帯とセットをなす短い蛇尾からなる。鉸具の形状は、百濟・陵山里三六号墳の出土品に類似する。銜帯には薄肉彫崩し技法で、三山文・忍冬唐草文透を表現する。また蛇尾にも忍冬唐草文透があるほか、長方形の一端を半円形輪郭とし、これを鱗状に重ねた意匠を表現する。透彫の忍冬唐草意匠は、静岡県賤機山古墳棘葉形杏葉の内区文様と全く同一であり、長方形鱗状輪郭も賤機山鏡板・杏葉の吊鉤金具と類似し、五五番帯金具と賤機山Aセット馬具は同一工房で、同時期に製作されたと考えられ、それは新羅慶州であったと推定する(桃崎祐輔二〇一八a)。

しかし公州陵山里三六号墳との輪郭の類似は、百濟製の可能性も示す。五五番帯金具の銜帯先端部に表現された三山状輪郭の透彫は、宮地嶽古墳の鏡板吊鉤金具先端に表現された三山形に通じている。また蛇尾の長方形鱗状表現は、壱岐笹塚の鏡板・杏葉の立聞吊鉤金具・辻金具・雲珠脚に表現された、肋のある帆立貝状の成形や、亀形金具脚部の四指表現にも通じている。

李漢祥編年で樓岩里型Ⅲ類四段階の伝慶州出土の帯金具類は、無刺金鉸具付の銜帯とセットをなす蛇尾に唐草文を透彫した裝飾板を挟み込んでい

る。方形板の互違い鉤手文は、高茶屋大塚や堀之内D・一三号の雲珠の透彫金具に通じ、さらに類似する意匠は、慶州皇龍寺や昌寧末屹里遺跡窖藏出土の裝飾金具類にも見られる。

樓岩里型帯金具は法興王代(五一四～五四〇)の律令頒布(五三〇年頃?)に出現し眞徳王代の唐式衣制への転換(六四九)によって皇龍寺型に移行すると思われる。すると四段階は六四五年を下限とする七世紀前半に位置付けられ、小倉コレクション五五番が六世紀末～七世紀初頭、伝慶州出土品が七世紀前半となり、これらと対比される馬具類も帯金具と同時期となる。

壱岐笹塚古墳では、鉸具にコハゼ形の金具がつき、忍冬文を浮彫し、五銕を打つ銜帯と、長方形に忍冬文を浮彫する蛇尾?が出土している。皇龍寺型帯金具の最古段階にあたり、慶州皇龍寺、金海礼安里四九号墳例と対比される。なお、崔正凡氏の「所謂皇龍寺型裝飾具の再検討」では、皇龍寺型帯金具の成立に、北朝・隋唐帯金具の影響を豊富な事例をあげて論証した(崔正凡二〇一八)。崔正凡氏の論を踏まえれば、樓岩里型帯金具についても、本来の範型は中国北朝にあり、その模倣形が北齊・北周に遣使朝貢していた新羅・百濟で製作されたと考えざるべきであろう。特に廃仏で知られる北周武帝孝陵ではパルメット文の金銅製帯金具が出土しており、樓岩里型の祖型と考えられる。

藤ノ木古墳に匹敵する金銅装透彫帯先金具を複数持つ沖ノ島セットは、当然類似する馬装であったと推定できる。そこでどうかぶのが、藤ノ木の鉸具付心葉形障泥金具と酷似する、沖ノ島七号遺跡の鉸具付心葉形障泥金具

である。この障泥金具も、当然セットであった可能性が高い。

これらの部品と組み合う鏡板付轡・杏葉は、同種馬具では頂点に位置する精品であったはずで、そのような可能性が考えられる既知の出土地不詳資料に、伊勢神宮徴古館の蔵品群がある。

神職で古玩癖のあった江藤正澄は明治二一年に沖ノ島の遺物の一部を持ち出している。江藤の膨大なコレクションの一部優品は、明治二九年に伊勢神宮徴古館に寄付された。よって伊勢神宮徴古館蔵の出土地不詳品の中には、沖ノ島から持ち出されたものを含む可能性がある。なかでも心葉形十字文忍冬文透鏡板の残欠は、後藤守一氏の紹介以降、現在も徴古館にあるのか否か定かではないが、藤ノ木タイプの鏡板である。

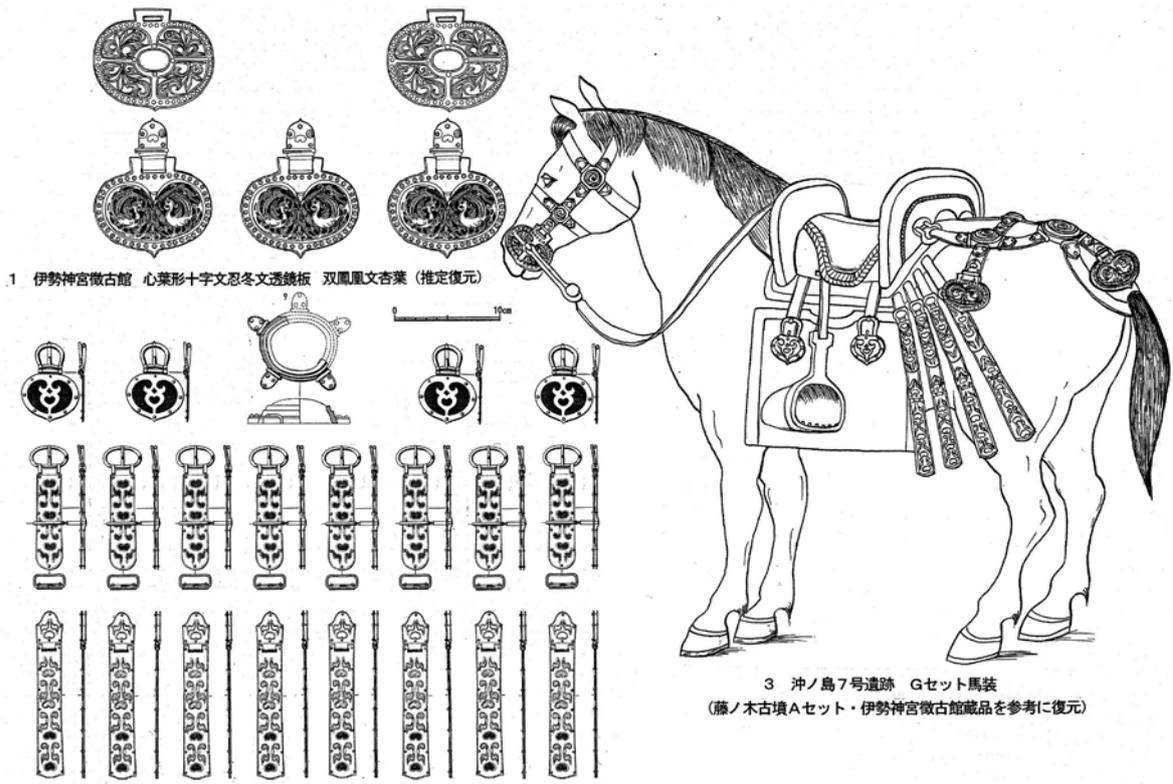
また心葉形双鳳凰文杏葉の文様板残欠は、藤ノ木古墳出土棘葉形杏葉に表現された双鳳凰文と同一意匠だが、より精巧な出来とされ、これらのセットがもし沖ノ島出土品であったならば、帯先金具と組み合う可能性が十分にある。また帯先金具の猪目透からみて、これに組み合う鏡板や杏葉には、藤ノ木古墳の心葉形十字文忍冬文透鏡板・棘葉形双鳳凰文杏葉や、岐阜県ふな塚古墳の龍文杏葉のように猪目透のある吊鉤金具が伴っていた可能性が高いと考えるが、この想定を裏付けるものか、七号遺跡の心葉形杏葉のように心葉形透のある爪形金具が存在する。そこで伊勢神宮徴古館蔵品文様板に縁金と猪目透吊金具を補ったような杏葉を想定して組み合わせた。

なお伊勢神宮御神宝である鶴斑毛御彫馬（つるぶちげのおんえりま）は、檜材で馬体を彫刻し、そこに生糸のタテガミや尾を埋め込み、今は絶滅し

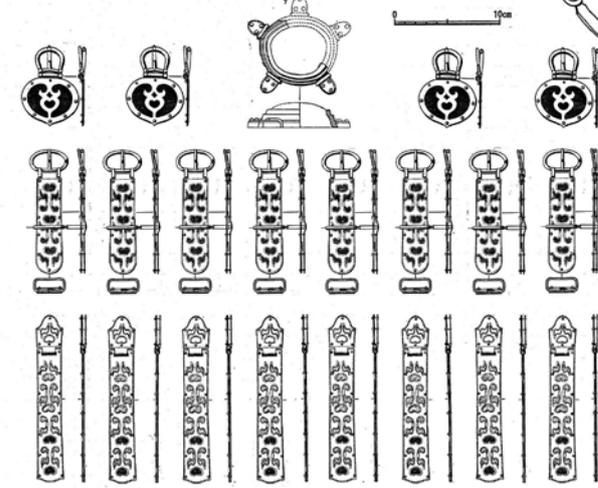
た鶴斑色といわれる毛並を彩色表現した精巧な飾馬の模型で、これに装着された唐鞍装には、鞍の後輪の部分に左右五本ずつ、合計一〇本の「八子（はね）」と呼ばれる短冊状の飾帯が懸垂され、それぞれ先端には金銅鈴が吊るされている。透彫帯先金具は、この「八子」に相当する者であったと考える。またこの馬の模型には、顎下に垂飾付の玉状の飾りが垂らされているが、これは中国で頸総と呼ばれるもので、伝沖ノ島出土の龍文透彫香炉状品は頸総であった可能性が市元墨氏によって指摘されている（市元墨二〇一六）。

歩揺付雲珠は七点分以上がまとまって出土し、半球形座金具上に五〜八枝を派生させ花弁状の歩揺を垂らす。群馬県綿貫観音山古墳や高句麗丸都山城で類品が出土している。

以上、Gセットは、心葉形十字文忍冬文透鏡板＋金銅透彫杏葉＋金属装鞍＋金銅装帯先金具＋金銅装歩揺付雲珠などからなる藤ノ木古墳Aセットに匹敵する豪華な新羅製馬具セットであったと推定される。この種の馬具は北部九州の分布頻度が異常に高く、福岡県の八セット以上を筆頭に北部九州に偏在する。『日本書紀』には「新羅の調」の用語が見え、六〜七世紀の新羅から倭国への贈答品とみられ、六世紀後半に集中する舶載金銅装馬具類をその具体的遺物とみる見解もある。しかし北部九州の偏在例は、倭王権からの二次的な分配とは考えにくい。外交使節の迎接にあたる北部九州の沿岸首長には、王権宛とは別に、豪華な馬具などを贈られる役得があったと考えられる。



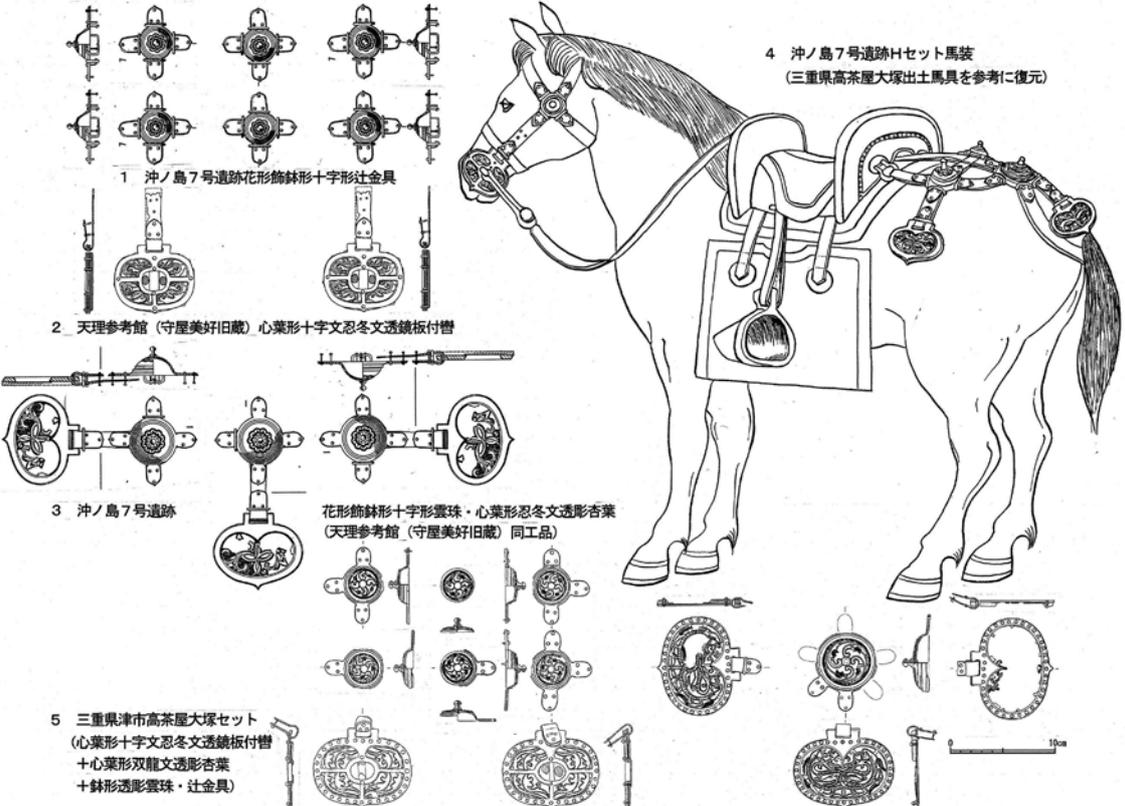
1 伊勢神宮徴古館 心葉形十字文忍冬文透鏡板 双鳳凰文杏葉 (推定復元)



3 沖ノ島7号遺跡 Gセット馬装
(藤ノ木古墳Aセット・伊勢神宮徴古館蔵品を参考に復元)

2 沖ノ島7号遺跡 Gセット (心葉形透彫紋具付障泥吊金具+透彫帯先金具+イモガイ嵌入辻金具+金銅製紋具)

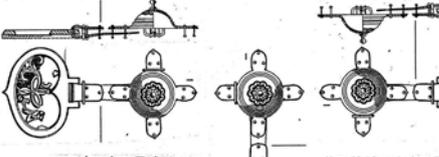
図十四 沖ノ島7号遺跡 Gセット (楕円形十字文忍冬文透彫鏡板付轡?+心葉形龍文透杏葉+透彫帯先金具)



4 沖ノ島7号遺跡Hセット馬装
(三重県高茶屋大塚出土馬具を参考に復元)



1 沖ノ島7号遺跡花形飾鉢形十字形辻金具



2 天理参考館 (守屋美好旧蔵) 心葉形十字文忍冬文透鏡板付轡



3 沖ノ島7号遺跡

花形飾鉢形十字形雲珠・心葉形忍冬文透彫杏葉
(天理参考館 (守屋美好旧蔵) 同工品)

5 三重県津市高茶屋大塚セット
(心葉形十字文忍冬文透鏡板付轡
+心葉形双龍文透彫杏葉
+鉢形透彫雲珠・辻金具)

図十五 沖ノ島7号遺跡 Hセット (楕円形十字文忍冬文透彫鏡板付轡?+心葉形忍冬文透彫杏葉+花形飾雲珠・辻金具)

Hセット…(心葉形十字文忍冬文透鏡板付轡)・十字形雲珠付心葉形忍冬文透杏葉・十字形辻金具

沖ノ島社務所には、十弁花状飾を伴う十字形雲珠に心葉形忍冬文透杏葉を懸垂したものが保管されていた。七号遺跡では八弁花状飾を伴い、脚部が花弁状で三銚を打つ同巧の十字形辻金具が出土し、本来は七号遺跡の供献品と考えられる。縁部に銚打ちがない点が特異だが、埋め殺し銚であろう。

同様な構造のセットは、広島県二塚・宍岐笹塚・兵庫県升田山一五号墳、三重県高茶屋大塚・山梨県古柳塚・韓国昌寧末吃里退蔵遺構出土品(慶南考古学研究所二〇〇五)にみられ、新羅で七世紀前半～中葉に製作された可能性が高い(桃崎祐輔二〇一八)。

なお、天理大学・天理教道友社編一九八八『ひとものこころ』第二期第三卷一三九頁、「二〇七 馬の飾り金具 鉄地金銅装杏葉 幅八・七cm、出土地不詳 七世紀」は、二二七頁の解説によれば、「忍冬唐草文を透かし彫りにしたハート形の金銅板に、厚さ五mmの金銅製の縁金を重ねて、裏面から銚留めする。銚は上下左右の四カ所に打ち、表面からは見えない。現在では文様板も痕跡をとどめる程度で、文様板の裏に台板があったかどうか不明だが、類例からみてもおそらく鉄地金銅張の台板がつくものであろう。縁金の上部には、横長方形の立間を作り出している。立間には先端を花弁形に表した鉤金具が付く。No.二〇二の鉤金具と同様に、革帯の裏に沿う金銅板が長い。

透彫心葉形杏葉は、一般に透彫心葉形鏡板付轡と組み合うものとされている。掲出の杏葉は、No.二〇二の透かし彫り文様や、鉤金具の形態に類似

しており、セットになる可能性が高い。福岡県沖ノ島遺跡からは、同じ作りの杏葉が辻金具に装着された状態で出土している。沖ノ島の例は輸入品である(高野)。」とある。

高野氏が解説された通り、この杏葉は、Hセットの十字形雲珠付杏葉と全く同形で、心葉形内区に残る蕨手状の透彫からみて、沖ノ島杏葉と同工品の可能性が高い。ではセットになる可能性が高いとされるNo.二〇二はどうか。

天理大学・天理教道友社編一九八八『ひとものこころ』第二期第三卷一三六頁、「二〇二 轡金具 鉄地金銅装鏡 現長一一・五cm 出土地不詳 六・七世紀」掲載馬具について、二一六頁の解説によれば、

「鉄地金銅張製。楕円形に近いハート形の鉄板に薄い金銅板を張り、その上に透かし彫りの文様板を置き、十字の枠を共作りにした厚手の金銅製の縁金を銚留めする。銚は金銅製で縁金の上下左右に四本、銜受け部の上下に二本打つ。文様は忍冬唐草文を表し、細い沈線で縁取りした後、その中に列点文を刻むという、極めて装飾性の高いものである。立間には金銅製の鉤金具が付く。鉤金具は先端が花弁形をなし、立間孔を通った他端は裏側へ長く伸びる。鉤金具は、金銅製の銚で革帯に固定される。もとは銚の直下に責金具が取り付けられていた。鏡板の中央には鉄製の銜と引手が銚着しているが、この種の鏡板の例からみて、引手は二条線づくりと呼ばれる、一本の棒状の金属を折り曲げ両端に環をつくるものであろう。

透彫心葉形鏡板が製作された時期は、六世紀末から七世紀の前半とされ、古墳時代の馬具の中では新しい時期に属する。福岡県宮地嶽古墳、奈良県

珠城山三号墳の例など、同類の鏡板には輸入品が多く、本例もそれらに匹敵する優品である（高野）。」（天理大学・天理教道友社一九八八）

本資料について高野氏は「天理参考館登録番号三九一四九の心葉形十字文忍冬文龍文透彫鏡板付轡は鉄地金銅張で、上部に梯形の短い立間を作り出す。鏡板本体の幅七・七cm、立間を含めた高さ六・七cm、立間の幅三・二cm、高さ〇・九cm。銅製の笠鉾は鉾頭を鍍金する。鉾は外周に四個所、銜受け部の上下に二個所の合計六箇所に打たれている。中央にやや横長の円形に近い銜通孔が穿たれる。文様板に透彫りされた忍冬文はかなりデフォルメされ列点を施す」 「なおこの轡の立間には厚い銅板製の吊鉤金具がつき、鏡板を含めた残存長は一・五cmにも達するが、沖ノ島B7セットの十字形辻金具の脚部の鉾間隔と全く一致し重なる可能性がある。」と述べている。

結語

以上、沖ノ島祭祀遺跡には、最低でも国産三セット、舶載五セット、合計八セット前後の豪華な金銅装馬具が供献されていたことが確実視され、更に一〜二セット加算される可能性があるが、実用的な鉄製馬具は見当たらない。これは壱岐島の古墳で豪華な金銅装馬具とともに実用鉄な鉄製馬具が出土しているのとは対照的である。

また沖ノ島祭祀遺跡の馬具類は、完存するセットがない。長年にわたり風雨に晒され、海鳥による二次的移動を受けたのみならず、江戸時代乃至

それ以前から、多くの部品が持ち出されたと推定される。

本検討の結果、伊勢神宮徴古館蔵品のうち、心葉形十字文忍冬透鏡板や心葉形双鳳凰文杏葉文様板は、斑鳩藤ノ木古墳Aセットに準ずる内容で、沖ノ島七号遺跡Gセットの金銅装透彫帯先金具と一具でもおかしくない。徴古館の明治二十二年江藤正澄寄贈品に、沖ノ島出土馬具を含んでいる可能性がある。

また天理参考館蔵守屋美好氏旧蔵品には、沖ノ島七号遺跡Fセットの心葉形羽人文杏葉と製作技法・意匠・鉾間隔が類似する楕円形十字文双龍文透彫鏡板が含まれているほか、沖ノ島七号遺跡Hセットと同一の心葉形忍冬文透杏葉一点、およびHセットと一具でもおかしくない心葉形十字文忍冬透鏡板鏡板轡を含んでいる（註3）。

沖ノ島出土馬具のうち、子持剣菱形杏葉を含むAセットや、三葉文杏葉を含むBセットは、大伽耶系の馬具構造を撰取した国産馬具であり、六世紀中葉前後の遺品で年代上限を示し、国産の花形馬具を含むCセットや新羅製の十字形雲珠付心葉形忍冬文杏葉を含むHセットは同種馬具中の最新型式を示し、七世紀中葉を下限とする。

また龍文透彫香炉状品は、飾馬の首下に吊るす頸総の可能性があり、朝鮮半島でも類例が僅少であることから、金銅龍頭形金具やサングラスなどと共に、中国北朝もしくは隋・初唐前後の中国から舶載された可能性がある。

以上、沖ノ島出土の馬具類は、継体・欽明朝から、舒明・皇極朝の間に供献されたとみられ、糟屋屯倉設置（五二九）、那津官家設置（五三六）、

任那四県割讓(五四〇)、新羅・任那の調(五六〇)六四六、征新羅軍(五九一)六〇三)、遣隋使(六〇〇)六一八)、遣唐使(六三〇)間の対外交渉にかかる渡海に際し、航海安全等を祈願して奉獻されたと推定される。出土状況からみて、飾馬ではなく、馬具一式を木馬等に載せて供獻したと想像する。

本論の沖ノ島馬具の馬装復元は、大きく欠損する部品を憶測で補ったものも多く、粗案の域を出ない。今後、沖ノ島遺物の再調査、並びに散逸資料の追跡によって検証を重ね、補正を重ねる必要がある。諸賢のご叱正を乞う。

(福岡大学教授)

註

註1 守屋美好(もりやみよし)

守屋孝蔵の子息。その所蔵品中より梅原末治氏に見いだされた金銅装馬具類が天理参考館に収蔵された。

註2 守屋孝蔵(もりやこうぞう 一八七六―一九五三)

宮城県出身で京都で活躍した弁護士。守屋氏の収集品のうち、古写経二六八件、宸翰(天皇の書)八件が一九五四年に京都国立博物館に寄贈され、『守屋孝蔵氏蒐集 古経凶録』が一九六四年に出版された。また京都国立博物館蔵の中国の古鏡は、守屋氏二女の赤星薫氏から昭和三〇年に寄贈を受けた漢鏡・隋唐鏡約五〇面、昭和三三年に他の相続者から購入した方格規矩鏡約五〇面の、計一〇〇余面で、守屋氏蔵鏡のほぼ四分の一にあたる。

註3 天理参考館蔵の守屋美好氏旧蔵資料については、天理参考館の藤原郁代氏にメールで多くのご教示を仰ぎ、また鮮明な写真を提供いただいた。記して御礼申し上げます。

引用参考文献

日本文献

- 阿久津久一九六九『中村古墳群発掘調査報告』兵庫県教育委員会・神戸市教育委員会
諫早直人二〇二二「3. 九州出土の馬具と朝鮮半島」『第一五回 九州前方後円墳研究会 北九州大会発表要旨・資料集 沖ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』pp.89-121.
pp.348-359
諫早直人二〇一三「馬具の舶載と模倣」『技術と交流の考古学』岡内三眞編 同成社
pp.348-359
諫早直人二〇一三「統一新羅時代の轡製作」『文化財学の新天地』奈良文化財研究所 吉川弘文館 pp.991-1012
諫早直人二〇二〇「綿貫観音山古墳出土馬具の系譜と製作地」『国宝決定記念 第一〇一回企画展 綿貫観音山古墳のすべて』群馬県立歴史博物館 pp.198-207.
市元墨二〇一六「金銅製香炉状品の再検討」『宗像・沖ノ島と大和朝廷』九州国博物館 pp.116-117
梅原末治・小林行雄編一九三九『筑前国嘉穂郡王塚装飾古墳』(京都帝国大学文学部考古学研究报告第二五册)
大久保奈奈一九九六「歩揺付飾金具の系譜」『東国における古墳の終末(附編)』千葉県成東町駄ノ塚古墳発掘調査報告』国立歴史民俗博物館研究报告第六五集 pp.231-250

岡村秀典二〇〇七「伝沖ノ島出土の透彫り金具について」『日中交流の考古学』茂木雅博編 同成社

岡本健一編一九九七『將軍山古墳《史跡埼玉古墳群整備事業報告書》—史跡等活用特別事業—確認調査編・付編』埼玉県教育委員会

小野山節一九七九「鐘形裝飾付馬具とその分布」『MUSEUM』三三九 東京国立博物館 pp.415

小野山節一九九〇「古墳時代の馬具」『日本馬具大鑑 第一巻古代上』日本中央競馬会・吉川弘文館 pp.1-32

鏡山猛・原田大六・坂本経堯・渡辺正気・嶺正男・仙波喜美雄一九五八『沖ノ島』吉川弘文館

河上邦彦一九八四『市尾墓山古墳』高取町文化財調査報告書第五冊 高取町教育委員会

京都帝國大學一九三九『筑前嘉穂郡王塚裝飾古墳』京都帝國大學文學部考古學研究報告 第十五冊

埼玉県教育委員会一九九七『將軍山古墳 史跡埼玉古墳群整備事業報告書 確認調査編・付編』

重住真貴子二〇〇五「上原孝夫氏所藏沖ノ島出土品について」『宗像大社神宝館館報』No.2 宗像大社文化財管理事務所

柴田常恵一九二七「沖ノ島御金藏」『中央史談』第十三卷第四号

白石太一郎二〇一六「古墳からみた大王と豪族—六世紀の大和と河内を中心に—」『大王と豪族—六世紀の大和と河内—』大阪府立近つ飛鳥博物館 平成二八年度秋季特別展図録 pp.8-18

神啓崇二〇一七「擬似銕を施す馬具」『アーキオ・クレイオ (Archaeo-Clio)』第一四号

神啓崇・西幸子・桃崎祐輔二〇一八「岩戸山古墳石馬の馬装研究」『古文化談叢』第八一集 九州古文化研究会 pp.51-78

第三次沖ノ島學術調査隊一九七九『宗像 沖ノ島』宗像大社復興期成会

高槻市立今城塚古代歴史館二〇一六『継体大王と筑紫君磐井』今城塚古代歴史館開館五周年記念特別展

高野政昭一九九〇「【資料紹介】天理参考館所蔵の透彫心葉形鏡板について」『天理参考館報』第三号 天理大学出版部 pp.48-53

高野政昭一九九一「天理参考館所蔵の竜文透彫り鏡板について」『天理参考館報』第六号 天理大学出版部 pp.155-160

高橋克壽・森下章司一九九五「山津照神社古墳の調査」京大考古研(編)『琵琶湖周辺の六世紀を探る』pp.3-48

田中一廣一九八七「大和・巨勢山古墳群の群構造と性格(一)」『花園史学』八考古学特輯号

田中一廣一九九七「子持扁圓劍菱形の裝飾—大和・河内・筑紫の一馬装—」『古文化論叢 伊達先生古希記念論集』伊達先生古希記念論集刊行会 pp.295-308

千賀久・鹿野吉則ほか一九九〇『斑鳩 藤ノ木古墳 第一次調査報告書』斑鳩町教育委員会

天理大学・天理教道友社編一九八八『ひとものこころ』

榛原町教育委員会一九八六『静岡県榛原町 仁田山ノ崎古墳—出土品保存処理報告』

比佐陽一郎一九九二「埴輪馬の馬具」『考古学と生活文化』同志社大学考古学シリーズ

- ズV 同志社大学考古学シリーズ刊行会 森浩一編 pp.279-289
- 藤田和尊二〇〇三「大形群集墳としての巨勢山古墳群の性格」『古代近畿の物流の考古学』学生社 pp.215-224
- 益田勝実一九七六『秘儀の島 日本の神話的創造力』筑摩書房
- 松浦宇哲二〇〇四「花文付馬具の編年と系譜」『古文化談叢』第五〇集発刊記念論集(下)九州古文化研究会 pp.65-79
- 松浦宇哲二〇〇五「福岡県王塚古墳の出現にみる地域間交流の変容」『待兼山考古学論集—都出比呂志先生退任記念—』大阪大学考古学研究室 pp.657-670
- 松浦宇哲二〇〇五「三葉文楕円形杏葉の編年と分析—金銅装馬具にみる多元的流通ルートの可能性」『井ノ内稲荷塚古墳の研究』大阪大学文学研究科考古学研究報告 第三冊 pp.525-538
- 宮代栄一九九五「宮崎県出土の馬具の研究」『九州考古学』第七〇号 九州考古学 学会 pp.19-43
- 宮代栄二〇〇二「古墳時代における尻繫構造の復原—馬装が示すもの—」『HOMINIDS』Vol.3
- 宮代栄二〇一六「群馬県高崎市観音塚古墳出土馬具の再検討」『埼玉考古』第六一号 埼玉考古学会
- 名神高速道路内遺跡調査会一九九八『梶原古墳群発掘調査報告書』名神高速道路遺跡調査会調査報告書 第四集
- 桃崎祐輔二〇〇一「棘葉形杏葉・鏡板の変遷とその意義」『筑波大学先史学・考古学研究』一一 pp.1-36
- 桃崎祐輔二〇〇二「6 筑内三七号墓出土馬具から復元される馬装について」『福島県内古墳時代金工遺物の研究—筑内古墳群出土馬具・武具・装身具等 真野古墳群A地区二〇号墳等、金銅製双魚佩の研究復元製作』(復元製作プロジェクトチーム)『福島県文化財センター白河館 研究紀要二〇〇一』pp.36-74
- 桃崎祐輔二〇〇三「斑鳩藤ノ木古墳出土馬具の再検討—三セツトの馬装が語る六世紀末の政争と国際関係—」『市民の古代研究会・関東』第三回講演 pp.80-160
- 桃崎祐輔二〇一七「大塚南古墳の花形鏡板付轡の検討」『馬越長火塚古墳群』豊橋市埋蔵文化財調査報告書二〇〇集 豊橋市教育委員会 pp.281-297
- 桃崎祐輔二〇一七「沖ノ島祭祀遺跡からみた三女神伝説と舶載文物」『季刊邪馬台国』二〇一七年七月号 pp.42-55
- 桃崎祐輔二〇一八a「新羅系忍冬唐草文鏡板付轡・透彫杏葉の検討」『日韓交渉の考古学—古墳時代—(最終報告論考編)』pp.808-843
- 桃崎祐輔二〇一八b「沖ノ島の馬具」『世界のなかの沖ノ島』春成秀爾編 季刊考古学別冊二七 pp.55-60
- 桃崎祐輔二〇二〇「筑前宗像郡津屋崎町発見」の双龍文鏡板の検討—慕容鮮卑三燕・朝鮮三国・倭国をつなぐ金工の系譜—『福岡大学考古学論集三—武末純一先生退職記念—』武末純一先生退職記念事業会 pp.455-483
- 森下章司・高橋克壽・吉井秀夫一九九五「鴨稻荷山古墳出土遺物の調査」京大考古研(編)『琵琶湖周辺の六世紀を探る』pp.49-72
- 八木勝行二〇〇七「67 八幡二号墳」『藤枝市史 資料編1 考古』藤枝市史編さん委員会 pp.364-371
- 山口裕平二〇〇四「箕田丸山古墳出土馬具の検討—面繫と尻繫の復元を中心に—」『長崎県・景華園遺跡の調査 福岡県京都郡における二古墳の調査—箕田丸山古

墳及び庄屋塚古墳―佐賀県・東十郎古墳群の研究―補遺編―』福岡大学人文学部
考古学研究室 pp.124-135

山本孝文二〇一四「初源期獅鬚文帯金具にみる製作技術と文様の系統―長野県須
坂市八丁鎧塚二号墳の帯金具から―」『日本考古学』第三八号 日本考古学協会
pp.19-32

行橋市教育委員会二〇〇二『徳永泉古墳・徳永法師ケ坪遺跡 福岡県行橋市大字徳
永所在遺跡の発掘調査報告』行橋市文化財調査報告書 第三〇集

米田敏幸一九九六「後期横穴式石室墳の再検討―河内愛宕塚古墳の石室構造から―」
『古代学研究』一二四 古代学研究会 pp.26-33

韓国文献

慶南考古学研究所・昌寧郡二〇〇一「昌寧 桂城 新羅高塚群」慶南考古学研究所
遺蹟發掘調査報告書

慶南考古学研究所二〇〇五「昌寧末屹里遺蹟」慶南考古学研究所遺蹟發掘調査報告
書

国立慶州博物館二〇一〇『慶州 鷄林路一四號墳』

湖巖美術館一九九七『湖巖美術館 所藏 金東鉉蒐集文化財』三星文化財団

崔正凡二〇一八「所謂皇龍寺型帶裝飾具の再検討」『嶺南考古学』八二 嶺南考古
学会 pp.125-153

張允禎二〇〇五「韓国固城松鶴洞古墳出土馬具に関する検討」『朝鮮古代研究』第
六号 pp.21-34

李漢祥一九九六「六世紀代新羅の帯金具―樓岩里型・帯金具の設定」『韓国考古学報』

三五 韓国考古學會 pp.51-78

李漢祥一九九六「七世紀前半の新羅帯金具に対する認識―皇龍寺型帶金具の設定」
『古代研究』七 pp.27-38

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関する調査研究事業

二〇二一年度調査概要

はじめに

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関する調査研究は、福岡県・宗像市・福津市・宗像大社からなる「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会によって進められている。

昨年引き続き新型コロナウイルス感染症が流行する中でも、可能な限り調査研究の継続に取り組んできた。以下、各調査研究の概要を以下に報告する（内容と執筆者の所属は二〇二二（令和四）年三月時点のもの）。

（岡寺未幾、福岡県九州国立博物館・世界遺産室）

一 特別研究事業

二〇一八年度より行っている古代東アジアにおける航海や交流、信仰および祭祀についての特別研究事業は、新型コロナウイルスの感染拡大により二〇二〇年度は中断を余儀なくされ、二〇二一年度もデルタ株やオミクロン株の登場により大きな影響を蒙った。八月二〇日には、事務局と各研

究者間のオンライン会議を行い、今後の計画の説明や研究の進捗状況の共有等を行った。その後、二〇二二年三月五～八日に杵岐・対馬視察を計画していたが、オミクロン株の流行に伴い三月六日まで福岡県および長崎県に「まん延防止等重点措置」が適用されたため、再びの延期となった。

しかしながら、三月二一・二二日には第三回の国際検討会「古代東アジアの海洋信仰と宗像・沖ノ島」を、オンライン・オフライン（エルガーラホール多目的ホール。福岡市中央区天神）のハイブリッド開催とすることで何とか開催することができた。本遺産群で古代祭祀が行われた四世紀から九世紀を中心とした時期に、東アジアではどのような海洋信仰があり、またその実践としてどのような祭祀が行われたのか、各地域・時期の様相を踏まえて宗像・沖ノ島における信仰と祭祀の特質について検討を行った。当日行われた報告者と委託研究者などの討論参加者は左記の通り（名前に傍線を付したのがオンライン参加者）。報告資料と討論の内容については、別途刊行・公開される報告書を参照されたい。

報告一「日本の神々と海」

ファビオ・ランベッリ（カリフォルニア大学サンタバーバラ校）

報告二「中国の海神祭祀——泉州天后宮を例として」

姜波（中国・山東大学）

報告三「日本近世の航海信仰からみた古代の持衰」

山内晋次（神戸女子大学）

報告四「壱岐・対馬の海洋信仰と大和政権」

堀江潔（佐世保工業高等専門学校）

報告五「古代瀬戸内海の島々と祭祀遺跡」

妹尾周三（廿日市市教育委員会）

報告六「古代能登の境界性から見た寺家遺跡と気多神社」

中野知幸（羽咋市教育委員会）

討論「古代東アジアの海洋信仰と宗像・沖ノ島」

議長・佐藤信（東京大学名誉教授）、溝口孝司（九州大学教授）

討論参加者：秋道智彌（総合地球環境学研究所名誉教授）、笹生衛（國

學院大学教授）、高田貫太（国立歴史民俗博物館教授）、田中史生

（早稲田大学教授）、禹在柄（韓国、忠南大学校教授）

（大高広和、福岡県九州国立博物館・世界遺産室）

二 宗像大社にかかわる調査研究

（一）考古資料

考古資料の調査・整理作業は昨年から引き続き、宗像大社および宗像市文化財課を中心として、福岡県文化財保護課、同九州国立博物館・世界遺

産室、同九州歴史資料館、宗像市世界遺産課で行っている。

（岡寺未幾）

●沖ノ島祭祀遺跡出土の奉献品の保存管理

・土器詳細遺物台帳の作成

二〇一七年度より報告書に基づく土器詳細遺物台帳の作成作業を九州大考古学研究室と行っている。本年度の作業は、新型コロナウイルス感染拡大の時期を避けながら、二〇二一年七月四日から二〇二二年一月末までに計九回、沖ノ島祭祀遺跡調査報告書と照合できなかった土器・土製品資料約二百点について台帳化作業を行った。二〇二二年一月、関係者で協議し、今年度末までの作業実施日と来年度の作業内容を確認した。

（福岡真貴子、宗像大社文化局）

●沖ノ島祭祀遺跡関連写真・図面資料

前年度分のスライドフィルム及び焼付け写真整理登録作業を二〇二一年二月二五日の通算九七回目（一九二冊）から着手し、三月三一日の通算一〇二回目に一九六冊の途中まで行った。写真の内容は第三次調査の現地作業状況、報告書作成用の資料調査、出土品の保存処理前後のものなどである。当該年度は四月一三日の通算一〇三回目に一九六冊の出土品スライドフィルムの照合・登録作業に着手し、翌年一月二五日の通算一三三回、第一九八冊までの作業を終了した。

この間、第一次～三次調査の現存する発掘調査原図やトレース図類の登

録作業を完了した。このほかに、沖ノ島第三次調査の新聞記事をスクラップした第二五八・二五九冊の記事一覧の作成とスキャン作業、第二三七冊の時期不詳の沖ノ島調査及び宗像大社関連の写真画像のスキャン作業を完了した。

現存する第一次～三次調査の原図及びトレース図は、整理登録後にデジタル化し、紙原図及びトレース図はクリアーホルダーに挟んで、旧宝物館収蔵庫の図面箱に収納した。

第三次調査の報告書に使用していない原図や焼付け写真は、報告書の挿図や図版に表れない調査過程を復元するため、今後の整理作業に生かしていきたい。

(原俊一、宗像市世界遺産課)

(二) 文献史料

二〇一七年度から継続して「宗像清文氏奉納文書」のうち書簡・公文書などの一紙ものの目録作成作業を行ってきたが、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大等により作業が実施できなかった。作業再開に向けて作業環境の改善などの調整を進め、二〇二二年一月二五日におよそ二年ぶりに作業を再開したが、折からのオミクロン株の流行により再び中断となってしまう。来年度早期に作業を再開する予定である。

また、近世の沖ノ島について調査を進める過程で、宗像大社に奉納されている大島の社家であった一ノ甲斐河野家文書について、九州国立博物館の一瀬智氏とともに調査の機会を得、その重要性について確認した。その

後、宗像大社文化局の津江聡実氏が目録の作成作業を行っており、来年度の本誌に掲載する予定である。

(大高広和)

(三) 経過観察

ア. 「宗像神社境内」全体に関する調査

宗像大社沖津宮である沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩については、周辺海域を含めた釣り人などのモニタリング調査を一回実施し、十一月には、県自然環境課が一〇年に一度実施するレッド・データブック調査(哺乳類・植物)に合わせ、各祭祀遺跡の詳細な経過観察を行った。

また、沖津宮遙拝所および中津宮では、資産見回り活動および清掃活動を実施し、祭祀遺跡等のモニタリング調査を行った。辺津宮では、資産の見回り活動と祭祀遺跡等のモニタリング調査を行った。

調査日と調査者は以下の通りである。

・現地調査日

沖ノ島および岩礁を含む周辺海域(沖津宮)

定期モニタリング…二〇二一年五月三日、同九日、六月一三日、

七月一二日、八月二日、九月三〇日、十一月

二一日、十二月二三日

祭祀遺跡経過観察…二〇二一年十一月五～六日(二泊二日)

大島(沖津宮遙拝所・中津宮)

資産見回り活動及び清掃活動…二〇二一年十一月一三日

祭祀遺跡経過観察…二〇二一年十二月一日

九州本土（辺津宮）

資産見回り活動…二〇二一年十月四日

祭祀遺跡経過観察…二〇二一年十二月一日

・現地調査関係者

福岡県世界遺産室 大高広和、正田実知彦

宗像市世界遺産課 合島賢二、岡崇、池田拓、高村光司郎、鎌田隆徳

3D計測については、福岡大学工学部社会デザイン工学科大隣昭作氏の協力をいただいた。

イ. 沖津宮の調査

沖ノ島の樹木は、二〇二一年九月に福岡県へ上陸した台風一四号などをはじめ、近年沖ノ島近海を通過する台風に伴う強風によって、タブノキなどの大木の折損・枯損や、塩害による島全体の樹勢の衰えが確認できた。そのため、祭祀遺跡内も以前に比べ日の射す時間が長く明るい状態が続くことから、今後数年は下草が繁茂する可能性が高い。今年、一号遺跡の参道側に立っていたタブノキの枯損木が祭祀遺跡側に倒れたが、無理な除去は行わず腐朽を待つことにしている。

個々の祭祀遺跡は、全体を通して昨年から大きな変化は認められない。しかし、昭和の調査の時に未発掘で現在も遺物の露出が確認されている九号遺跡および一〇号遺跡は、オオミズナギドリ活動によって遺物が移動していることが明らかとなった。露出している遺物については基本的に採

集しないという宗像大社の方針に従い、今後も、新たに見つかった遺物の位置の記録や簡易実測、写真撮影を継続実施していくことにしている。

また、一〇号遺跡東側から新たに青銅製品をはじめ、滑石製品や須恵器の甕および器台などがまとまって露出していることが確認された。九号遺跡や一〇号遺跡とは別の遺跡と考えられ、二〇号（一四号）遺跡（半岩陰・半露天祭祀期）と共通する立地状況や遺物の散布傾向がみられる。

小屋島、御門柱、天狗岩については、大きな変化は認められない。

ウ. 中津宮の調査

御嶽山祭祀遺跡は、御嶽神社南側の斜面に須恵器片や土師器片が数点散布していることを確認したが、昨年同様の状況であり大きな変化は見られなかった。

御嶽山参道については、崩落した防護柵の撤去、危険箇所の柵の補修を行い、登山道入口の滑りやすかった部分については、上部に堆積していた土砂を除去したことで、安全に登りやすい状態となった。登山道入り口については、数年間分の土砂が堆積したことが原因であり、今後は日常的に管理を行っていく必要がある。

エ. 辺津宮の調査（遺跡、境内の現況調査）

下高宮祭祀遺跡は、高宮祭場周辺の主に四か所から須恵器片や土師器片の散布が確認されるが、昨年同様大きな変化は認められない。

辺津宮境内では、境内入口の石造りの柵が倒れかかり、来訪者に対して

危険な状態であったことから除去した。また、齋館を取り壊しその跡地に新祈願殿が八月に完成した。

本殿の周囲にある撰末社については、「津加計志神社」の屋根葺替工事を実施した。

オ. その他の調査

沖ノ島、中津宮および沖津宮遙拝所で漂着ごみ等の調査、また大島から見る沖ノ島の視認調査を行なっている。そして、沖ノ島周辺海域では釣り人の調査についても行なっている。

・ごみ調査

沖ノ島周辺の岩礁に打ち上げられた漁網を本土に持ち帰り、産業廃棄物として処理した。総量は六四〇kgを測り、船の積載量の関係から二回に分けて除去した。今年は沖ノ島近海を通過した台風のコースや風向きが幸いしたためか、ごみの漂着量は少なかった。しかし過去のごみがテトラポットなどの間に挟まれ蓄積していることから、それらを除去する体制や方法などの検討が必要である。

大島の構成資産である中津宮および沖津宮遙拝所周辺の清掃活動を実施した。

中津宮境内の西側奥は、社叢の広がる平地であるが通常人の立入る所ではない上に、車道に接していることから、さまざまな不法投棄物が堆積していた。ここでは漂着ごみとは異なる空き缶や洗剤の入れ物、自転車の部

品などが回収された。

また、御嶽山山頂の展望台では、落葉が風に吹かれ溜まっていたため除去した。

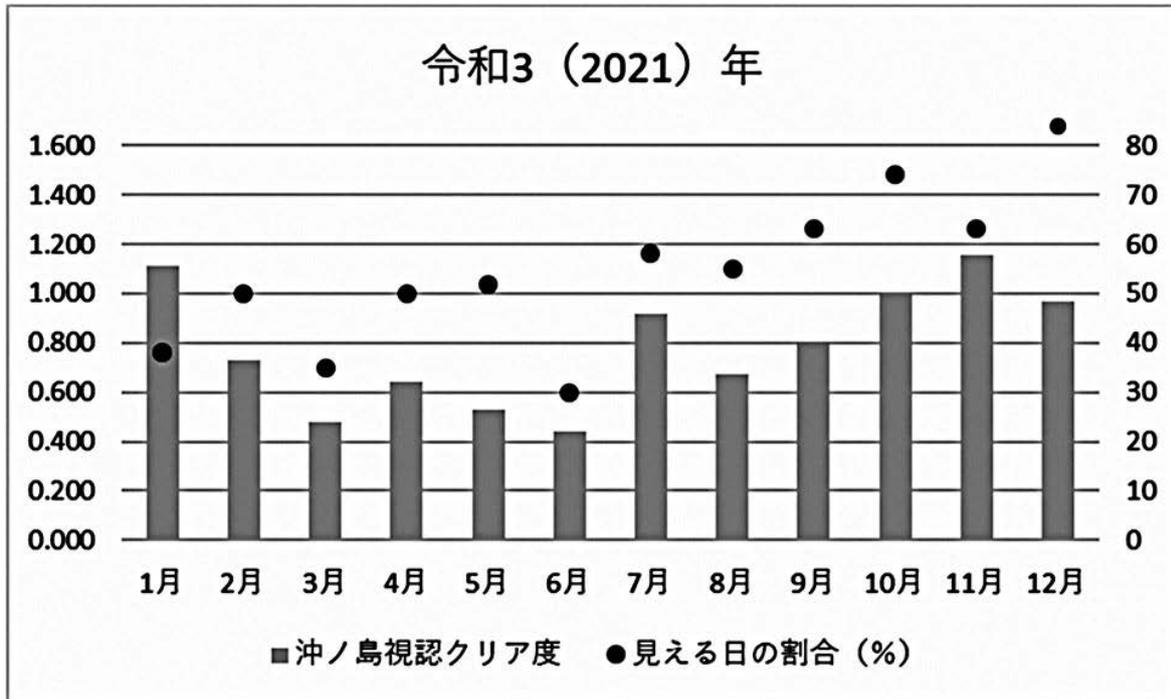
沖津宮遙拝所は、主に海岸清掃を行い、ここではペットボトル、発泡スチロール、プラスチック製の浮きなど二トントラック一台分の漂着ごみを回収した。

・沖ノ島視認調査

沖ノ島への眺望が世界遺産の価値の一つでもあることから、大島の北、大島砲台趾近くのトイレの壁に設置したカメラを介し、沖ノ島の視認調査を二〇一八年六月からほぼ毎日午前と午後の二回実施している。

二〇二一年の全体の傾向として、見える日の割合は、一月から六月にかけて五〇%を下回る月が多いのに対し、七月から十二月は月の半分以上、視認できることがわかる(図一参照)。

沖ノ島視認クリア度は、一月、七月、十一月が高く、三月、六月は極端に低い。一月は、見える割合が四〇%を切るにもかかわらずクリア度が高いのは、定期的に吹くシベリア方向からの季節風によって塵などが除去されたためと思われる。二〇二一年七月は比較的梅雨明けが早く、梅雨明け後は空気の澄んだ晴天が続いたことにより見える割合が高くなったと思われる。十一月は全般的に乾燥し、空気の澄んだ日が多かった。逆に三月は、主に春霞によるもので、六月もまた晴れていても全体的に霞んだ日が多かった。



図一 沖ノ島視認調査結果

今年は十月に入っても気温の高い状態が続いたが、見える日の割合は七月以降も高い状態であったことから、気温が沖ノ島の見え方に直接的な影響を及ぼす可能性は低いことが示唆された（沖ノ島視認調査の方法やグラフの算出方法については、岡崇「沖ノ島への眺望」〔沖ノ島研究〕六、二〇二〇年）を参照されたい。

（岡崇、宗像市世界遺産課）

三 新原・奴山古墳群の調査

三四号墳は、六世紀中頃～後半に築造された円墳で、現存する墳丘の直径は約一九m、高さ約六mである。墳丘周囲は開墾により平坦に削平されている。墳丘中央部には東南方向に開く幅三m、長さ六m程度の陥没があり、石室の南壁天井石付近に達している。これまでに発掘調査は行われておらず、築造当時の全長や周溝の有無等は不明である。これまでの測量調査等で須恵器と土師器が採集されている。三四号墳の南側は、過去に豪雨等の影響を受け墳丘法面に崩落を生じている。二〇二二年四月以降に実施予定の保存修理工事に先立ち、崩落土除去と墳丘盛土観察を行うために、二〇二一年十月から二〇二二年三月にかけて確認調査を実施した。調査では、地盤と旧地表の上に層状の墳丘盛土が観察できた。また、土層中及び削平された平坦部に横穴式石室に付随する墓道とみられる遺構を検出した（写真一）。崩落土砂からは須恵器と土師器の破片が出土した。須恵器は

甕、坏等が出土した。須恵器坏の年代は六世紀中頃である。三四号墳では二〇二三年三月に調査を終了し、二〇二四年三月に保存修理工事を完了する予定である。

また、二基の円墳と考えられてきた一五号墳及び一九号墳については、二〇一八年度の範囲確認調査により一基の前方後円墳である可能性が想定されており、二〇二〇年度に追加でトレンチ調査を実施した。前方部の隅部にあたると思われる周溝状遺構（写真二）を検出したものの、前方後円墳であると断定するための明確な根拠を得られなかったため、二〇二二年度に追加調査を実施する予定である。

（永島聡士、福津市文化財課）



写真一 34号墳調査後の状況



写真二 19号墳検出周溝状遺構

四 その他

（一）宗像市管内遺跡調査

令和三年度は、三件の発掘調査を実施した。調査の概要は、店舗建設に伴う光岡六助遺跡（弥生～古墳時代の集落）、集合住宅建設に伴う光岡辻ノ園遺跡（弥生時代の集落）、保存目的で実施している浜宮貝塚の南側に隣接する神湊下町遺跡（土塁状の高まりをトレンチ調査。浜堤）である。

（二）新修宗像市史編さん事業

令和三年度は『新修宗像市史 教育・文化・まちづくり』刊行記念イベントとして海の道むなな館でパネル展及び記念講演会の開催、『いくさと人びと』、『海の道・陸の道』の刊行を行った。民俗調査では地島の捕鯨に関する現地調査、仏教美術では市内仏像・絵画の調査等を行った。

（白木英敏、宗像市世界遺産課）

（三）福津市管内遺跡調査

今年度は七件の埋蔵文化財発掘調査を実施した。調査の概要は、畦町遺跡第二次（近世、畦町宿）、香雲遺跡第五地点（古代、集落）、勝負坂遺跡第二地点二区・二区（弥生時代・古墳時代・古代・近世、集落）、津屋崎塩田遺跡第二地点・第三地点（近世～近代、生産）、在自西ノ後遺跡第五次（古代末から近世初頭、集落）である。

（松永通明、福津市文化財課）

(四) デジタル・アーカイブに関わる調査

二〇一九年度より、本遺産群に関わる文化財の情報を一元的に把握するデジタル・アーカイブを構築している。アーカイブは、奉獻品・宗像神社・国内外の類似資産・沖ノ島の遙拝スポット・宗像地域の文化財・宗像研究文献・映像・写真・古文書・音声のデータベースからなる。今年度は、既存のデータおよび多言語対応の拡充を図った。

新規に行った作業としては、神宝館が所蔵する沖ノ島祭祀遺跡の調査関係図面類のデジタル化であり、第一次・第二次調査のトレース図および第三次調査の図面類のスキャンを行った。第一次・第二次調査のトレース図には、報告書を作成した原田大六氏の細かな指示が残されており、報告書作成時の意図を伝える重要な資料として、デジタル化を行なった。第三次調査については、遺構実測図の原図から第二原図およびトレース図が残されているが、こちらは調査の際作成された原図を中心にスキャン作業を行なった。

また、沖ノ島祭祀遺跡出土品写真については第一・二次調査に伴うものと第三次調査に伴うものをデジタル化した。前者は一九六一・一九六二年の重要文化財指定時に作成された台帳の原本と保存管理用の副本の写真フィルムを対象とした。後者は、報告書が作成された当時、一九七九年段階の遺物写真であり、修理前の状態の写真などを含み、出土品の変化を知る上で貴重な資料であるが、資料数が二千点を越える為、次年度も継続して作業を進める予定である。

さらに、第三次調査の調査日誌原本の文字起こし作業および発掘調査当

時の新聞記事のスクラップのスキャン作業も行なっている。いずれの資料も、当時の調査を複眼的に検討していく上で非常に重要な資料と考える。今後、これらの資料をもとに関係者の聞き取り等を進めていきたい。

また、古文書データベースについては、『宗像大社文書』第一巻所収古文書のテキストおよび画像等のデータベースを公開しているが、今年度は同書の第二巻および第三巻までの公開に向けて作業を進めている。

(岡寺未幾)

世界遺産保存管理の国際的な動向

—第4回世界遺産サイト・マネージャーフォーラムの概要—

岡寺 未幾

はじめに

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、気候変動による直接的、間接的な影響などにより世界遺産を取り巻く状況は刻々と変化している。めまぐるしい変化の中で、人類共通の宝である世界遺産の価値をしっかりと守りながら、効果的、持続的に活用していくことは国際的に共通した課題である。

2022年1月現在、世界遺産登録数は1154件を超え、危機遺産、保全状況に課題のある資産の数も毎年増え続けている。こうした状況の中、最新の世界遺産の保存管理のガイダンスを実務担当者に行い能力向上と国際協力を推進することで、より良い人類の遺産の保全と保護を目指して世界遺産サイト・マネージャーフォーラムが2017年より行われてきた⁽¹⁾。第4回目となる今回は「世界遺産のガバナンス—変化と継続性を管理する準備はできている」を議題として、2021年7月7日（水）～7月13日（火）にかけてオンラインで開催された⁽²⁾。本稿はこのフォーラムの骨子をまとめると共に最新の世界遺産保存管理の国際的な動向を紹介することで、今後の世界遺産の保存管理を考える上での一助としたい。

1. フォーラムの概要

本フォーラムは、コロナ禍を受け初めてオンラインで行われた第44回拡大世界遺産委員会の開催国である中華人民共和国、ユネスコ世界遺産センターおよびICCROM（国際文化財保存修復センター）・IUCN（国際自然保護連合）による世界遺産リーダーシッププログラム⁽³⁾が主催、ICOMOS（国際記念物会議）の共催で行われた。自然遺産、文化遺産、複合遺産のいずれかの世界遺産の保存管理の実務に中心的に関わるサイト・マネージャーに参加資格があり、地域・資産の種類・ジェンダー・年齢を考慮して選ばれた48カ国90名が参加して過去最多の規模で行われた（第1・2図）。

本研修は6日間（1日3時間、日本時間では19時～22時）にわたりZoomで行われ、研修全体の司会はICCROMで世界遺産リーダーシッププログラムを牽引するJo Eugene氏が務めた。カリキュラムは、①世界遺産条約の基本、②世界遺産の管理システムとガバナンス、③変化に備える為の人々を巻き込んだ取組、④世界遺産の課題の把握の4つのテーマからなる講義と、サイト・マネージャー同士の交流を図ることを目的としたネットワーキング・セッションからなる（第1表）。報告者は、いずれも現在、世界遺産の保存管理に最前線に関わる専門家で構成される。また中国の世界遺産「コロンス島」を題材として、価値と属性の把握など保存管理で鍵となる作業についてのグループワーク（第3図）、Mentimeterを使用したアンケート（第4図）、ディスカッションなど双方向で参加できる取組も多く見られた。短期間ながら、基礎知識から最新の動向まで把握できる、非常に充実したカリキュラムで構成されていた。

本稿では、まず、現在、世界遺産が直面している課題を確認した上で、世界遺産の保存管理に関わる最新の動向を、ガバナンスおよびその基盤となる遺産と人々の関わりに焦点を当て概観する。その後、本フォーラムの成果文書を踏まえ、今後の課題を考えてみたい。

第1表 第4回世界遺産サイト・マネージャーフォーラム日程概要 () は報告者の所属機関

1日目：オープニングセッション
<p>開会挨拶（第44回拡大世界遺産委員会議長、WHC、ICCROM、ICOMOS、福州市長） サイト・マネージャー・フォーラムの目的と目標（ICCROM、IUCN）</p>
世界遺産条約の基本（原則、プロセス、アクター）について
<p>世界遺産のシステム：世界遺産センター、ガバナンス、原則（WHC） 世界遺産のアクター 諮問機関（ICOMOS、IUCN、ICCROM） 世界遺産のプロセス リアクティブ・モニタリングと定期的な報告（IUCN）、（ICCROM） 中国における世界遺産 中国における世界遺産の管理 事例報告 「コロンス島」（中国）</p>
第2日：世界遺産の管理システムとガバナンス
<p>ヘリテージ・プレイスの理解（ICOMOS） マネジメントシステム（ICCROM） ガバナンス（ICCROM） 事例報告 「カバック・ニャン-アンデスの道路システム」（アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、 エクアドル、ペルー）「真珠養殖、島国経済の証」（バーレーン） 遺産管理—全てを包括する遺産管理（ICOMOS、WHLP）</p>
第3日：変化のために誰をどのように巻き込むか？ステークホルダー、権利者、コミュニティへの参画
<p>遺産の管理システムとガバナンスはどのくらい有効か？（WHLP） 事例報告 「バルパラ・イソ」（チリ）「サルーム・デルタ」（セネガル） グループワーク：価値と属性から管理目標へ ステークホルダー、権利者、人々の参加（ICCROM） グループワーク：ガバナンス</p>
第4日：ネットワーキングデイ
<p>世界遺産における成果とグッドプラクティスの共有 世界遺産キャノピー（WHC）/ PANORAMA 自然-文化テーマ別コミュニティ（WHLP） ディスカッション ルーム1：ガバナンス ルーム2：マネジメントとモニタリング ルーム3：自由</p>
第5日：変化の理解と準備
<p>変化とコンテキストの理解 コンテキストから見た様々な変化とその要因（ICCROM） 遺産影響評価プロセス（IUCN）、（ICOMOS） グループワーク：要因と属性の関連付け 要因と管理目的および管理当局との関連（WHLP） 変化をモニタリングする（中国文化遺産アカデミー、中国世界文化遺産センター副所長）</p>
第6日目：気候変動、レジリエンス/開発、本フォーラムの総括
<p>気候変動とレジリエンス（災害リスク管理）- 誰をどのように巻き込むか？ 世界遺産における COVID-19 の対応 事例報告 「莫高窟」（中国）「ジョージタウン」（マレーシア） 持続可能な観光 - ステークホルダーとの連携（ICOMOS） 事例報告 「歴史都市フィレンツェ」（イタリア）</p>

2. 世界遺産に直面する課題

(1) 気候変動

気候変動は、世界遺産であろうとなかろうと免れ得ない、誰もが向き合うべき課題である。集中豪雨・暴風雨・干ばつ、極端な気温上昇、洪水・海面上昇・山火事など気候変動による災害などの影響は増加の一途をたどっている。こうした影響は、歴史的建造物や景観に直接的ダメージを与えると同時に、劣化を加速させている。その上、保存管理経費の増加や、観光など様々な直接的・間接的、短期的・長期的な影響を及ぼしている。自然災害による影響を最小限にとどめ遺産を守るための準備をより進めなければならない。このため各世界遺産においては、気候変動による影響の実態をモニタリングにより把握し、今後の影響予測を立てた上で、今後の変化に適応すること、および、レジリエンス（回復力）を向上させることが急務とされる⁽⁴⁾。また気候変動の影響は、世界遺産の構成資産・緩衝地帯に止まることはなく、資産範囲を超えて考える必要がある。これらを踏まえ、地域コミュニティと共に、文化遺産・自然遺産を連携し総括的なアプローチを行う必要がある。また、気候変動に関わる歴史や気候や災害に関わる言い伝えなど、先人の知恵を活かすことも重要である。さらに、世界遺産に関わる温室効果ガスの排出量の削減、さらにはオフセット、気候変動に関する教育・啓発なども同時に求められている。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響と持続可能な観光

2020年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、世界遺産は非常に多大な影響を受けている。ユネスコが2021年5月にまとめた「World Heritage in the face of Covid-19」⁽⁵⁾によると、特に来訪者数の大幅減は、それに伴う雇用の喪失や、収入減、将来への深刻な不安など直接的・間接的に地域社会に影響をもたらしていることが明らかになっている。多くの世界遺産では観光収入、補助金などが大幅に減少し、管理、保全、維持のための必要な人材も流失するなど、短期的・長期的な問題を抱えている。特に観光の観点から見るとリスクは経済、社会、環境、文化の4つの側面にわたる⁽⁶⁾。

この状況に対し世界遺産の観光については、より柔軟で持続可能な形が求められる⁽⁷⁾。ニュー・ノーマルに適応し、旅行者に安心感を与え、需要を向上させるような新たな持続可能な観光戦略が必要である。このためには、大規模な国際観光への依存から、よりよく管理された観光への地域の規模にあわせたビジネスやサービスへの方向転換が奨励される。また、国、地域、地方自治体を越えた来訪計画も必要である。ポスト・コロナの観光は、これまでと異なるものになる為、今後の観光について議論を重ねることが重要である。更に、コロナの影響による「復興」と「再生」には時間がかかることを認識する必要がある。

3. 世界遺産の保存管理の動向

(1) 世界遺産の保存管理が目指すもの

文化遺産は一見、単独で存在しているように見える。しかし、実態は決してそうではない。遺産は存在するその場所に関わる全ての要因と関わり影響を与えあっている。遺産の保存管理についてもこれを前提に、遺産単独ではなく、生態系全体の中に位置づけた上で

考えていく必要がある⁸⁾ (第5図)。

2011年に定められた世界遺産条約行動計画では、締約国は世界遺産の顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value以下、OUVとする)の保護に加え、遺産が持続可能な開発に貢献する可能性を認識・促進し、その保全を確保することにより、社会に対する集団的利益を活用するために取り組むことが謳われている⁹⁾ (第6図)。

遺産を管理する側も、持続可能な開発を受け入れ、遺産と社会の相互利益を念頭に置くことが必要である。そうでなければ、本来、遺産はより大きな変化の触媒となりうる貴重な資源であるにも関わらず、開発を阻むものとして犠牲になる可能性さえもある。

このように世界遺産の保護を考える時、その先の問題まで考えていく必要がある。多様な文化的視点、資源をもとにしてはじめて、持続的な利用、環境、文化に貢献するだけでなく、関連するコミュニティの Quality of Life (生活の質) 向上に関わるものとなる。

文化遺産は人によって人のために創られたものである。文化遺産がもたらす豊かさにより、私たちの世界はより良い場所にすることができる。

(2) 人々と遺産

長らく世界遺産の分野では、自然遺産と文化遺産はそれぞれ別々のアプローチで保護が進んできた。にもかかわらず、いずれの分野でもOUVの保護を第一義に物質的な側面の保護が優先されてきた。こうした結果、一つの場所に文化遺産と自然遺産が存在する場合、両者の間で保護において齟齬が生じることもあった。こうした反省を踏まえ、現在は、自然遺産と文化遺産の連携が保護の前提とされている(第7図)。

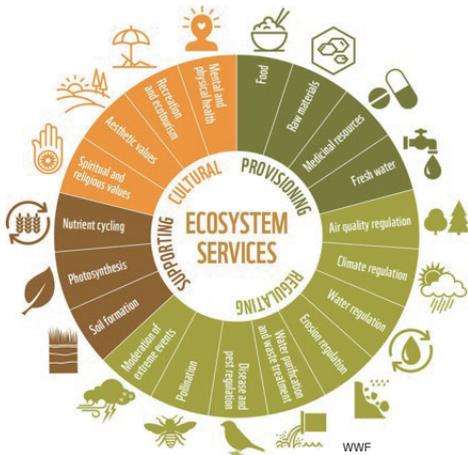
また、遺産と人々の関わりについてみると、過去、遺産を保護するために人の立ち入りが禁じられるなど、遺産と人々を切り離して考えられることがしばしばあった。人々との関わりを失った遺産は、管理が十分に行き届かなくなり、その結果、本来の意味が失われ、最悪の場合は遺産それ自体の価値が失われることさえもあった。遺産を守るはずが、かえって悪影響を与えては本末転倒である。こうした過去の事例を踏まえ、現在は、人々との関わりの中で自然遺産と文化遺産を連携させて管理を考える、人々を中心としたアプローチ(People-centered Approaches)を前提とすることが基本になっている¹⁰⁾ (第8図)。

実際に、遺産管理がうまくいくかどうかは、遺産に関わる人々によって決まると言っても過言でない。「一般市民の理解と支持、そして世界遺産の真の管理者である地域社会の尊敬と日常的なケアがなければ、いくら資金を投入しても、専門家の軍隊を派遣しても、世界遺産の保護には十分ではありません」とは、元ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏の言葉であるが正鵠を得ている。

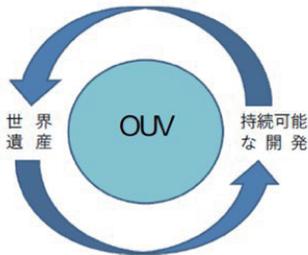
なお、前提として、人権と文化遺産を維持、管理、保護、発展する権利である「文化的権利」¹¹⁾を基本としなければならないのは言うまでもない。

(3) ヘリテージ・プレイスという考え方

では、どのように遺産を管理していけばいいのだろうか。世界のどこかにある仮想の風景を例に挙げて考えてみる(第9図)。この場所には、①世界遺産に登録された産業遺産、②地域的に重要な海域、③国の史跡である寺院と霊峰が存在する。



第5図 生態系（左・WWF）と、生態系の中の遺産群のイメージ（右）

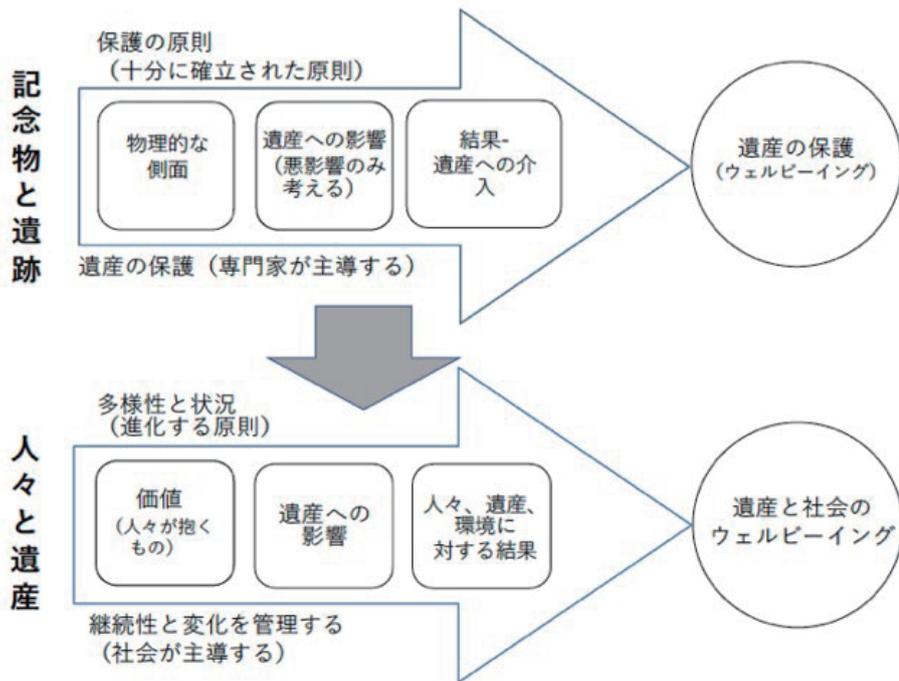


- 遺産の価値を損なうことなく、持続可能な開発のための世界遺産の可能性を活用する
- 顕著な普遍的価値（OUV）を含む遺産価値の長期的な持続可能性の確保

第6図 世界遺産と持続可能な開発の相互利益

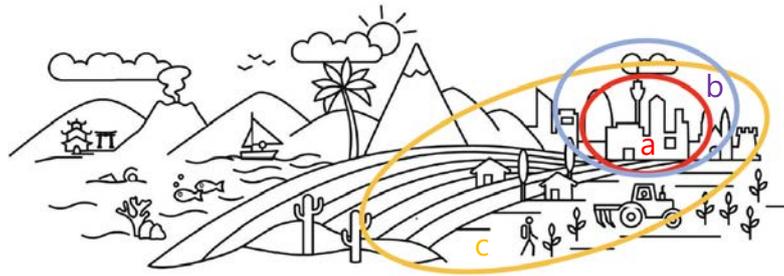


第7図 遺産保護にかかる概念の変化



第8図 遺産保護の概念の変化

①世界遺産に登録された産業遺産



- 相互依存関係：
- ・ 原材料供給元の農地
 - ・ 工場生産品の消費者が暮らす町
 - ・ 町の景観を形成する象徴的な建物、道路などのインフラ

a. 世界遺産構成資産 vs. b. 世界遺産緩衝地帯 vs. c. 影響地域 / セッティング

②地域的に重要な海域



- 相互依存関係：
- ・ 流域や沿岸の山脈が作り出す局地的な気候
 - ・ 地元経済を支える漁業
 - ・ 農薬による海洋汚染

d. 地域的に重要な海洋生態系 vs. e. 緩衝地帯/配慮地域 vs. f. 影響地域/セッティング

③国の史跡である寺院と霊峰



- 相互依存性：
- ・ 巡礼の参詣道
 - ・ 近隣の町から見る霊峰の象徴的な景観
 - ・ オーバーツーリズム

g. 国指定史跡 vs. h. 国史跡の緩衝地帯 vs. i. 影響を受ける地域/セッティング

④ヘリテージ・プレイス



第9図 遺産保護の概念の変化

まず①の世界遺産である産業遺産に注目する。産業遺産は単独で存在しているのではなく、農地や町等、様々な要素と相互依存関係にある。産業遺産である工場の原材料は農地で作られ、生産された製品は町で消費される。産業遺産の象徴的な建物は町の景観を形成し、道路などインフラに影響を与える。このことから、「a.世界遺産の構成資産」と「b.緩衝地帯」と「c.影響を及ぼす地域・セッティング」は、相互に影響関係にある。

次に②地域的に重要な海域をみていく。流域や沿岸の山脈による局地的な天候、生業である漁業、農薬による海洋汚染などが、互いに影響を与えあっている。このことから、「d.地域的に重要な海洋生態系」と「e.緩衝地帯」と「f.影響を及ぼす地域・セッティング」は相互依存関係にあると言える。

最後に③国の史跡である寺院と霊峰をみていく。巡礼の参詣道、近隣の町から見る霊峰の象徴的な景観、多くの観光客が訪れごった返す海の景観が影響を与えあっている。これにより「g.国指定史跡」と「h.国指定史跡の緩衝地帯」と「i.影響を及ぼす地域・セッティング」は相互影響関係にあると言える。

次に、これまで別々に見てきた①、②、③を、場所全体でみる。そうすると、①、②、③それぞれの影響関係にある範囲は重複し、さらにそれらもまた相互依存関係にある。つまり一見無関係に見える①・②・③は同じ場所に存在することで、実際は互いに有機的に関わり影響を与えあっている。効果的な世界遺産の保護を考えるときには、その場所に存在する文化資源をはじめ、影響し合う全ての要素を考慮に入れる必要がある。これがヘリテージ・プレイス (Heritage Place) という考え方である⁽¹²⁾。

世界遺産はそのOUVを維持することが何より重要であり、その価値を表す有形・無形の要素である「OUVの属性」の保護が必須である⁽¹³⁾。このため遺産の管理を考える時、はじめに価値と属性を整理する作業が必要である。このとき、その場所に関わる全ての属性、例えば、国および市町村指定の文化財、社寺等宗教施設、伝統行事・慣習、無形民俗などの文化遺産、地形、自然、セッティング、景観をはじめ、農地や市街地、観光業、農業、漁業等の産業などを拾い上げ、保存管理の対象を検討・整理する作業が欠かせない。遺産において、遺産のための、遺産を活かす保護を進めるためには、世界遺産として登録された資産範囲、つまり構成資産と緩衝地帯だけを保護すればいいというものではない。その資産を含むその土地に存在する文化資源とその影響範囲を包括的に捉え一体的な保護が必要である。つまり世界遺産の保護のためには、ヘリテージ・プレイスを中核とした保存管理計画が必要である。また、これは世界遺産の保存管理計画だけにとどまるものではない。より上位計画の中にも、ヘリテージ・プレイスを理解し、その価値を伝える為の配慮を組み込んでいく必要がある。

さらに、計画策定にあたっては、多様な視点、知識を持つ、様々な関係者と一緒に進めることが重要である。遺産をどう活かしていくかは、実際にその役割を担う人々とヘリテージ・プレイスを理解する作業を行いながら、一緒に考えていくことが重要である。また多様な人々を巻き込んでいく為には、調査研究にもとづく論理的な説明が必要である。そのためにも継続的な調査研究が基盤となるのは言うまでもない。こうした作業で、様々な関係者が遺産をより深く理解するとともに、関係者同士の間で新たなつながりが見えてくることで、新しい意味を見出し、当事者意識を高める契機となる。

(4) ガバナンス

ガバナンスとマネジメントは、混同されがちであるが、マネジメントは、与えられた目標を達成するために何をするか、つまり、目標を達成するための手段や行動に関することである。対して、ガバナンスは、目標が何であるか、それを追求するために何をすべきか、どのような手段で行うかを誰が決定するか、また、そのような意思決定をどのように行うか、つまり、誰が権力、権威、責任を持つか、または、誰が責任を負うか（負うべきか）を考えるものである。

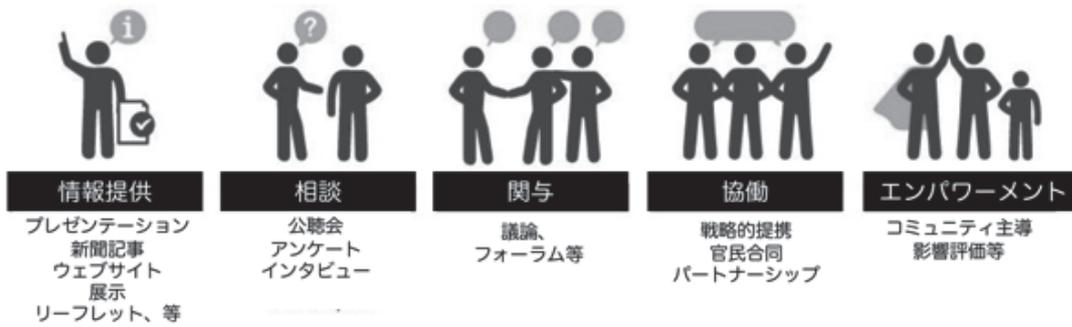
ガバナンスについては、世界遺産条約履行のための作業指針で、締約国は遺産を効果的に管理するために「衡平なガバナンス体制」を構築すべきとされる⁽¹⁴⁾。衡平なガバナンス体制とは、適切な法的・慣習的枠組みを利用し、必要な全ての関係者が参加して、より良い決定をするために必要なものである。世界遺産の管理には、決定権者、地域社会、利害関係者の積極的な協議と参加が不可欠であり、これらの人々が管理に参加しているかどうか確認する必要がある。

では、遺産に関わる人々を把握し、それぞれの立場と役割から、管理に巻き込んでいくためにはどうすれば良いのだろうか。そのために有効なツールとして、影響力と関心度の4つの分類から整理する手法がある⁽¹⁵⁾（第10図）。これは、遺産に関わる考え得る限りの関係者全てをピックアップして、それぞれの「権利および権限の度合」と、「関心と影響の度合」から整理する方法である。

また、広く人々の声を聞く場合、きちんと声を拾い上げる工夫と努力が必要である。専門家主導で進めた場合、どうしても答を誘導してしまいがちである。重要なのはすべての関係者を尊重し、十分に時間をかけ、しっかりと声を聞いていくことである⁽¹⁶⁾。ただ管理のどこか限られた部分に、特定の一部の人々が参加すればいいというものではない。一緒に座って、同じ目線で語りつつ、問題を発見していくような丁寧なアプローチが必要である。遺産管理の中核となる人々を確実に管理システムに組み込むことが、遺産管理が地域社会の生活の質の向上に貢献することにつながっていく（第11図）。

		関心度	
		低い	高い
影響力	低い	A マージナル 最低限の努力	B 潜在的 エンパワーメント、 情報提供
	高い	C クリティカル リーチ・アウト、 満足させる	D キー・パーソン 完全関与

第10図 影響力と関心度

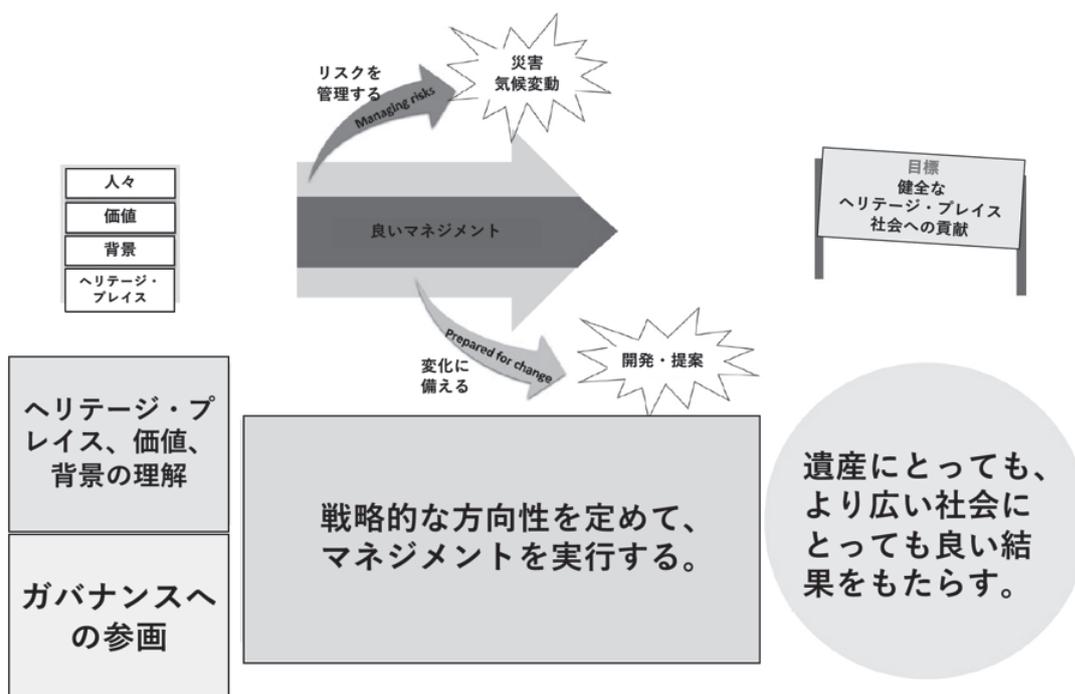


第 11 図 遺産管理における人々の関わり

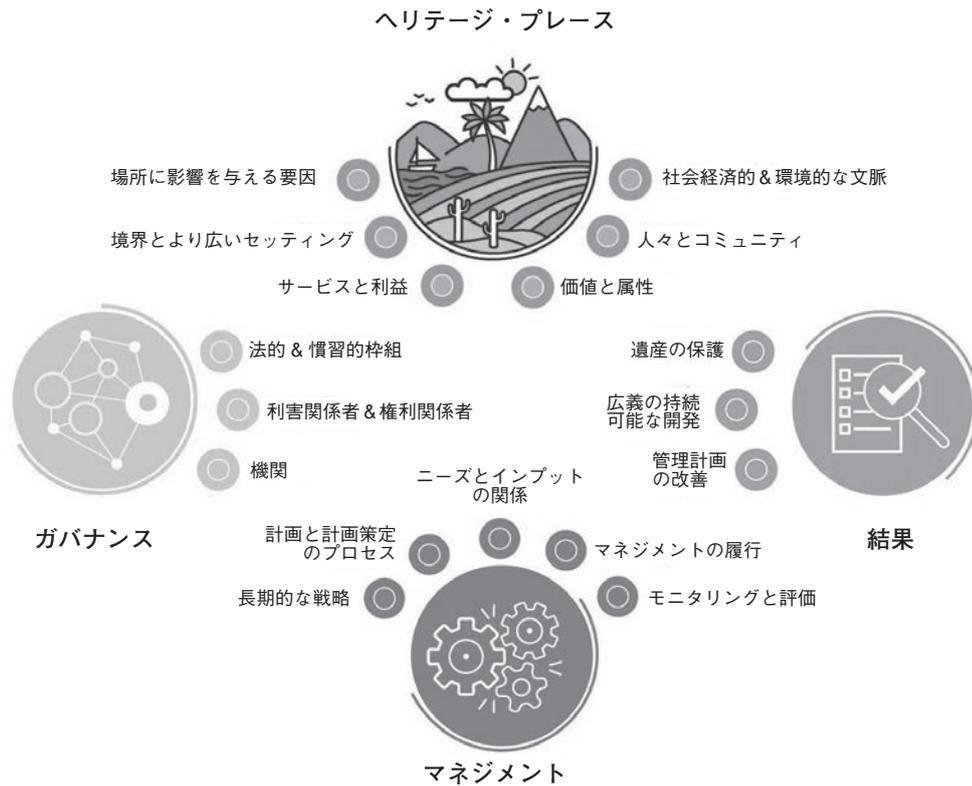
(5) マネジメント

マネジメントは、修理・点検・維持管理など日常的に行われるものである。基礎となるのは、ヘリテージ・プレイスとして定義された価値と属性である。また、然るべき人々が参画したガバナンスにより、災害・気候変動に対応できるようリスクを管理、新たな開発などの変化に備えることができる。さらに、日常に繰り返される結果が、どこに向かっていくのかという目標を持つことが大事である。この保存管理目標は、遺産管理の指針であり、その価値が長期的に維持されることを保証するものである。例えば、伝統的な建築技術の保存、特定固有種の保護、主たる経済基盤としての伝統産業の維持、町並みの維持、巡礼路の保全、絶滅危惧種の生息地の維持などである。これらは期限に定めはなく、戦略、計画、政策、行動計画の基礎となるとともに、保存管理のシステム全体の基礎となる。

ヘリテージ・プレイスとして健やかなあり方と社会への貢献を目標にすることにより、遺産管理は、遺産にとっても、より広く社会にとっても良い結果をもたらすものとなる（第 12 図）。



第 12 図 マネジメントの考え方



第 13 図 世界遺産管理のフレームワーク

また保存管理の有効性を確認する為には、定期的な評価が必要である。世界遺産としてのOUV、およびそれ以外の遺産の価値がどの程度、管理・保護されているか、その有効性と、定められた保存管理の目標がどの程度達成されているかを評価するツールとして Enhancing Our Heritage Toolkit（遺産を活用するためのツールキット）がある⁽¹⁷⁾。

定期的な評価は管理計画の改訂のサイクルと連動させ、一定の間隔で繰り返すのが有効である。「ヘリテージ・プレイス」、「ガバナンス」、「マネジメント」、「結果」の4つの側面からの評価は、変化を追跡し、進捗や改善に役立つ。世界遺産のOUVが適切に守られているかを確認するため、定期的なモニタリングが定められている⁽¹⁸⁾。実際の遺産の状況を把握しながら、その結果と照らし合わせて、マネジメントとガバナンスを定期的に見直し、更新していくことが、必要である。またこれらと関わる「ヘリテージ・プレイス」としての理解も定期的に見直す必要がある。この4つのアプローチを繰り返すことにより、絶え間なく変化する状況に対応し、レジリエンスを向上させていくことができる(第13図)。

(6) 遺産影響評価

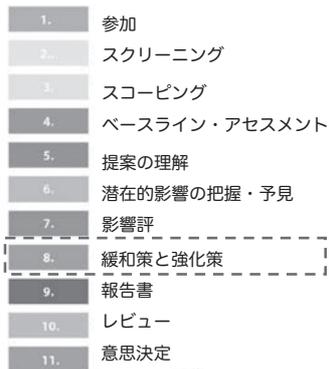
開発行為などが世界遺産へ及ぼす影響を評価するものとして遺産影響評価（Heritage Impact Assessment、以下HIAとする）がある。これは現在または将来、提案されている行為が遺産に与える影響を明確にするプロセス（第14図）で、将来世代が利益を損なうことなく、今日のニーズを満たすための実践的ツールである。

これまで、IUCNとICOMOSそれぞれ別のガイドラインを持ち、各国で手法が異なるなど多少混乱した状況があったが、IUCN、ICOMOS、ICCRROMが共同で作成したガイドライ

ンが2022年中に公開される予定であり⁽¹⁹⁾、これにより国際的な共通理解のもとでHIAが行われることが期待される。

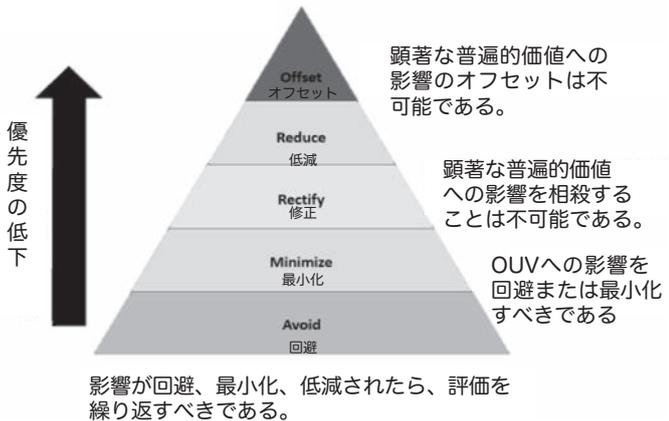
HIAはプロジェクトの進展によって、段階を追いながら、繰り返し、関係者が確認していく作業となる(第14図)。特に遺産に与える影響については慎重に検討されるべきであり、必要に応じて何度も繰り返し行う必要がある。さらに緩和策については、どのくらい負の影響が回避されているのかを判断する必要がある(第15図)。

遺産影響の再評価



第14図 遺産影響評価のプロセス

8：緩和策と強化策



第15図 緩和策のピラミッド

HIAは、遺産を含む地域の将来像を包括的な視点から見据えた長期的な視点で行われるべきで、一時的な利益や特定の課題を中心に考えるべきではない。そのために、課題は様々な角度から検討されるべきである。全ての課題を解決するわけではないが、緊急的に課題を見つけ、その解決に導くものであることから、出戻りが効くタイミングで、行われることが肝心である。

4. フォーラムのまとめ

「世界遺産のガバナンス—変化と継続性を管理する準備はできている」を議題とした本フォーラムを総括する声明文の概要は、以下の通りである⁽²⁰⁾ (第16図)。

【課題】

各世界遺産のレベルで、合意形成による意思決定を行うことは困難である。これは世界遺産への登録と各国の文化遺産の指定に相違があることや、多くの場合、複数の団体および機関が遺産の管理に責任を持つことが原因である。このため、すべての関係者が意思決定に関わっているかどうか確認が必要である。

【今後の展望】

・世界遺産条約は国際標準の保護手段であり、遺産保全に関する国や地域、地方の法的枠組や政策は、遺産の範囲、規模、種類の違いで異なる。このため、周期的に改訂・更新が必要である。また、管理には関係者が参加する仕組みをもつ必要がある。さらに、伝統

的な管理手法は、地域社会の価値観を反映するものであることから、モニタリング、報告、適応戦略を含め、世界遺産管理の枠組と統合する必要がある。

- ・世界遺産は、変化に継続的に対応するために、それぞれの保存管理計画とガバナンスを定期的に見直し、更新しなければならない。世界遺産は地域の開発戦略の中心となり、地域社会の生活の質の向上や遺産の価値の保全に貢献しなければならない。
- ・世界遺産の管理システムは、遺産保護の法的・慣習的枠組みを尊重しつつ、専門家による学術的な助言に基づく意思決定、関係者との積極的な協議の促進、管理活動のための適切なデータ管理システムの構築など、機能的な管理を可能にするアプローチに基づくものでなければならない。
- ・管理システムは相互に連結され、国、地域、地方という異なるレベルに対応し、異なるレベルのガバナンスの間で相互に協力する必要がある。特に、締約国は、サイトレベルでの管理システムを確立し、サイトマネージャーが、世界遺産の普遍的価値を維持しつつ、継続的な問題や課題に対応するための持続可能で戦略的な管理目標を設定し、達成するための継続的な資源を提供することが奨励される。遺産は単に保存されるべき要素ではなく、時間をかけ、発展してきた未来のための持続可能な資源とみなされなければならない。
- ・ガバナンス体制は、可能な限り包括的で透明性のあるものにしなければならない。締約国は、管理のため健全な意思決定に役立つ世界遺産に関する継続的な調査の重要性を認識し、関係者全員が共有できる持続可能で戦略的な管理目標の設定に貢献しなければならない。
- ・世界遺産管理のための安定した継続的な財源と支援は、ガバナンスの通常予算の中で確保されなければならない。各世界遺産での時節に合わせた適切な予算執行を確保するために、社会のさまざまなセクターからの財源支援を含めなければならない。持続可能な資金調達メカニズムを獲得するためには、資金調達機関との連携と関与を恒常的に考慮し、積極的なコミュニケーションと交渉能力を育成する必要がある。

また文書文末は、今回のフォーラムを受け、ガバナンスに関するガイダンスとツールの作成とともに、世界遺産管理に関わるガイダンスと情報提供が継続的に求められることから、今後もサイトマネージャー・フォーラムの継続が必要である、と締めくくられる。



第16図 第4回世界遺産サイト・マネージャーフォーラム声明文のビデオ

5. 今後の課題

パンデミックは、直接的な交流を止め、人々を分断させたが、一方で、オンラインでのコミュニケーションが加速的に進む契機となった。安全で安価に行えるオンラインツアーをはじめ、デジタル技術やインターネットによる新たな取組が多く行われるようになるとともに、国際的な交流も広がりを見せている。

新型コロナウイルスの感染状況により世界遺産委員会が初めてオンライン開催されたのはじめ、世界遺産の保存管理に関わる国際会議や研修も数多く行われた⁽²¹⁾。本フォーラムもその好例で、これまで世界遺産委員会に先行して対面で開催されていたため参加者が限られていたが、参加者の地域・専門等に偏りのない今回のあり方は理想的な形である、と主催者の一人もコメントを寄せている⁽²²⁾。こうした機会に構築される国際的な情報共有と連携が世界遺産の保護において非常に有益で重要なのは言うまでもない。

また、世界遺産における優れた取組を紹介するプラットフォームも見られるようになった。とくに、2020年に開設されたPANORAMAは自然遺産・文化遺産の事例が横断的に収録され、様々な遺産に共通する課題への対応を世界中の事例から学び、遺産の保護に反映できる仕組みを目指すものである⁽²³⁾。

世界遺産とは人類共通の資産である。その保存管理、公開活用は国際的な水準に合わせていく必要がある。直接的な国際交流が断たれた現在、どうしても国内、地元へ関心が向きがちである。また多くの資産で価値や魅力の発信が行われているが、観光による来訪者の増加を目的としたものが多く、世界遺産条約の意義や登録された本来の文脈について語られることは少ないように感じる。本来の趣旨を踏まえた上で、価値や魅力を国内外に発信していくことが必要ではないだろうか。

現在、日本国内においては世界遺産のうち、多くの文化遺産は構成資産については文化財保護法、緩衝地帯については景観計画に基づき管理が行われている。ただ、これらは世界遺産の価値とは異なる文脈で決定されたものである。また、今後新たにヘリテージ・プレイスに基づく包括的な遺産の保存管理を検討する前に、既存の枠組みとどう整合するのか整理が必要である。2021年3月には文化審議会世界遺産部会から「我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）」⁽²⁴⁾が出され、大きく方針転換が図られているが、国際的には、より広くより多くのことが求められているのが実情である。

また、世界遺産の保存管理にこれまで以上により多くの人々を巻き込んでいくことも課題である。世界遺産は、専門家だけのものではない。一方、影響力が強い人、関心度が高い人、直接的に遺産管理に関わる人、そうした人々だけのものではない。ただ、より多くの人の声を拾いそれを生かすために、具体的にどうするか検討が必要である。

もちろん、世界遺産にとって最重要事項であるのは、OUVを維持することであることは、言うまでもない。世界遺産登録に注目が集まりがちであるが、それはただの始まりに過ぎない。将来世代にわたって、いかにこの貴重な遺産を残していくかは、国際的な責任を伴うもので、地域全体に与えられた課題である。

本稿は筆者が参加した第4回世界遺産サイト・マネージャーフォーラム（2021年7月7日～13日）の骨子とともに、2020年11月20日～30日にアジア・太平洋地域16カ国20名が参加してダンブラ（スリラン

カ)で行われた「自然・文化遺産の保全における人々を中心としたアプローチPromoting People-centered approaches to Conservation of Nature and Culture」(ICCRUM、IUCN、スリランカ主催、世界遺産リーダーシッププログラムの一環)の情報も一部含んでいる。いずれの研修も非常に充実したカリキュラムが組まれていたが、短期に膨大な情報量が詰め込まれ、筆者の理解が追いついていないか非常に心もとない。本稿における誤訳や誤りはすべて著者の責任にある。なお、本稿で引用する図版については、すべて本研修にあたり共有された資料であることを申し添えておく。

All Rights of the contents related the 4th World Heritage Site Managers Forum are reserved to the World Heritage Leadership Programme.

本フォーラムではJo Eugene氏、Nicole Franceschini氏から多くのことを学ぶとともに温かいサポートを受けた。またスリランカでの研修に参加する契機を提供していただき、本遺産群の世界遺産登録の初期の段階から現在にわたるまでご指導いただいているGamini Wijesuriya氏(ICCRUM事務局長特別アドバイザー)に記して感謝を申し上げたい。

(福岡県九州国立博物館・世界遺産室)

(2022年2月21日脱稿)

註

- (1) サイト・マネージャーフォーラムは、第44回世界遺産委員会(2017年、クラクフ、ポーランド)で初めて開催され、以後3回、世界遺産委員会の会期前に先行して対面で開催されている。なお、本研修にかかる費用は無料である。
- (2) これまでの議題は以下の通り。第1回「世界遺産のシステムとそのプロセス」(2017年、クラクフ、ポーランド)、第2回「サイトマネージャー 役割、責任、キャパシティビルディングの必要性」(2018年、マナマ、バーレーン王国)、第3回「世界遺産のプロパティとヘリテージ・プレイスの持続可能な管理」(2019年、バクー、アゼルバイジャン)。
- (3) 世界遺産リーダーシッププログラムとは、ICOMOS・ユネスコ世界遺産センター(WHC)と協力してIUCNおよびICCRUMが提供する世界遺産の保存管理に関わる実務担当者の能力開発を目的としたプログラム。
- (4) 気候変動に関わり世界遺産の諮問機関から出された主要な文書に「気候変動は現在、自然の世界遺産に対する最も一般的な脅威である」(Osipova et al., 2020)とするIUCNの「IUCN World Heritage Outlook 3」(2020年)、「文化遺産は気候変動の無数の影響を伝えるユニークな立場にある」とするICOMOSの「Futures of Our Pasts レポート」(2019年)がある。
- (5) World Heritage in the face of Covid-19 (UNESCO 2021)。なおこの文書の結論では、以下が提言されている。
 - ・各遺産のOUVを保護し、訪問者に対して遺産の価値や特性を強調することに焦点を当てた、持続可能で柔軟な世界遺産管理の提唱。
 - ・世界遺産が、大規模な国際観光への依存から、よりよく管理された観光と地元規模のビジネスやサービスへの方向転換を推進すること。
 - ・観光客に提供する経験を多様化する一方で、安全な旅行のための新しい健康プロトコルや基準の適用を支援し、提唱すること。
 - ・ユネスコの支援を受け、観光向けの新しい安全基準、観光客向け情報アプリ、国内観光促進キャンペーンにより、旅行者の信頼回復と適応需要の喚起に貢献する。
 - ・観光地の再建、技術革新と投資の促進、観光セクターの再考のため、包括的な観光復興計画の作成を促進・支援する。
 - ・危機の影響を緩和し、将来の世代のための持続可能性を確保するため、既に助成を受けている

- 観光地では助成を維持、現在受けていない観光地では助成の導入を提唱すること。
- (6) ICOMOSで持続可能な観光を担当するFergus T.Maclarenは、以下のようにリスクを捉える。①経済的リスク：観光産業が、地域社会の維持に必要な十分なレベルに戻るの難しいこと。②社会的リスク：主要な雇用部門である観光が打撃を受けることにより、他の産業まで支えることができないうこと。③環境リスク：生物多様性の喪失や気候変動の脅威への対応。④文化的なリスク：遺跡の保全・維持、遺跡とそれを支えるコミュニティ、景観、伝統を維持するための収入の減少である。)
- (7) 2021年7月に開催された第44回拡大世界遺産委員会では、Policy Document on the impacts of climate change on World Heritage properties（世界遺産の影響に関する政策文書）（2007年）が更新された（WHC/21/44.COM/7C）。
- (8) 遺産は決して「島」ではない：生態系である。遺産を守るためには、遺産の先にある問題にも目を向けなければならない。そうすることで初めて遺産を守ることができる。（BOCCARDI&SCOTT 2018）
Boccardi, G., & Scott, L. (2018) . “A view from the inside: an account of the process leading to the adoption of the policy for the integration of a sustainable development perspective within the World Heritage Convention” .
- (9) Strategic Action Plan for the Implementation of the World Heritage Convention 2012-2022（世界遺産条約実施のための戦略的行動計画2012-2022年）（WHC-11/18.GA/11）（UNESCO 2011）および Policy Document for the Integration of a Sustainable Development Perspective into the Processes of the World Heritage Convention（世界遺産条約のプロセスに持続可能な開発の視点を組み込むための政策文書）（UNESCO 2015）
- (10) People-Centred Approaches to the Conservation of Cultural Heritage: Living Heritage（ICCRROM 2015）。
世界遺産の保存管理の歴史については Gamini Wijesuriya氏（ICCRROM事務局長特別アドバイザー）令和2年度第7回公開講座「世界遺産の保存管理」（2021年2月）の動画をご覧ください。
<https://youtu.be/OGZZTLVhbU>
- (11) 「文化的権利」とは①文化的生活に参加する権利、②自分の文化を楽しむ権利、③文化遺産を維持、管理、保護、発展する権利（Karlma Bennoune UN Special Rapporteur in the field of cultural rights）。
Report of the independent expert in the field of cultural rights, Farida Shaheed, March 2011
<http://www.ohchr.org/EN/Issues/CulturalRights/Pages/SRCulturalRightsIndex.aspx>
- (12) ヘリテージ・プレイス（Heritage Place）という概念は、ICCRROMとIUCN世界遺産リーダーシッププログラムによって改訂が進められる新しいResource Manual on Managing World Heritage（近日刊行予定）で使用される予定の専門用語（Jo Eugene氏の御教示による。）。)
- (13) OUVと「OUVの属性」の違いは、「価値」はコントロールできないが「属性」はコントロールできるもので保存管理の対象となるものである（Ang Ming Chee氏（George Town World Heritage Incorporated）の御教示による。)
- (14) 締約国は、世界遺産の効果的な管理活動を実施する責任がある。締約国は、資産管理者、管理権限を有する機関、その他のパートナー、地域社会、先住民、権利者、資産管理の利害関係者と緊密に協力して、必要に応じて、衡平なガバナンスの取り決め、共同管理システム、救済メカニズムを構築することにより、これを行うべきである。（『世界遺産条約履行のための作業指針』第117項目）
- (15) 影響度と関心度（Mendelow 1991）。

- (16) PRA (Participatory Rural Appraisal) の手法としては①質問は「はい」「いいえ」で回答するクローズド・クエスチョンをしなない。②個人ではなく、グループを対象にする。③言語でのコミュニケーションではなく、視覚的なコミュニケーションを重視する。④地元住民から学ぶ。⑤コミュニティを訪問にあたっては「適切な時期を選ぶ」「文化的なプロトコルを大事にする」「特例を避ける」「講義をしなない」。⑥対話の間は、通うのではなく滞在して、生活をともにする。
- (17) 保存管理計画を見直すためのツールとしてEnhancing Our Heritage Toolkitがある (World Heritage Centre UNESCO World Heritage Paper23 2008 Enhancing Our Heritage Toolkit Assessing management effectiveness of Natural World Heritage sites)。もとは自然遺産の管理計画を見直すために作られたものであるが、文化遺産にも対応したEnhancing Our Heritage Toolkit 2.0は2022年中の刊行が予定されている (Nicole Franceschini氏の教示による)。
- (18) モニタリングには、ユネスコ世界遺産センターが6年ごとに定期的に地域ごとに行う定期報告がある (『世界遺産条約履行のための作業指針』第96項)。また、国内の文化遺産は、毎年、文化庁に保全状況報告書を提出、文化審議会世界文化遺産部会で諮られる。さらに各資産では、推薦書に定めた指標にもとづき定期的にモニタリングを行うことになっている。「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群については、保全状況を毎年1冊の年次報告書にまとめ、毎年度末、諮問機関である専門家会議に諮ることになっている。この年次報告書は、立ち入りが禁じられている沖ノ島祭祀遺跡の詳細な保全状況が掲載されているため、一般には公開されていない。
- (19) 遺産影響評価についてはこれまでIUCN、ICOMOS それぞれが独自にガイドラインを定めていたが、ICCROM・IUCN・ICOMOSが共同執筆した『Guidance and Toolkit for Impact Assessment in a World Heritage Context (世界遺産のための遺産影響評価ガイドラインとツールキット)』は2022年8月に刊行された。
- 国内では、文化庁『世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針』(2018年)に基づき進められている。
- なお、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は登録時の勧告にもとづき、『世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群遺産影響評価運用マニュアル』(2019年)を定めるとともに、『世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画』(2022年3月改訂)の中にも組み込んでいる。
- (20) 第4回サイト・マネージャーフォーラムの声明文および動画は下記ウェブサイトから閲覧可能。
<https://whc.unesco.org/en/whsmf2021>
<https://youtu.be/UEjp8YVvk-gM>
- (21) ICCROMは多くのオンライン研修を行っている上、過去の研修についてもICCROMウェブサイトから動画配信で視聴可能である。ユネスコ世界遺産センターは2021年定期報告にかかる研修をアジア太平洋地域のサイト・マネージャー向けにオンラインで行なった。
- (22) ICCROMのJoseph King氏による。
- (23) PANORAMA (<https://panorama.solutions/en/portal/nature-culture>) は、ICCROM、IUCN、ICOMOSが共同で立ち上げた世界遺産の保存管理に関わる優れた取組を登録するウェブサイト。共通の課題が世界中でどのように対処されているか共有することで、横断的に学び、解決策を見出すことを目的とする。またUNESCO世界遺産センターはWorld Heritage Canopy (<https://whc.unesco.org/en/canopy/#list>) という持続可能な開発と遺産の保全が連携した取組を紹介するウェブサイトを立ち上げている。
- (24) 文化審議会世界遺産部会「我が国における世界文化遺産の今後の在り方 (第一次答申)」(2021年3月30日)https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaiisanbukai_nittei/4_07/pdf/93092801_01.pdf

本誌の既刊行分データは、本遺産群のデジタル・アーカイブ
「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.munakata-archives.asia/>

沖ノ島研究 第八号

2022(令和4)年9月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課

九州国立博物館・世界遺産室

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)

OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

8

CONTENTS

	Page
OHTAKA Hirokazu Research on Ancient Documents about <i>Uminada-sakai-me-no-koto</i> (Borders of Sea) said to date from the Munakata Daiguji period	1
HANAOKA Okifumi The Attitude of the Munakata Family after 1586 focusing on the Documents of the Higo Munakata Family - With the Research Direction of the Mysterious Person "Munakata Saikaku" -	39
MOMOSAKI Yusuke Reconstruction of the Horse Harness from the Okinoshima Island	67
Summary report of investigation on the “Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region” in the fiscal year 2021	97
OKADERA Miki Global Trends in Managing World Heritage - Overview of the Fourth World Heritage Site Managers’ Forum -	(1) /122

2022

Preservation and Utilization Council of the
“Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region”